

**島本町一般廃棄物処理基本計画  
(案)**

**令和6年11月**

**島本町**



# 目次

第1章 基本計画策定の趣旨.....	1
第1節 計画の位置付け.....	1
第2節 基本理念 .....	3
第3節 計画目標年次.....	4
第4節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	5
第2章 島本町の概況.....	7
第1節 位置及び沿革.....	7
第2節 自然環境 .....	8
第3節 社会環境 .....	10
第4節 水環境、水質保全に関する状況.....	14
第5節 関連計画 .....	18
第3章 ごみ処理基本計画.....	19
第1節 ごみ処理の現況.....	19
第2節 ごみ処理の課題.....	45
第3節 ごみ処理システム評価.....	47
第4節 ごみ処理基本計画.....	51
第5節 計画のフォローアップと事後評価.....	71
第4章 食品ロス削減推進計画.....	72
第1節 計画策定の趣旨.....	72
第2節 食品ロスの現状.....	73
第3節 食品ロス削減推進計画.....	76
第5章 生活排水処理基本計画.....	80
第1節 生活排水の排出の現況.....	80
第2節 生活排水処理の問題点及び検討すべき事項の抽出.....	86
第3節 生活排水処理基本計画.....	88
第4節 計画のフォローアップと事後評価.....	94



## 第1章 基本計画策定の趣旨



## 第1章 基本計画策定の趣旨

### 第1節 計画の位置付け

#### 1. 計画策定の趣旨

島本町（以下、「本町」という。）においては、令和2年3月に「島本町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現計画」という。）を策定し、計画に基づきごみの減量・資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進してきました。

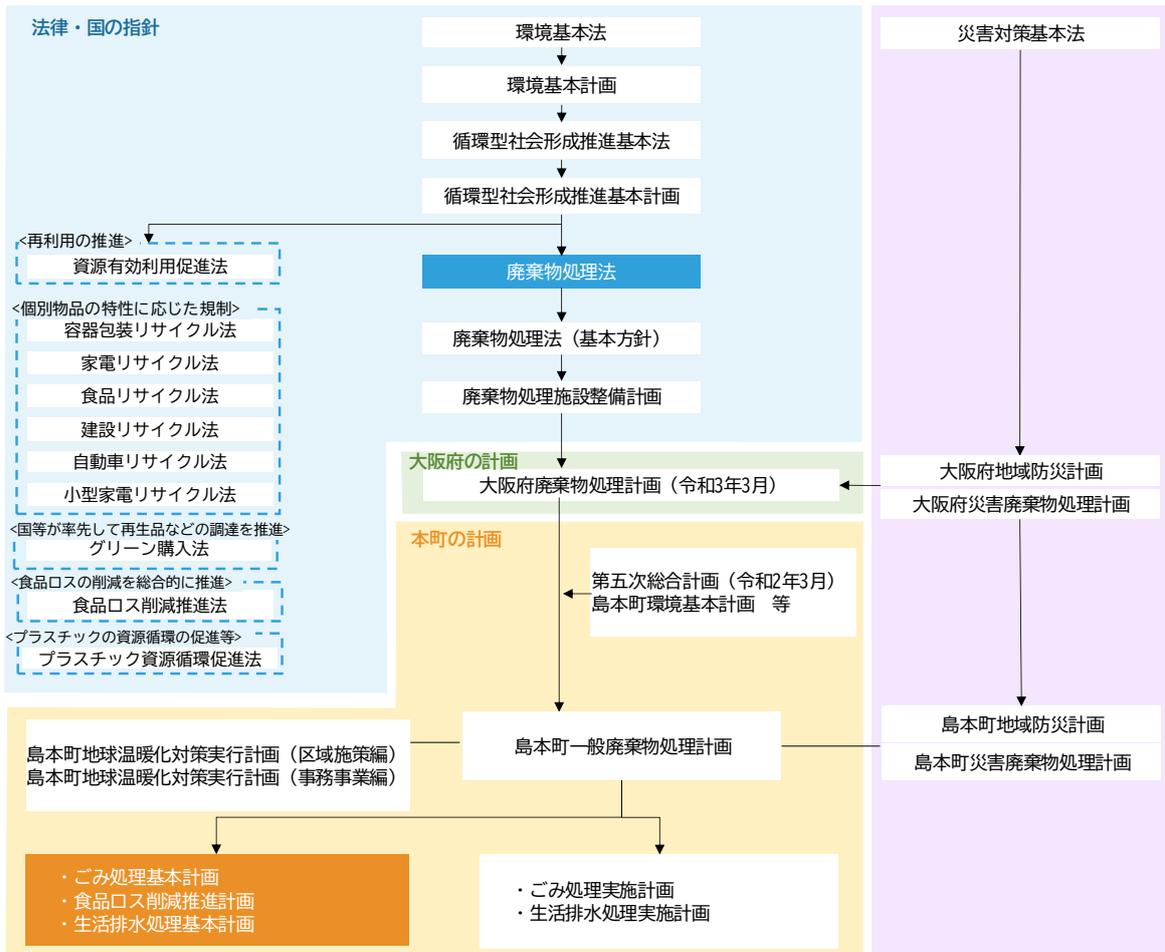
循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、国においては、循環型社会元年と位置付けられた平成12年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われています。

令和元年10月には食品ロスに対する国際的な問題意識の高まり等を背景に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和4年4月にはプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。）が施行されました。

こういった社会的背景の変化への対応を盛り込み、今後、ごみの減量と分別・リサイクルをさらに推進するため、現計画の前期目標の達成状況を検証し、本町が抱える課題の対応に向け、必要な見直しを行います。

#### 2. 本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により定めるものであり、ごみに関する計画である「ごみ処理基本計画」と、生活排水に関する計画である「生活排水処理基本計画」で構成されます。今回、現計画で組み込んでいなかった、令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」を組み入れ、「島本町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）としました。



出典) ごみ処理基本計画策定指針 (平成 28 年 9 月 環境省) に一部加筆

図1-1-1 循環型社会の形成を推進するための法体系

## 第2節 基本理念

廃棄物処理問題は、今や地球的規模な問題として取り扱われている中で、わが国では、持続可能な社会の前提のもとに、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の構築が進められています。

そうした中で、本町は、「第五次総合計画」における将来像を『自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち』とし、合言葉を『いきいき・ふれあい・やさしい島本』としています。廃棄物関連に関する基本方針は、「自然と調和した快適なまちづくり」を掲げ、環境負荷の少ない地域社会づくりを進めるとしています。また、令和元年には、適正に処理されないプラスチックごみがゼロとなるよう「しまもとプラスチックスマート宣言」を行いました。

そこで、本計画の基本理念を「循環型社会（4Rを通じたさらなる資源循環）・脱炭素社会（温室効果ガス排出量の大幅削減）・自然共生社会（自然の恵みの享受と継承）」をリンクさせることにより、行政・住民・事業者の協働で「持続可能な社会」を目指すものとします。

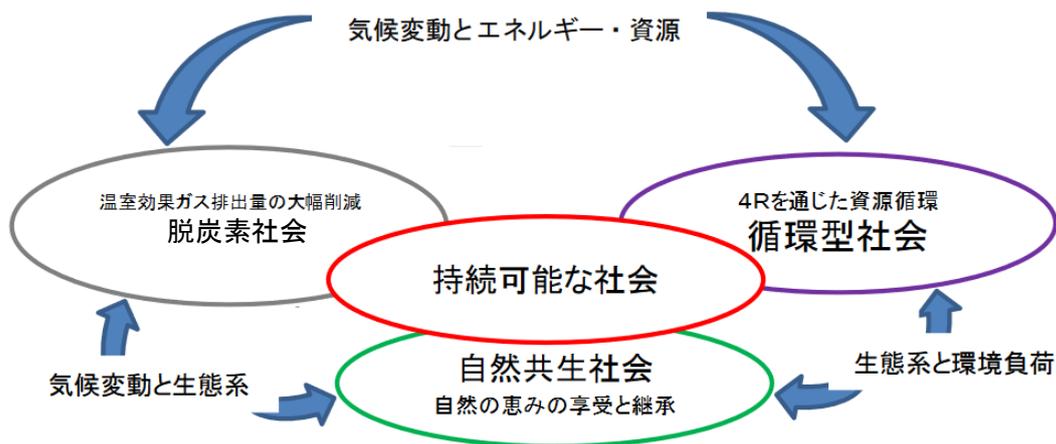


図1-2-1 基本理念図

### 第3節 計画目標年次

本計画は、令和7年度から10年間の計画とし、中間目標年度を令和11年度、計画目標年度を令和16年度とします。

本計画及び上位計画、関連計画の計画期間を次に示します。

年度	和暦	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
	西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
総合計画	第五次総合計画 計画期間：令和2年度～令和11年度																
環境基本計画	環境基本計画 計画期間：平成27年度～令和6年度					第二期環境基本計画 計画期間：令和7年度～令和16年度											
一般廃棄物処理基本計画	島本町一般廃棄物処理基本計画 計画期間：令和2年度～令和16年度（15年間）																
					前期目標年度 評価・見直し						中期 目標年度					後期 目標年度	
地球温暖化対策実行計画			地球温暖化対策実行計画【区域施策編】 計画期間：令和5年度～令和12年度														
		第五期実行計画 計画期間：令和4年度～令和8年度						第六期実行計画 計画期間：令和9年度～令和13年度									

## 第4節 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

### 1. SDGsの概要

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)とは、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標のことです。

社会、経済、環境の3側面からとらえることができる17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての国が取り組むべき普遍的な目標です。

### 2. 本計画との関係

SDGsの持続可能という考えは、循環型社会形成を目指す施策展開の観点からも重要です。このことから本町は、SDGsの推進を住民や事業者等と連携して取り組むにあたっての共通理念としています。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール12 つくる責任 つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減や廃棄物の大幅削減等がターゲットとして掲げられています。

主に廃棄物分野と関わりが深い項目として3つがあげられますが、それぞれのターゲットを通じて相互に関係しており、全体を俯瞰する視点を持って達成を目指すことが求められています。



■SDGsの目標と意味■

アイコン		目標	意味
1		貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
2		飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3		すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4		質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5		ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6		安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7		エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8		働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
9		産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10		人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国家間の不平等を是正する
11		住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12		つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13		気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14		海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15		陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16		平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17		パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

## 第2章 島本町の概況



## 第2章 島本町の概況

### 第1節 位置及び沿革

#### 1. 位置

本町は、大阪府の北西部、京都府との府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市及び京都府八幡市と相對し、南及び西は高槻市と北は京都府京都市・長岡京市・大山崎町に隣接しています。

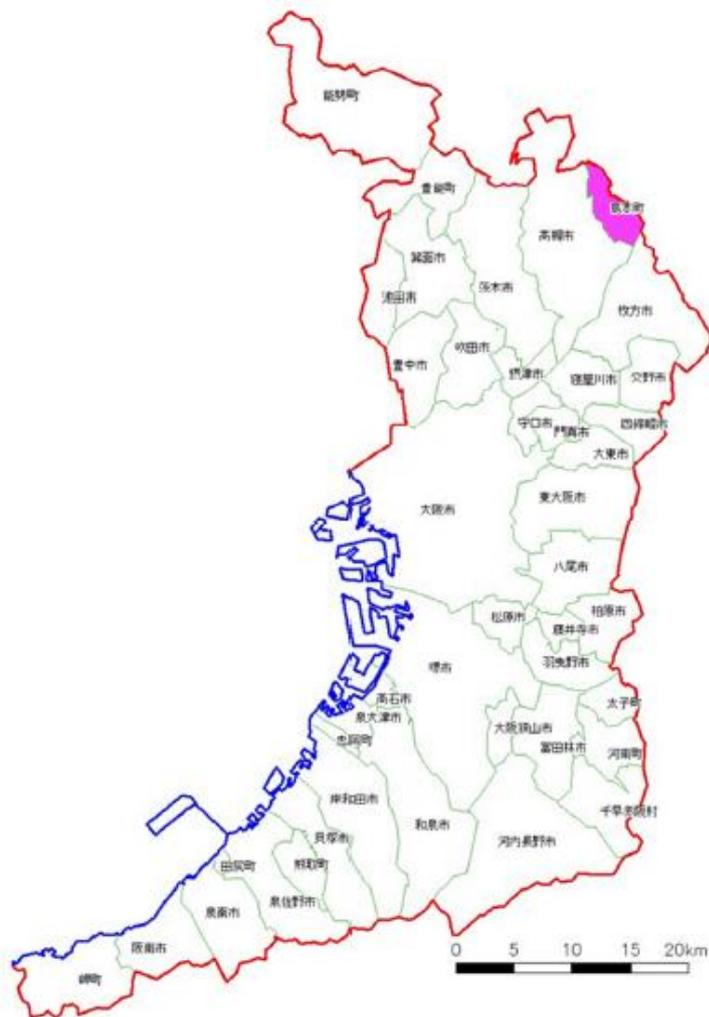


図2-1-1 位置図

## 2. 沿革

本町は、古くから水路（淀川）、陸路（旧西国街道）による交通の要衝として栄え、日本の歴史に大きな足跡を残してきました。

明治22年の市制町村制の施行に伴い、7ヶ村（大沢村、尺代村、山崎村、東大寺村、広瀬村、桜井村及び高浜村）が合併し、島本村（人口2,621人）が誕生しました。

大正末期にはウイスキー蒸溜所や紡績工場が建設され、鉄道沿線にある立地などから、大阪近郊の工業地として発展し、昭和15年に町制（人口6,056人）を施行しました。

戦後、都市圏の拡大に伴い企業立地や住宅開発が進み、高度経済成長期には人口が急速に増加しました。その間、都市基盤の整備におわれ、昭和50年代には町財政は深刻な危機的状況に直面しました。しかし、昭和60年代には、急速な都市化の波は沈静化し、平成に入ってから、人口は横ばい傾向となりましたが、現在、大型マンションなどの大規模な住宅開発が進み、人口は再び増加しつつあります。平成20年3月にはJR島本駅が開業し、京都・大阪間のベッドタウンとして発展を遂げています。

## 第2節 自然環境

### 1. 地理的・地形的特性

標高は、最低点が淀川で8.5m、最高点が北部の釈迦岳で631.4m、高低差は約623mあります。

地形は、北部が標高400m～600mの山地、中部が標高100m～250mの丘陵地で、町域約7割を山岳丘陵地が占めており、淀川に面した南部は平坦地となっています。

また、丘陵地から山地にかけては、天王山断層など2つの活断層の存在が明らかになっています。

2. 気象的特性

一般的に気候は、瀬戸内海気候区の東側にあたるため温暖な気候帯にあたり、6月の梅雨期と7月、9月の台風期に降水量が多く、冬季には降水量が少なくなる傾向にあります。過去5年間の降水量及び日平均温度は次のとおりです。

表2-2-1 気象的特性

	年降水量	温度		
		日平均	日最高	日最低
	mm	℃	℃	℃
R1	1,346.0	16.7	21.8	12.3
R2	1,566.0	16.8	21.9	12.3
R3	1,979.0	16.8	22.2	12.3
R4	1,327.5	16.6	22.2	12.1
R5	1,259.0	17.2	22.9	12.5
1月	29.5	5.2	10.3	0.7
2月	38.5	6.1	11.0	1.7
3月	67.0	12.2	19.2	6.4
4月	180.0	15.2	21.5	9.7
5月	260.5	19.5	25.8	14.2
6月	234.0	23.3	28.3	19.2
7月	89.5	28.5	34.2	24.1
8月	141.5	29.8	35.7	26.0
9月	58.0	27.4	33.1	23.3
10月	67.0	17.9	24.0	13.1
11月	72.0	13.2	18.6	8.5
12月	21.5	8.2	13.4	3.6

出典：気象庁（枚方観測所）

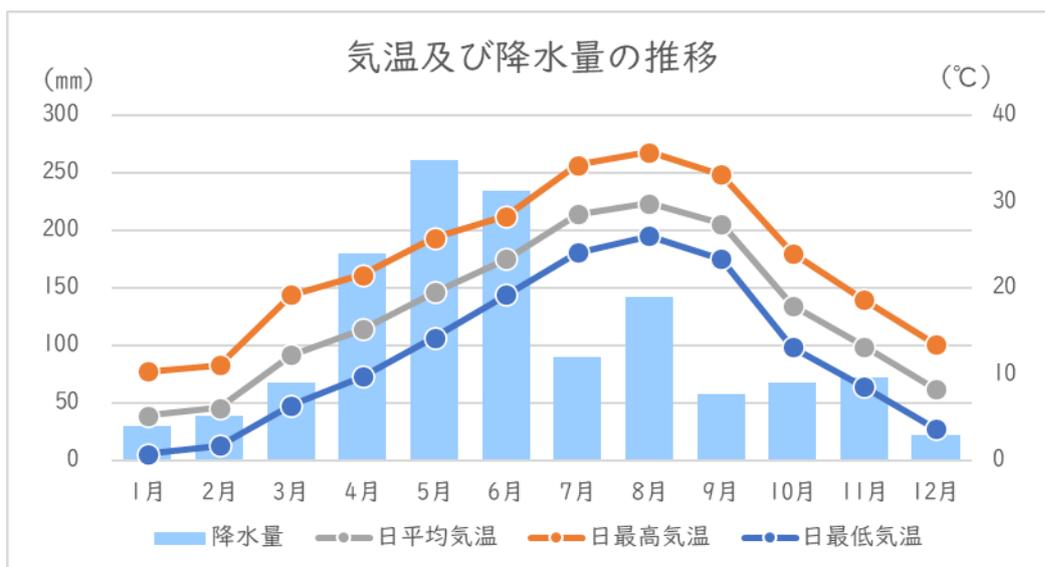


図2-2-1 気象的特性

### 第3節 社会環境

#### 1. 人口及び世帯数

人口は年度により増減していますが、10年間でみると増加しています。また、一世帯あたり人口は、減少傾向にあります。

令和5年度末（令和6年4月1日）における人口は、31,670人、世帯当たりの人口は2.26人です。過去10年間に於ける人口、世帯数及び世帯あたり人口の推移は次のとおりです。

表2-3-1 人口及び世帯数の推移

島本町				
年度	人口（人）		世帯数 （世帯）	世帯人口 （人/世帯）
		増減		
H26	30,659	-	12,714	2.41
H27	30,658	▲ 1	12,862	2.38
H28	30,620	▲ 38	12,919	2.37
H29	30,605	▲ 15	12,952	2.36
H30	31,167	562	13,323	2.34
R1	31,774	607	13,678	2.32
R2	31,937	163	13,943	2.29
R3	31,821	▲ 116	13,985	2.28
R4	31,603	▲ 218	13,927	2.27
R5	31,670	67	14,014	2.26
10年間	-	1,011	1,300	▲0.15

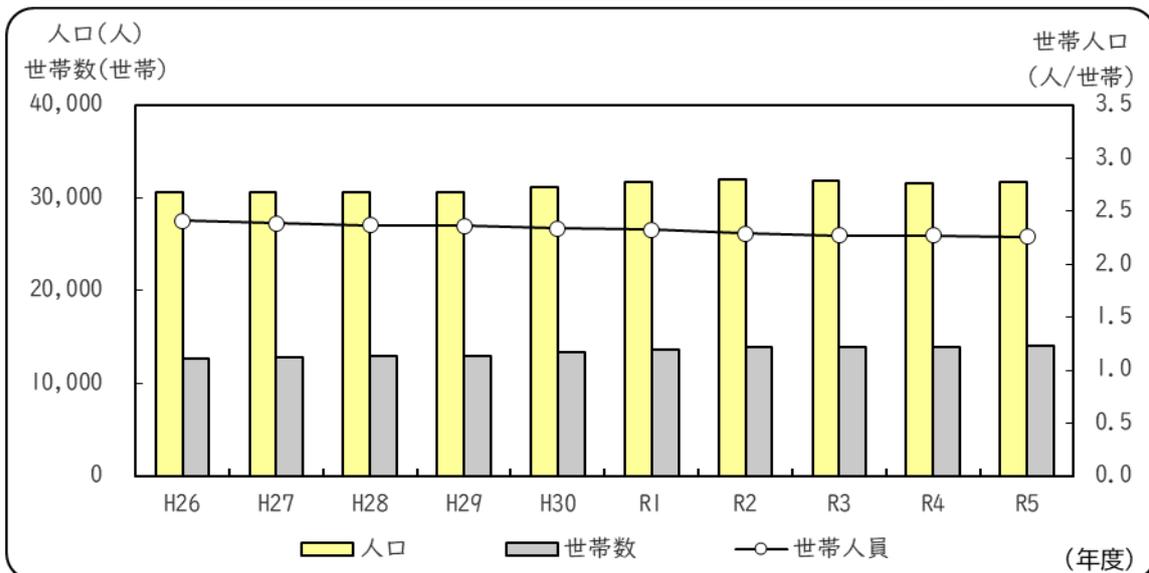


図2-3-1 人口及び世帯数の推移

2. 地区別人口及び世帯数

過去5年間にける本町の地区別人口及び世帯数動向は次のとおりです。

表2-3-2 地区別人口・世帯数

区分	令和2年4月1日		令和3年4月1日		令和4年4月1日		令和5年4月1日		令和6年4月1日	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)								
大沢	11	7	10	6	9	5	10	6	10	6
尺代	134	61	129	61	119	56	119	56	116	55
山崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山崎一丁目	552	228	551	231	531	222	507	208	518	208
二丁目	735	345	717	346	705	348	687	345	689	348
三丁目	920	406	907	404	883	407	853	403	849	404
四丁目	1,979	755	1,977	770	1,936	748	1,913	764	1,883	770
五丁目	252	75	253	202	252	200	269	200	277	207
東大寺	33	17	32	17	34	19	32	19	32	20
東大寺一丁目	382	156	367	153	363	151	356	147	358	146
二丁目	1,116	407	1,125	413	1,137	418	1,132	415	1,119	417
三丁目	1,230	465	1,227	466	1,220	466	1,238	473	1,236	477
四丁目	71	28	69	27	69	27	67	25	66	25
広瀬	6	3	7	3	7	3	7	3	7	3
広瀬一丁目	1,090	453	1,128	467	1,158	475	1,161	472	1,165	472
二丁目	1,193	528	1,188	535	1,205	544	1,197	539	1,190	534
三丁目	674	296	701	303	671	295	671	297	694	305
四丁目	1,338	607	1,329	608	1,359	616	1,395	632	1,401	633
五丁目	666	266	671	265	673	270	663	264	648	262
水無瀬一丁目	847	363	844	362	857	362	858	361	844	356
二丁目	2,374	1,100	2,351	1,100	2,293	1,098	2,286	1,097	2,291	1,110
青葉一丁目	905	465	889	471	875	470	807	413	816	430
二丁目	728	344	723	344	723	349	722	348	718	348
三丁目	1,927	910	1,932	912	1,884	898	1,860	897	1,858	909
桜井	28	10	28	10	24	8	28	10	27	9
桜井一丁目	369	194	368	195	362	189	363	195	368	193
二丁目	174	65	169	63	175	67	181	72	240	96
三丁目	185	82	220	95	242	101	242	99	257	100
四丁目	415	178	408	179	399	177	404	178	403	179
五丁目	410	173	404	173	413	175	419	177	442	191
桜井台	346	152	361	156	359	159	350	160	342	157
江川一丁目	1,269	666	1,233	642	1,199	637	1,189	644	1,163	643
二丁目	2,845	1,082	2,826	1,079	2,833	1,100	2,837	1,101	2,838	1,102
高浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高浜一丁目	382	156	391	167	388	165	413	177	424	176
二丁目	603	280	598	273	583	270	568	268	576	275
三丁目	667	304	800	351	927	406	959	409	1,009	425
百山	2,128	747	2,265	801	2,226	767	2,146	731	2,144	718
若山台一丁目	1,311	577	1,287	572	1,248	565	1,238	571	1,234	573
二丁目	1,479	727	1,452	721	1,480	752	1,456	751	1,418	732
計	31,774	13,678	31,937	13,943	31,821	13,985	31,603	13,927	31,670	14,014

住民基本台帳（外国人登録含む）

### 3. 産業動向

本町における産業別15歳以上就業者数の推移は次のとおりです。

令和2年度において、第一次産業が0.5%、第二次産業が21.5%、第三次産業が77.9%となっており、第一次産業が少ないですが、大阪府全体と比較すると平均的といえます。

産業別でみると第二次産業では製造業、第三次産業では卸売業、小売業が大きな割合を占めています。

表2-3-3 産業別15歳以上就業者数の推移

項目	島本町				大阪府	
	平成27年度		令和2年度		令和2年度	
	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	78	0.6	72	0.5	21,410	0.5
第二次産業	3,122	23.8	2,984	21.5	1,011,053	22.5
第三次産業	9,936	75.6	10,800	77.9	3,457,794	77.0
総数	13,136	100.0	13,856	100.0	4,490,257	100.0

※引用資料：平成27年、令和2年国勢調査

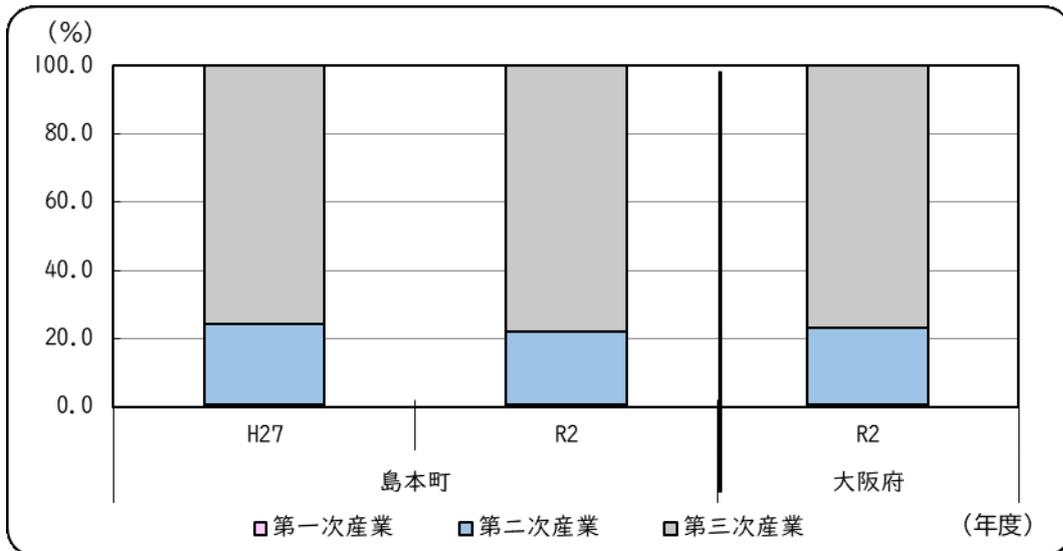


図2-3-2 産業別15歳以上就業者数の推移

#### 4. 土地利用状況

本町の土地利用状況を次のとおりです。

宅地の割合が最も多く、次いで山林、雑種地と続いています。

表2-3-4 土地利用状況

	田	畑	宅地	山林	雑種地	総数
令和元年	287,884	206,160	1,724,589	1,205,903	712,973	4,137,509
令和2年	286,500	207,889	1,730,762	1,205,903	708,831	4,139,885
令和3年	280,005	206,787	1,712,887	1,205,903	712,180	4,117,762
令和4年	277,394	205,387	1,718,242	1,205,903	712,603	4,119,529
令和5年	272,939	203,285	1,732,994	1,205,903	715,822	4,130,943

出典) 土地評価総地籍 島本町総務部税務課 (各年1月1日)

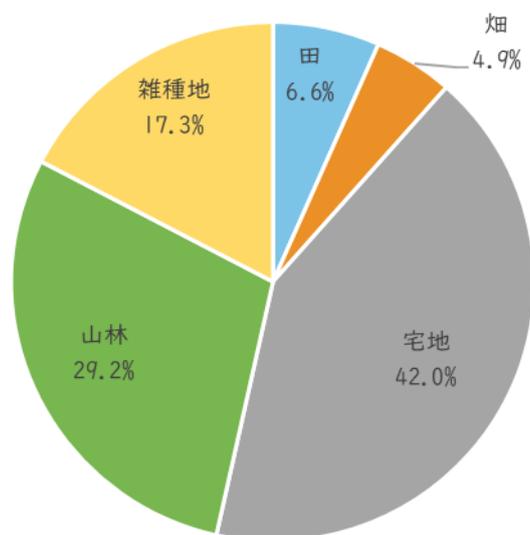


図2-3-3 土地利用状況

## 第4節 水環境、水質保全に関する状況

### 1. 環境基準

環境省は、河川保全を目的に環境基準を設定しています。その内容は次のとおりです。

表2-4-1 河川に係る環境基準

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	—
D	6.5以上 8.5以下	8mg/L以下	25mg/L以下	2mg/L以上	—
E	6.5以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	—

出典) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)(環境省)

### 2. 本町における環境基準水域類型指定状況

本町河川の環境基準指定状況は次のとおりです。

表2-4-2 環境基準における水域類型指定(島本町関係)

水域	河川	水域類型指定日	該当類型
淀川水域	水無瀬川(全域)	平成4年2月26日	A
淀川水域	淀川(京都府界から長塚堰まで)	昭和45年9月1日	B

### 3. 水質汚濁の現況

#### 1) 水無瀬川水系

水無瀬川水系において、水質測定を年2回実施しています。測定項目は、pH、BOD、SS、DO及び大腸菌群数です。尺代橋、岩谷橋、新水無瀬橋、東光寺及び長谷における測定結果は次のとおりです。

pHは、新水無瀬橋の令和4年11月の測定結果を除いて、環境基準を満足しています。

表2-4-3 水無瀬川水系のpHの推移

	R1.11	R2.2	R2.11	R3.2	R3.11	R4.2	R4.11	R5.2	R5.11	R6.2
尺代	8.2	7.3	8.1	8.0	8.3	8.0	8.0	8.1	8.0	7.9
東光寺	8.2	7.3	8.1	8.0	8.2	8.0	7.9	8.1	8.1	7.9
長谷川	8.3	7.2	8.2	8.2	8.3	8.2	8.1	8.2	8.2	8.2
名神高架下	7.5	7.5	8.3	8.4	8.4	8.5	8.4	8.2	8.3	8.6
新水無瀬橋	-	-	8.2	8.1	8.4	8.2	9.3	8.2	8.3	8.2
環境基準下限	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5
環境基準上限	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5

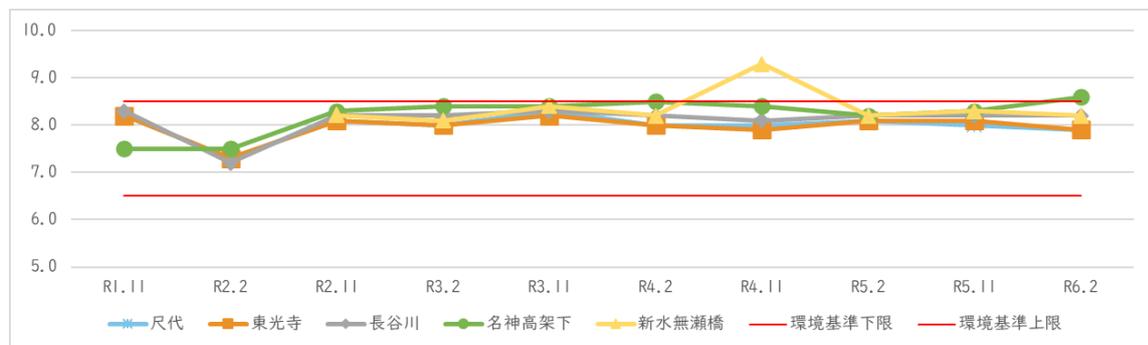


図2-4-1 水無瀬川水系のpHの推移

BODは、いずれにおいても環境基準を満足しています。

表2-4-4 水無瀬川水系のBODの推移

	R1.11	R2.2	R2.11	R3.2	R3.11	R4.2	R4.11	R5.2	R5.11	R6.2
尺代	1.5	0.7	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
東光寺	1.2	0.5	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
長谷川	1.2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
名神高架下	1.9	0.5	1.2	0.7	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6
新水無瀬橋	-	-	-	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
環境基準上限	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

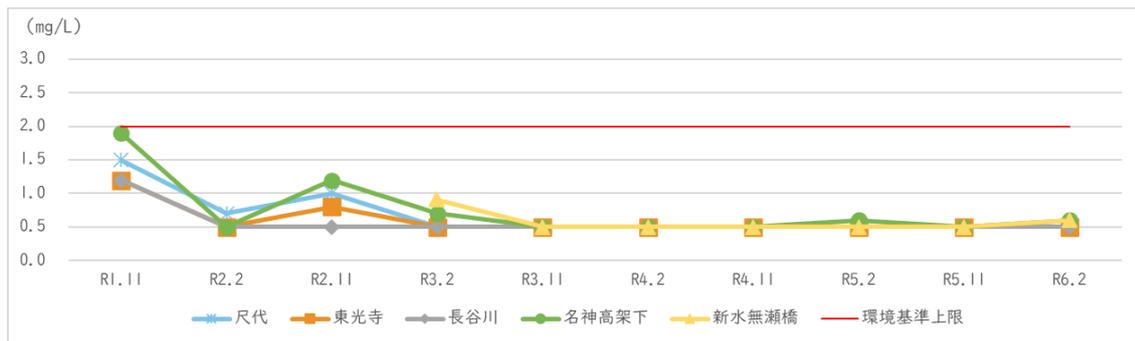


図2-4-2 水無瀬川水系のBODの推移

SSは、いずれにおいても環境基準を満足しています。

表2-4-5 水無瀬川水系のSSの推移

	R1.11	R2.2	R2.11	R3.2	R3.11	R4.2	R4.11	R5.2	R5.11	R6.2
尺代	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東光寺	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
長谷川	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
名神高架下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
新水無瀬橋	-	-	1	4	1	1	1	1	1	1
環境基準上限	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

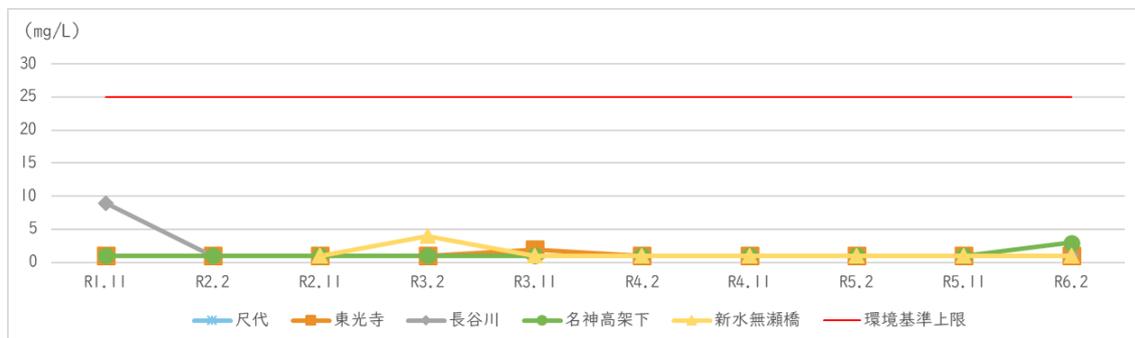


図2-4-3 水無瀬川水系のSSの推移

DOは、いずれにおいても環境基準を満足しています。

表2-4-6 水無瀬川水系のDOの推移

	R1.11	R2.2	R2.11	R3.2	R3.11	R4.2	R4.11	R5.2	R5.11	R6.2
尺代	10.0	12.0	12.1	13.4	11.7	16.0	10.2	14.0	11.1	10.4
東光寺	8.4	12.0	11.5	11.9	9.7	11.8	9.3	12.8	10.6	8.8
長谷川	10.0	12.0	11.8	13.1	10.3	11.6	10.0	12.1	10.2	9.7
名神高架下	9.6	13.0	12.3	13.1	15.1	14.4	11.6	15.0	13.3	12.4
新水無瀬橋	-	-	13.2	12.4	11.2	14.9	12.1	14.0	12.2	10.3
環境基準下限	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5

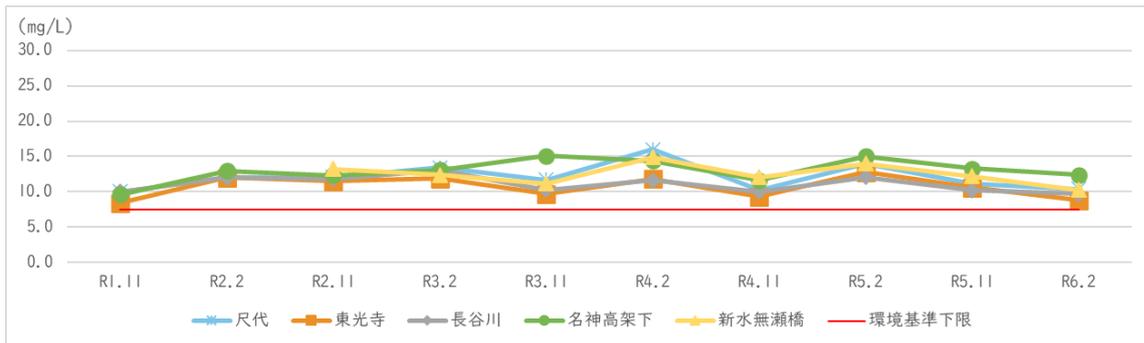


図2-4-4 水無瀬川水系のDOの推移

大腸菌群数は、環境基準の上限を超えている箇所が多くみられます。

表2-4-7 水無瀬川水系の大腸菌群数の推移

	R1.11	R2.2	R2.11	R3.2	R3.11	R4.2	R4.11	R5.2	R5.11	R6.2
尺代	33	230	350	79	790	49	17	13	200	13
東光寺	49	330	920	540	1,300	330	85	120	240	27
長谷川	170	330	540	49	4,900	310	46	26	170	65
名神高架下	4,900	490	17,000	540	3,300	330	54	30	31	5
新水無瀬橋	-	-	2,200	5,400	1,700	240	31	11	200	140
環境基準上限	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

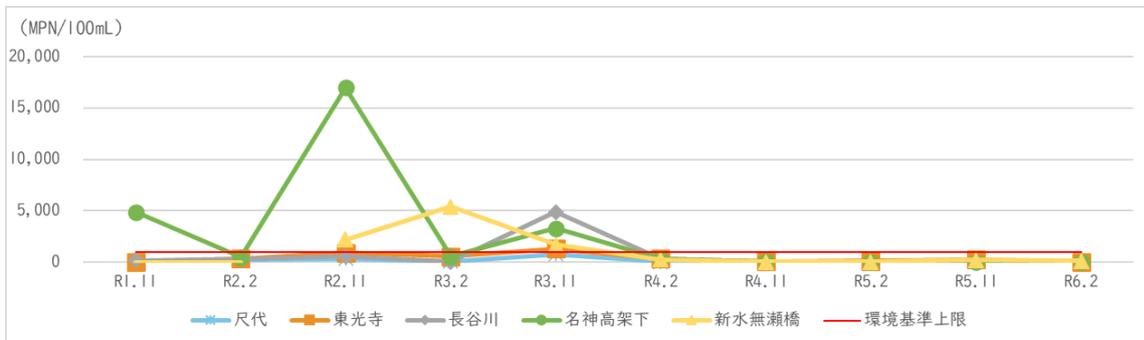


図2-4-5 水無瀬川水系のpHの推移

## 第5節 関連計画

### 1. 第五次島本町総合計画（基本構想）

21世紀の長期的なまちづくりを見通しつつ、令和11年を目標年次として、次の基本構想を示しています。基本構想には、基本理念と将来像を示しています。将来人口を想定し、土地利用と都市構造を定め、まちづくりの基本方針を7つにまとめています。以下にその抜粋を示します。

#### 1) 将来像

平成5年に策定した「第二次総合計画」から引き続き、この将来像及び合言葉を継承しています。

『自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち』  
合言葉『いきいき・ふれあい・やさしい島本』

#### 2) 将来人口

第五次総合計画の期間中（令和2年4月～令和12年3月）においては、前半から中盤にかけては増加傾向を示しますが、後半は減少傾向となり、計画期間（10年）経過後の令和12年には、31,000人台後半から32,000人台半ば程度となる見込みです。

将来人口	目標年度
31,750～32,454人	令和11年度（2029年）

#### 3) 基本方針

#### 基本方針

1. 思いやりとふれあいのまちづくり
2. 自然と調和した快適なまちづくり
3. 安全・安心なまちづくり
4. 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり
5. 子どもたちを健やかに育むまちづくり
6. 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり
7. 持続可能なまちづくり

## 第3章 ごみ処理基本計画



## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現況

#### 1. ごみ発生量の状況

本町では、家庭から発生するごみを大きく可燃ごみ、空き缶類、新聞類、空きびん類、不燃等ごみ、大型・引っ越しごみに区分して収集しており、収集ごみ以外に一般の持ち込みごみ、事業系持ち込みごみがあります。

本町の過去5年間におけるごみ発生量の推移を次に示します。

収集ごみは令和元年度から増加（平成30年度収集ごみ実績：6,029.52トン）し、令和3年度までは高い水準で推移していましたが、これは新型コロナウイルス拡大防止のための巣ごもりによる影響と考えられます。一方で持ち込みごみは令和2年度に減少し、その後増加傾向で推移しています。比較的排出量の少なかった令和2年度は、新型コロナウイルス拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されたことが事業活動に影響したと考えられます。

集団回収量は令和元年度から令和5年度にかけて約50トン減少しており、令和5年度におけるごみ総排出量は7,686.16トン（令和元年度比：6.9ポイント減少）、排出原単位は663.11グラム（令和元年度比：6.6ポイント減少）となりました。

表3-1-1 ごみの発生量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
収集ごみ	t/年	6,183.92	6,231.63	6,159.27	5,756.01	5,547.08
持ち込みごみ	t/年	1,428.41	1,398.90	1,448.19	1,578.35	1,546.81
ごみ搬入量	t/年	7,612.33	7,630.53	7,607.46	7,334.36	7,093.89
集団回収	t/年	640.67	603.68	603.54	629.10	592.27
ごみ総排出量	t/年	8,253.00	8,234.21	8,211.00	7,963.46	7,686.16
人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670
排出原単位（集団回収量除く）	g/人・日	654.58	654.59	654.99	635.83	612.01
排出原単位	g/人・日	709.67	706.38	707.40	690.37	663.11

注）集団回収量は、各年1月から12月までの回収量を計上

注）人口は、次年度4月1日現在の数値を採用

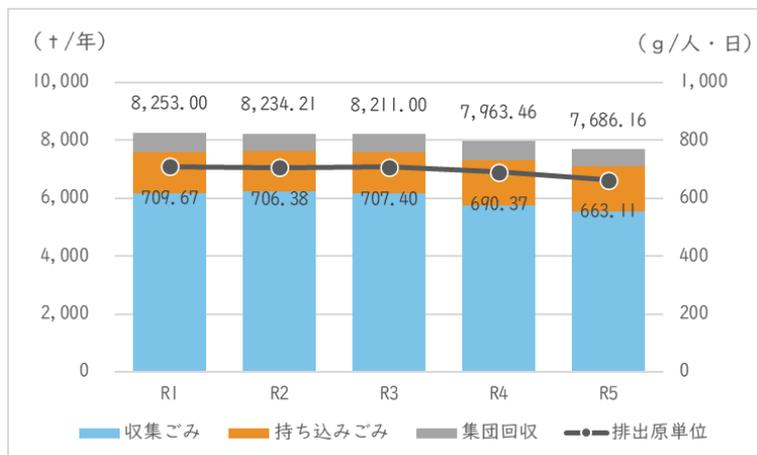


図3-1-1 ごみの発生量の推移

1) 可燃ごみ

可燃ごみは、定期収集ごみ（委託）、持ち込みごみ（許可業者、町有車、一般）及び粗大ごみ処理施設からの選別可燃物に区分されます。

過去5か年の推移は次に示すとおりで、家庭系可燃ごみの割合が多くなっています。

選別可燃物は、粗大ごみ処理施設において、空き缶類、新聞類、空きびん類、不燃等ごみ、大型・引越しごみを処理する際に選別されたものです。

これらは、島本町清掃工場のごみ焼却処理施設で焼却処分されます。

表3-1-2 可燃ごみの推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	t/年	5,705.75	5,698.62	5,746.63	5,409.85	4,967.34
事業系ごみ	t/年	1,143.87	1,110.27	1,106.54	1,241.12	1,440.82
合計	t/年	6,849.62	6,808.89	6,853.17	6,650.97	6,408.16

注) 家庭系可燃ごみには、不燃物中の可燃ごみを含む。

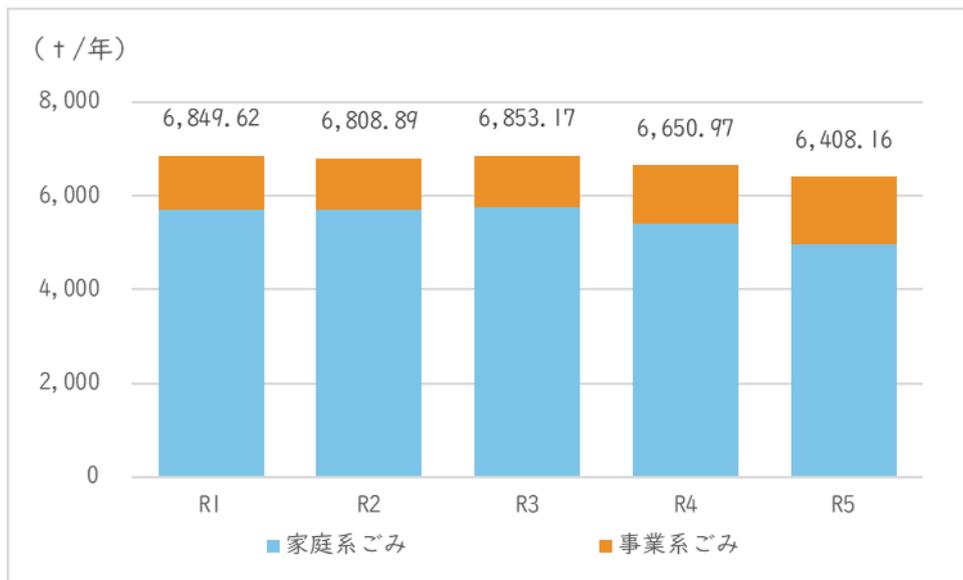


図3-1-2 可燃ごみの推移

2) 不燃ごみ・資源ごみ

不燃ごみ・資源ごみは、定期収集ごみ（空き缶類（缶類）、新聞類、空きびん類（びん類）、不燃等ごみ）、大型・引越しごみ及び持ち込みごみ（一般持込混合）に区分されます。

過去5か年の推移は次に示すとおりで、令和5年度において、新聞類が最も多く、次いでびん類、不燃等ごみ、一般持込混合、大型・引越しごみで、缶類が最も少なくなっています。

缶類、新聞類、びん類はほぼ横ばいでの推移となっている一方、不燃等ごみは、令和5年度から不燃等ごみ中の大型プラスチック類や木製品などを可燃ごみとして、令和3年度から自転車は臨時ごみとして別収集を開始したことから、令和5年度の不燃ごみ・資源ごみの総量は、令和元年度と比較すると減少しました。

これらは、島本町清掃工場の粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理されますが、このうち新聞類は委託業者の選別施設で分別し資源化しています。

表3-1-3 不燃ごみ・資源ごみの推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
缶類	t/年	61.66	69.91	66.95	63.08	60.44
新聞類	t/年	321.94	378.68	361.62	336.36	314.40
びん類	t/年	184.25	196.11	193.25	182.68	173.94
不燃等ごみ	t/年	279.33	310.55	249.11	219.83	132.47
一般持込混合	t/年	284.54	288.63	341.65	337.23	105.99
大型・引越しごみ	t/年	128.47	117.77	118.22	103.49	95.84
合計	t/年	1,260.19	1,361.65	1,330.80	1,242.67	883.08

注) 一般持込混合について、R4までは事業系ごみが混合しているため参考数値として計上。

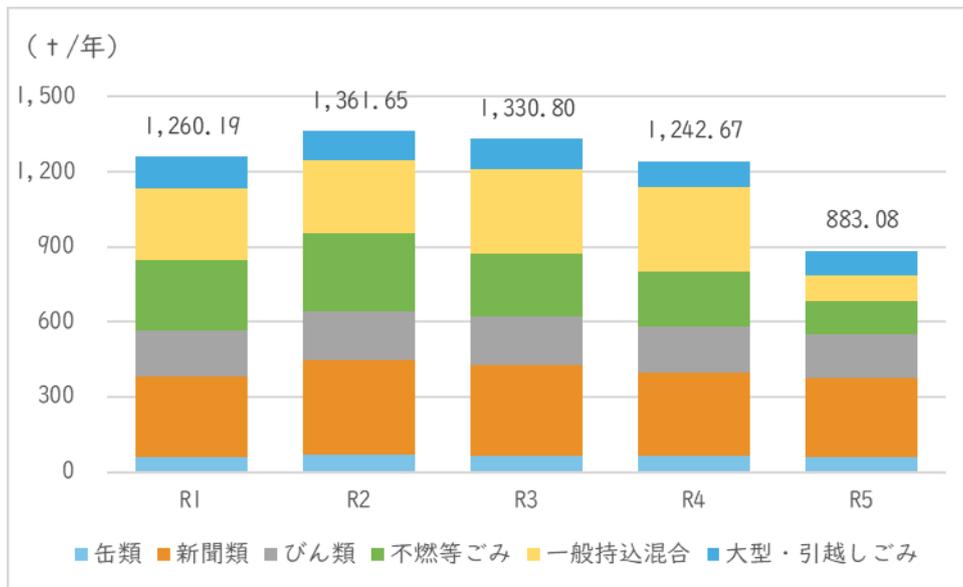


図3-1-3 不燃ごみ・資源ごみの推移

### 3) 一人一日平均収集ごみ量(可燃ごみ・不燃ごみ)

一人一日平均収集ごみ量は、収集ごみ量を人口で除したもので、過去5か年の推移は次に示すとおりです。

いずれにおいても令和3年度以降は減少傾向にあり、一人一日平均収集ごみ量を令和元年度と比較すると令和5年度は約50g減少しました。

表3-1-4 一人一日平均収集ごみ量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
一人一日平均収集ごみ量	g/人・日	531.75	534.58	530.58	499.01	478.56
一人一日平均収集可燃ごみ量	g/人・日	447.86	442.53	445.42	420.51	411.52
一人一日平均収集不燃ごみ量	g/人・日	83.89	92.05	85.16	78.50	67.04

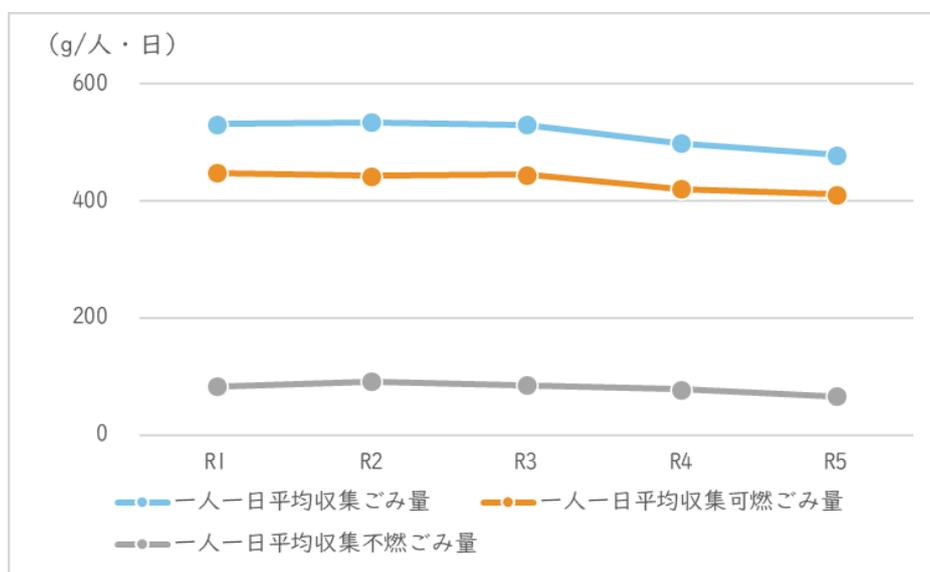


図3-1-4 一人一日平均収集ごみ量の推移

4) ごみの性状

ごみ質の過去5か年の推移は、次に示すとおりです。可燃分が約50%を占めています。

表3-1-5 ごみ質の推移

	単位	R1				R2				R3			
灰分	%	4.8	8.2	5.0	7.2	6.0	6.6	4.2	7.8	3.4	5.0	6.7	7.1
水分	%	47.0	48.3	43.8	46.8	48.8	38.2	43.5	43.2	55.2	47.4	51.2	47.6
可燃分	%	48.2	43.5	51.2	46.0	45.2	55.2	52.3	49.0	41.4	47.6	42.1	45.3
低位発熱量	kcal/kg	1,890	1,670	2,040	1,790	1,740	2,260	2,090	1,950	1,530	1,860	1,590	1,750

	単位	R4				R5				平均	最大	最小
灰分	%	6.1	6.9	7.8	7.6	4.3	5.3	6.0	5.6	6.1	8.2	3.4
水分	%	42.2	44.9	38.3	45.2	38.7	42.9	36.5	49.0	44.9	55.2	36.5
可燃分	%	51.7	48.2	53.9	47.2	57.0	51.8	57.5	45.4	49.0	57.5	41.4
低位発熱量	kcal/kg	2,070	1,900	2,200	1,850	2,330	2,070	2,370	1,750	1,935	2,370	1,530

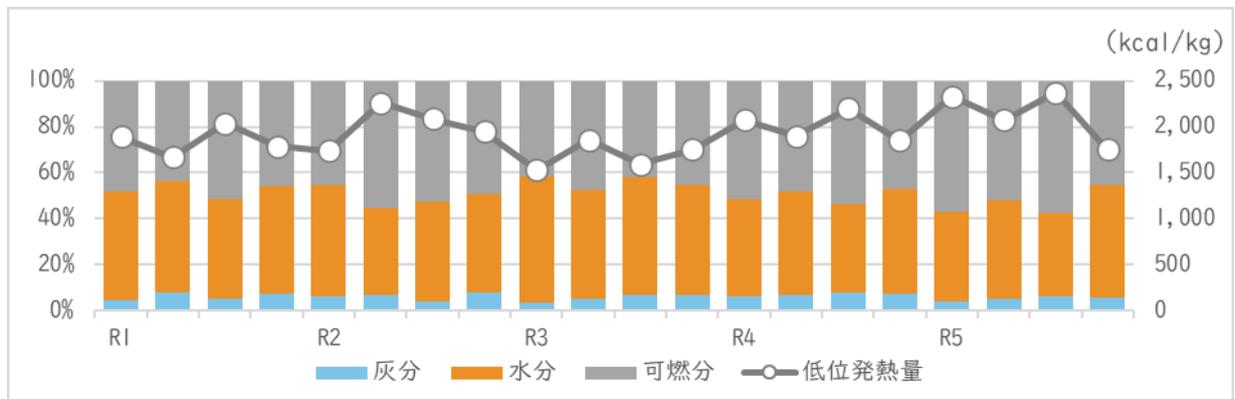


図3-1-5 ごみ質の推移

「燃えるごみ」の中には、紙・布類が最も多く、約50%を占めています。この中には、紙資源も含まれています。

表3-1-6 ごみの種類の推移

	単位	R1				R2				R3			
紙・布類	%	35.8	47.5	50.4	44.0	42.1	38.5	50.8	44.3	53.5	53.2	39.3	49.7
ビニール 合成樹脂 ゴム・皮革類	%	28.1	27.5	26.0	31.5	35.5	34.7	34.0	35.9	29.3	32.1	27.8	22.4
木・竹	%	21.8	6.4	13.3	1.7	11.0	11.6	5.2	1.2	2.4	1.5	9.2	8.0
厨芥類	%	10.4	10.1	8.3	17.8	7.2	9.3	5.8	11.4	13.8	9.3	15.1	13.0
不燃物	%	0.6	5.3	0.7	1.4	0.3	2.5	0.3	6.3	0.7	3.0	8.0	5.8
その他	%	3.3	3.2	1.3	3.6	3.9	3.4	3.9	0.9	0.3	0.9	0.6	1.1
単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	140	150	110	140	120	110	120	120	135	127	141	144

	単位	R4				R5				平均	最大	最小
紙・布類	%	48.9	45.9	35.8	43.9	49.0	52.5	51.1	44.1	46.0	53.5	35.8
ビニール 合成樹脂 ゴム・皮革類	%	28.3	39.4	34.3	37.4	38.5	27.3	28.2	36.0	31.7	39.4	22.4
木・竹	%	6.1	2.1	20.8	6.4	1.1	14.8	9.8	2.6	7.9	21.8	1.1
厨芥類	%	11.3	7.6	4.2	5.3	9.2	3.7	9.0	12.4	9.7	17.8	3.7
不燃物	%	1.8	3.8	1.7	4.5	1.1	1.2	1.5	2.3	2.6	8.0	0.3
その他	%	3.6	1.2	3.2	2.5	1.1	0.5	0.4	2.6	2.1	3.9	0.3
単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	153	123	132	131	89	142	84	151	128.1	153.0	84.0

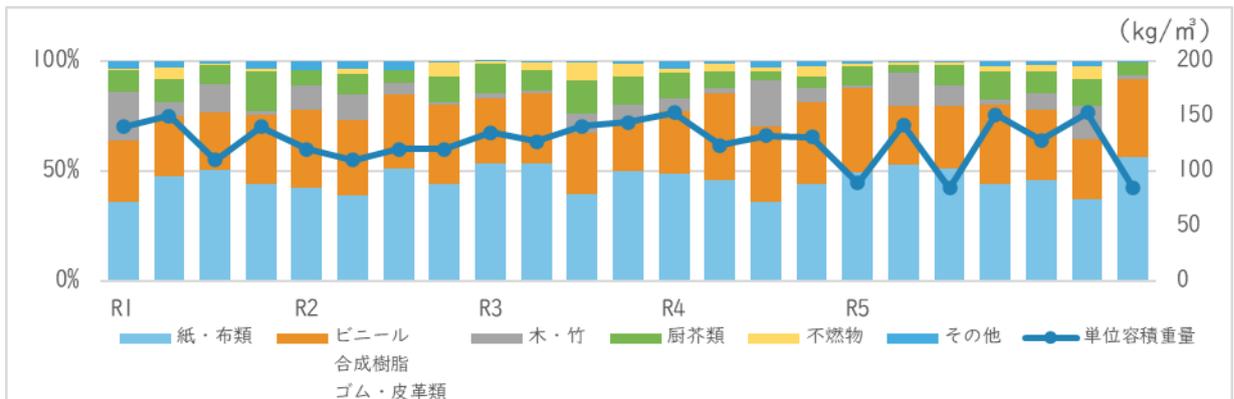


図3-1-6 ごみの種類の推移

## 2. 排出抑制・再資源化

### 1) 家庭系ごみの自家処理状況

- 本町では、家庭から出る生ごみの自家処理の普及に対する支援として、令和6年度から生ごみ処理機等の購入補助をしています。
- 各家庭におけるごみの排出抑制に対する広報活動として、「島本ごみ分別アプリ」や町ホームページにてごみ分別辞典を提供しています。なお、「島本ごみ分別アプリ」では、スマートフォンなどにて、ごみの分別を品目ごとに検索できる機能、ごみを出すときの注意点やごみ収集日のお知らせ機能などを備えています。
- 令和元年10月1日に施行された食ロス削減推進法に基づき、「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」、いわゆる食品ロスの削減に向けた取組として、フードドライブやエコクッキングなどの周知啓発を行っています。

### 2) 家庭系ごみの資源集団回収の状況

本町では、ごみの減量化、資源再生利用、環境美化、地域コミュニティの育成および町内業者の育成を促進するため、集団回収を自主的に行う町内の自治会、子ども会、婦人会、老人会、PTA等営利を目的としない団体を対象として、助成金を交付しています。

### 3) 事業系ごみの排出抑制の状況

- 事業系一般廃棄物は、スーパー、商店、病院、会社、飲食店、事務所、工場などで、事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外の生ごみや紙ごみなどです。町の清掃工場へ自己搬入、または一般廃棄物収集運搬業許可業者により搬入され、本町が処理を行っています。事業系一般廃棄物を家庭系一般廃棄物として町内のごみ集積所へ排出しないよう、本町では注意喚起を行っています。
- 魚あらについては、府内で唯一食品リサイクル法に基づく再生利用事業者登録を受けている民間処理施設において、魚あらのリサイクルによる、資源循環の促進に努めています。
- 多量排出事業者には、ごみ排出実績と減量に関する計画書の提出を求め、排出抑制に努めています。

### 4) 行政による削減・再利用施策の状況

4R（ごみの Reduce：発生抑制・ Reuse：再利用・ Recycle：再資源化・ Refuse 発生回避）について啓発を行っています。

#### Reduce リデュース

- 分別されていないごみの発生を抑制するため、平成 26 年度から、ごみ袋の透明・半透明化を実施し、平成 30 年には「島本ごみ分別アプリ」をリリースしました。
- 廃棄物減量等推進員を選任し、各地域でのごみの減量化に取り組んでいただいています。
- 生ごみの減量化を促進するため、住民向けに生ごみ処理機等購入の補助事業を実施しています。
- 北摂地域 7 市 3 町は、平成 30 年 4 月より北摂地域に店舗がある 9 事業者（平成 31 年 4 月から 11 事業者）と日常の生活や事業活動における環境負荷の軽減に向け、ごみの発生抑制および温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出削減を図る契機とするため、レジ袋の無料配布中止などを趣旨とする「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結し、キャンペーンを実施しました。
- 北摂地域 7 市 3 町と北摂地域に店舗のある 11 事業者で「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」を締結しました。本協定では、国の目標を踏まえ、食品ロス削減と容器包装等プラスチック製品の排出抑制に積極的に取り組み、その取組促進のための PR や支援などを行うことを定めています。
- エコクッキングや町内のイベント等でのフードドライブの実施による食品ロスの削減を図っています。
- 本町が策定した「島本町地球温暖化対策実行計画」において、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、役場の事務・事業から排出される温室効果ガス量を把握し、削減することを目的として策定しています。具体的には、コピー紙使用量、電気使用量等の排出抑制の実施とともに、新聞、雑誌、廃紙は、再生利用として分別回収を行っています。

#### Reuse リユース

- 町立図書館で除籍された資料の無料配布イベントやご家庭で不用になった衣類等について、物々交換を行うイベントを実施しています。

#### Recycle リサイクル

- 自治会等が行う資源集団回収に対する助成金の交付を行っています。
- 平成 30 年度より小型家電リサイクルを実施するなど、リサイクル率の向上に努めています。
- 令和 5 年度にサントリーホールディングス株式会社と使用済みのペットボトルを再度ペットボトルに再生する「水平リサイクル（ボトル to ボトル）」に関する協定を結び、一般家庭から排出されるペットボトルのリサイクルを進めています。
- 再生品利用に関する情報提供や意識の啓発とともにエコマーク付き商品の利用など、グリーン購入を促進しました。

#### Refuse リフューズ

- 町役場等の公共施設に無料給水機を設置し、マイボトルの利用促進に取り組んでいます。

### 5) 資源ごみの収集、資源化

- 適正に処理されないプラスチックごみがゼロとなるよう、本町では、適正に処理されないプラスチックごみがゼロになるよう、令和元年度に「しまもとプラスチックスマート宣言」を行うとともに、令和5年度、使用済みのペットボトルを再度ペットボトルに再生する「水平リサイクル（ボトル to ボトル）」に関する協定をサントリーホールディングス株式会社と締結しました。本協定により本町が収集するペットボトルは「サントリー製飲料のペットボトル」として再生されています。
  
- 令和3年9月、使い捨てプラスチックごみの使用削減を推進することを目的とし、水道直結ウォーターサーバーのレンタル事業を行うウォータースタンド株式会社との間で「使い捨てプラスチックの使用削減の推進に関する連携協定」を締結しました。本協定の締結により、同社からマイボトルに給水可能な給水器の提供を受け、公共施設に順次設置していきます。マイボトル持参を普及させることにより、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック使用削減をさらに進めていきます。
  
- 本町における資源ごみの収集は、不燃ごみの定期収集の中で空き缶類（缶類）、新聞類、空きびん類（びん類）、不燃等ごみの収集を行っています。なお、平成30年度から不燃等ごみの中から小型電化製品のリサイクルを行っています。
  
- 不燃ごみ等として回収していた自転車を令和3年度から臨時ごみとして別収集し売却して資源にしています。
  
- これまで燃えるごみで収集していた雑紙（お菓子の箱、包み紙、ティッシュの箱、レシートなど）については、古紙として収集し、資源化に向けた検討を進めていきます。

表3-1-7 定期収集（不燃ごみ）の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
缶類	†/年	61.66	69.91	66.95	63.08	60.44
新聞類	†/年	321.94	378.68	361.62	336.36	314.40
びん類	†/年	184.25	196.11	193.25	182.68	173.94
不燃等ごみ	†/年	279.33	310.55	249.11	219.83	132.47
合計	†/年	847.18	955.25	870.93	801.95	681.25

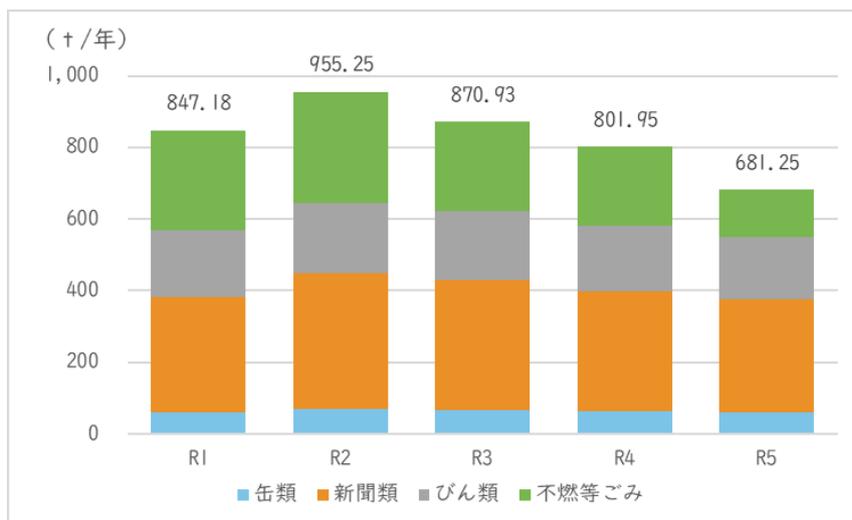


図3-1-7 定期収集（不燃ごみ）の推移

表3-1-8 臨時収集（不要自転車）の推移

	単位	R3	R4	R5
臨時収集（不要自転車）	台	676	731	724

3. ごみ処理の実績

1) ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理フローは以下に示すとおりです。

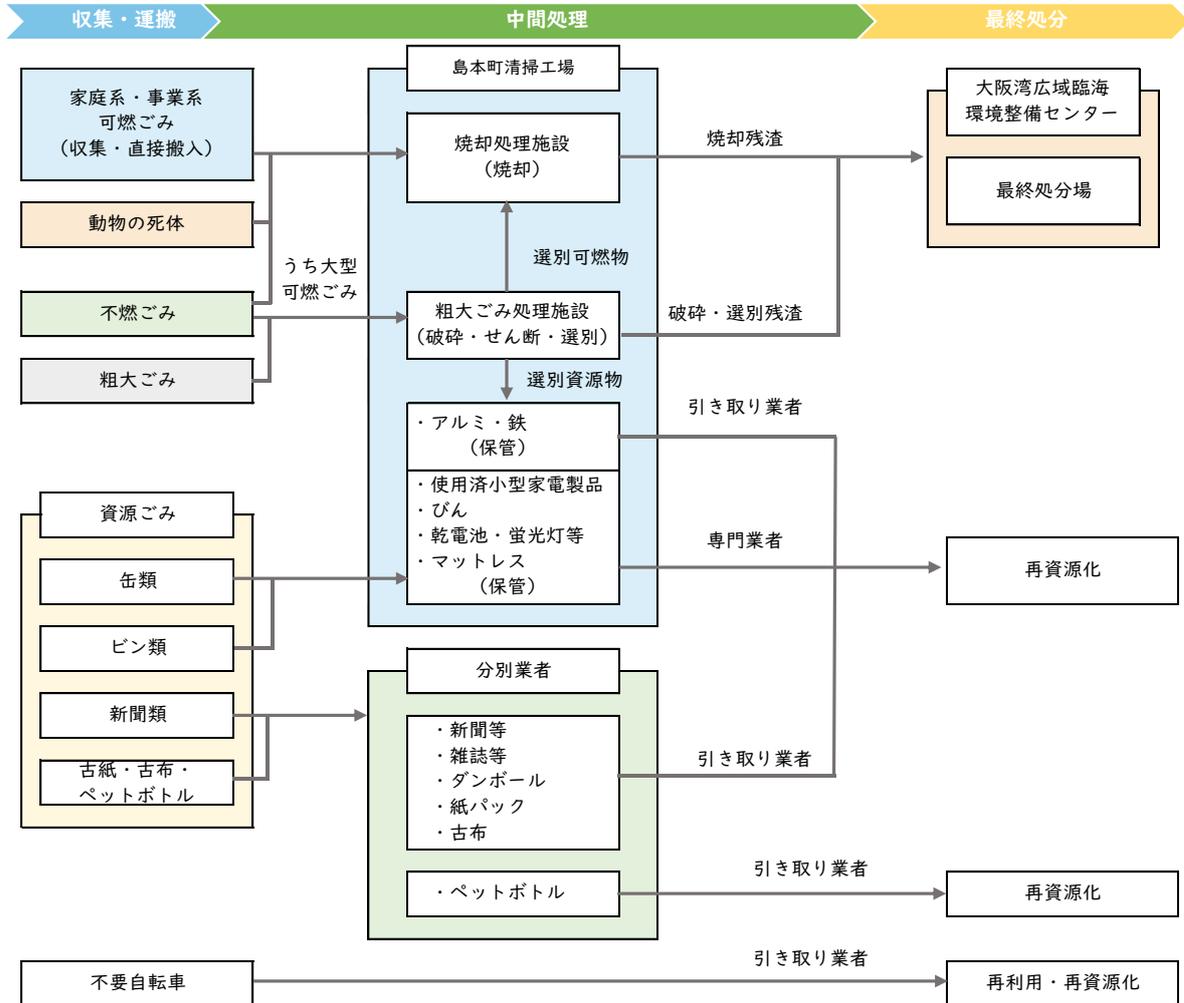


図3-1-8 ごみ処理フロー

2) 収集・運搬

本町は、町内全域を収集区域とし、家庭から排出されるごみは次に示すとおりで、5種類分別によるステーション方式で収集を行っています。また、大型・引っ越しごみ、不要になった自転車、家電リサイクル法対象品目及び動物の死体は、臨時で収集を行っています。

なお、これまで燃えるごみで収集していた雑紙（お菓子の箱、包み紙、ティッシュの箱、レシートなど）については、古紙として収集し、資源化に向けた検討を進めていきます。

表3-1-9 分別収集方法

区 分		収集回数	種 類
分別区分	燃えるごみ	週2回	台所のごみ等燃えるごみ、紙くず、プラスチック製品、靴・カバン・ぬいぐるみ、落ち葉・草・木くず・枝・すだれ等
	空き缶・危険ごみ・有害ごみ等	月1回	空き缶、危険ごみ（刃物、ねじ・釘、スプレー缶・カセットボンベ）、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計等）、針金等
	古紙・古布・ペットボトル	月1回	古紙（ダンボール、新聞、チラシ、雑誌類、書類、牛乳パック等）、古布（布製の衣服、タオル）、ペットボトル
	空きびん・ガラス	月1回	空きびん、ガラス
	不燃ごみ	月1回	使用済小型家電製品、金属製品、せともの・耐熱ガラス、ふとん・じゅうたん類、小型の家具類、木材類等
	大型・引っ越しごみ 不要自転車 家電リサイクル法対象品目	臨時	家具類等の大型ごみ 引っ越し時のごみ 不要になった自転車 洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫
	動物の死体	臨時	犬・猫など

臨時による収集は、手数料を徴収しています（飼い主のいない動物の死体は無料）。また、清掃工場に直接持ち込むこともできますが、その場合も手数料を徴収しています。手数料は、次に示すとおりです。

表3-1-10 手数料

区 分	手数料
大型ごみ・引っ越しごみ	3,000 円（2 +トラック1台につき）
持ち込みごみ（家庭系）	10kg あたり 100 円
持ち込みごみ（事業系）	10kg あたり 150 円
家電リサイクル対象品	大型冷蔵庫・冷凍庫（250L 以上）5,000 円/台 小型冷蔵庫・冷凍庫（250L 未満）、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン 3,500 円/台
動物の死体	清掃工場へ持ち込んだとき1頭につき1,000 円 町が収集したとき1頭につき2,000 円（野良犬、野良猫など飼い主のいない動物の死体は無料）

### 3) 中間処理

#### (1) 施設概要

本町には、平成3年3月に竣工した島本町清掃工場（中間処理施設）があり、焼却施設と粗大ごみ処理施設を整備しています。

平成13、14年度には、ごみ焼却処理施設のダイオキシン類恒久対策を実施し、燃焼装置の一部改造とその他設備の基幹改造を行い、現在に至っています。

施設の概要は、次に示すとおりです。

表3-1-11 中間処理施設の概要

名 称	島本町清掃工場	所在地	島本町大字尺代490番地内
敷地面積	約70,000㎡	建築延べ床面積	3,888.79㎡
着工年月	平成元年7月	焼却炉の形式	機械化バッチ燃焼式焼却炉
完成年月	平成3年3月	粗大ごみ処理形式	縦軸回転式破砕機・剪断式破砕機
処理開始	平成3年4月	処理能力	可燃ごみ23t/8時間2基 粗大ごみ6t/5時間1基
ごみ焼却 処理施設	(燃焼ガス冷却方式) 水噴射方式 (余熱利用) 場内の給湯 (炉運転方式) 2炉2系列式(投入ホッパーから誘引送風機まで) 受入供給:ピット・アンド・クレーン方式 灰出し:灰バンカー方式 通風:平衡通風方式 (排ガス処理方式) ガス吸収反応塔+活性炭吹込+バグフィルター (炉出口尿素水噴射による簡易脱硝装置設置) (ダスト処理方式) キレート処理+セメント固化 (排水処理方式) ピット汚水:蒸発熱分解処理 その他排水:再循環無放流		
粗大ごみ 処理施設	不燃性粗大破砕機(処理後寸法15cm以下) 磁選機・アルミ選別機 可燃性粗大切断機(処理後寸法40cm以下)		

(2) 中間処理量

本町の過去5年間における焼却施設及び粗大ごみ処理施設での中間処理量を次に示します。

いずれの施設においても、ごみ総排出量の減少に伴い、処理量が減少しています。

令和5年度における処理量は、焼却処理施設で6,408.16トン（令和元年度比：6.4ポイント減少）、粗大ごみ処理施設で883.08トン（令和元年度比：33.9ポイント減少）となりました。

なお、令和5年度からは、資源ごみの処理を委託業者で行っています。

表3-1-12 ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の運転実績

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
焼却処理施設	t/年	6,849.62	6,808.89	6,853.17	6,650.97	6,408.16
直接焼却量	t/年	6,352.14	6,268.88	6,276.66	6,091.69	6,210.81
処理残渣焼却	t/年	497.48	540.01	576.51	559.28	197.35
粗大ごみ処理施設	t/年	1,260.19	1,361.65	1,330.80	1,242.67	883.08
不燃ごみ	t/年	563.87	599.18	590.76	557.06	238.46
資源ごみ	t/年	567.85	644.70	621.82	582.12	548.78
粗大ごみ	t/年	128.47	117.77	118.22	103.49	95.84

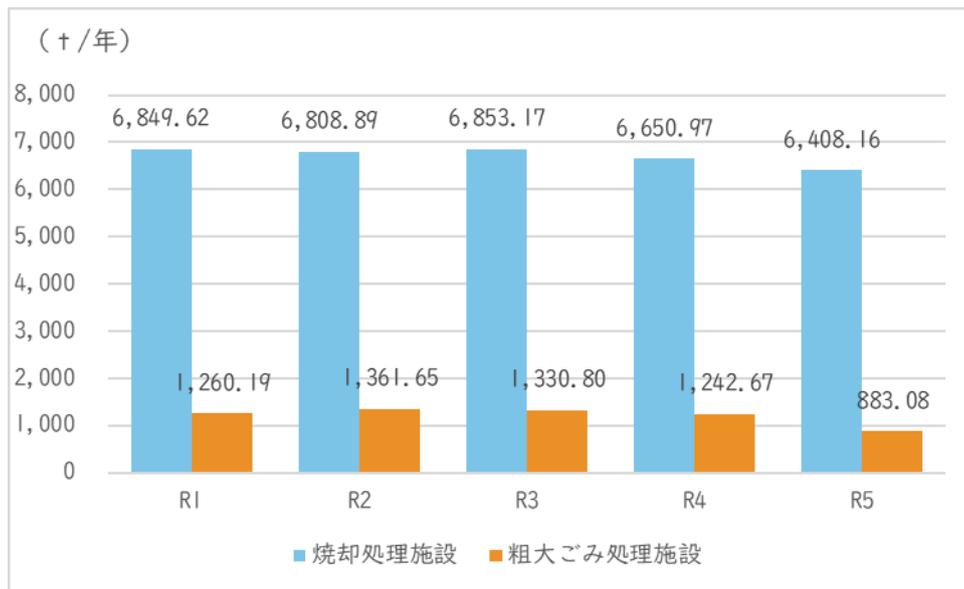


図3-1-9 ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の運転実績

(3) 資源化量及びリサイクル率

本町の過去5年間における資源化量及びリサイクル率の推移を次に示します。

中間処理後再生利用量は、令和2年度に増加しましたがその後減少傾向で推移しており令和5年度において633.01トン（令和元年度比：7.7ポイント減少）となりました。

令和5年度において、資源化量は1,225.28トン（令和元年度比：7.6ポイント増加）、リサイクル率は15.9%（令和元年度比：0.2ポイント減少）となりました。

雑誌、鉄、集団回収量が減少したことが、リサイクル率が減少している主な要因として考えられます。

本町としては、引き続き、4Rを推進していくとともに、これまで燃えるごみで収集していた雑紙（お菓子の箱、包み紙、ティッシュの箱、レシートなど）を古紙として収集し、資源化に向けた検討を進めていきます。

表3-1-13 資源化量及びリサイクル率の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
資源化量	t/年	1,326.46	1,341.63	1,283.16	1,253.01	1,225.28
中間処理後再生利用量	t/年	685.79	737.95	679.62	623.91	633.01
新聞	t/年	64.42	71.50	63.36	61.98	75.03
雑誌	t/年	105.07	110.48	96.15	90.07	79.12
鉄	t/年	115.72	123.19	109.52	86.33	80.32
アルミ	t/年	13.30	15.18	14.81	14.35	14.07
びん	t/年	185.24	197.10	194.44	185.60	176.15
紙パック	t/年	1.75	1.77	1.84	1.56	1.28
段ボール等	t/年	63.70	75.38	75.88	76.86	81.21
ペットボトル	t/年	33.51	34.57	35.65	35.52	36.95
古布	t/年	26.27	24.15	21.60	14.23	39.66
小型家電	t/年	66.83	74.09	56.15	47.09	35.63
電池・蛍光灯	t/年	9.98	10.54	10.22	10.32	9.39
マットレス	t/年	-	-	-	-	4.20
集団回収	t/年	640.67	603.68	603.54	629.10	592.27
リサイクル率	%	16.1	16.3	15.6	15.7	15.9

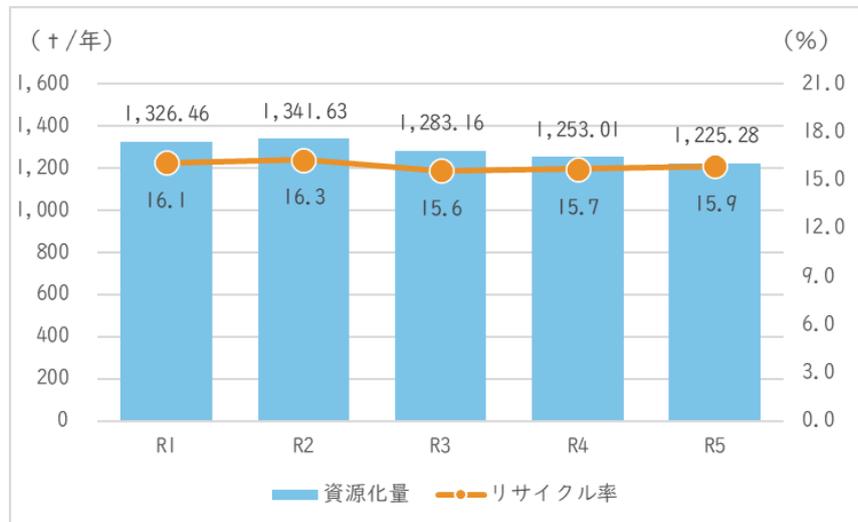


図3-1-10 資源化量及びリサイクル率の推移

4) 最終処分量及び最終処分率

本町の過去5年間における最終処分量及び最終処分率の推移を次に示します。

焼却残渣量は焼却処理量が減少したことに伴い微減し、令和5年度において722.13トン（令和元年度比：1.8ポイント減少）となりました。処理残渣量は令和3年度、令和5年度は比較的少なく推移しており、令和5年度において60.01トン（令和元年度比：22.0ポイント減少）となりました。

令和5年度において、最終処分量は782.14トン（令和元年度比：3.7ポイント減少）、最終処分率は10.1%（令和元年度比：0.1ポイント上昇）となりました。

表3-1-14 最終処分量及び最終処分率の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
最終処分量	t/年	812.33	825.99	864.81	820.53	782.14
焼却残渣量	t/年	735.41	742.3	790.14	761.05	722.13
処理残渣量	t/年	76.92	83.69	74.67	59.48	60.01
最終処分率	%	9.8	10.0	10.5	10.3	10.2

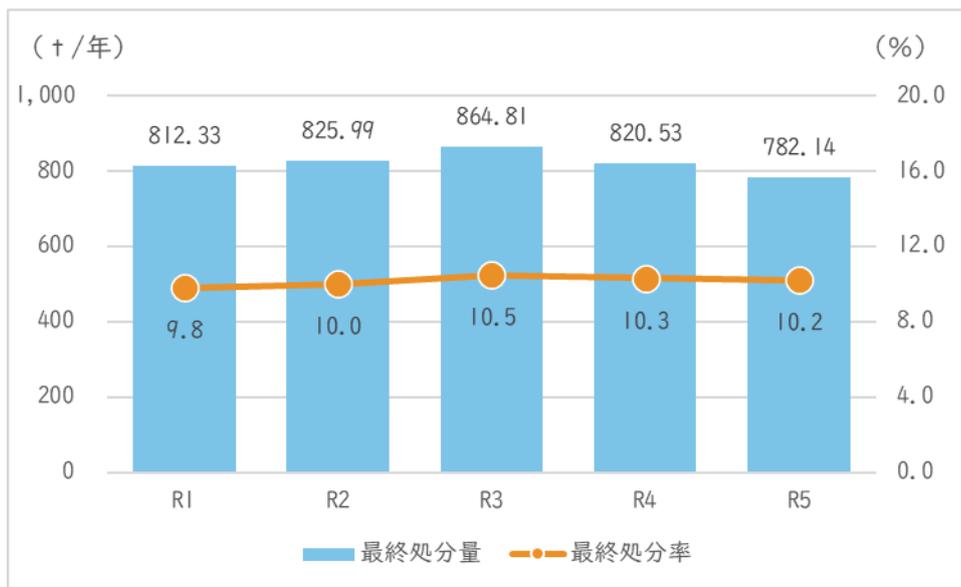


図3-1-11 最終処分量及び最終処分率の推移

4. ごみ処理体制の状況

1) 運営管理体制

本町における運営管理体制は、次に示すとおりです。

表3-1-15 運営管理体制

区 分		運営管理体制
収集・運搬	可燃ごみ	委託
	不燃ごみ	委託
中間処理	ごみ焼却処理施設	直営・委託
	粗大ごみ処理施設	直営・委託
最終処分	運搬及び処分	委託

2) 財政・処理コスト

過去5か年におけるごみ処理経費は、次に示すとおりです。

令和4年度のごみ処理経費は547,296千円となっており、1人当たり17,218円、1世帯当たり39,297円、1t当たり68,726円となっていました。

表3-1-16 ごみ処理経費の推移（一般廃棄物処理実態調査結果）

区分	単位	H30	R1	R2	R3	R4
人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670
世帯	世帯	13,323	13,678	13,943	13,985	13,927
ごみ処理量	t/年	7,983	8,253	8,234	8,211	7,963
ごみ処理経費※	千円	492,991	489,383	457,291	607,962	547,296
1人当たり	円	15,516	15,323	14,371	19,237	17,281
1世帯当たり	円	37,003	35,779	32,797	43,472	39,297
1t当たり	円	61,754	59,298	55,536	74,042	68,726

※ ごみ処理経費には、人件費を含む

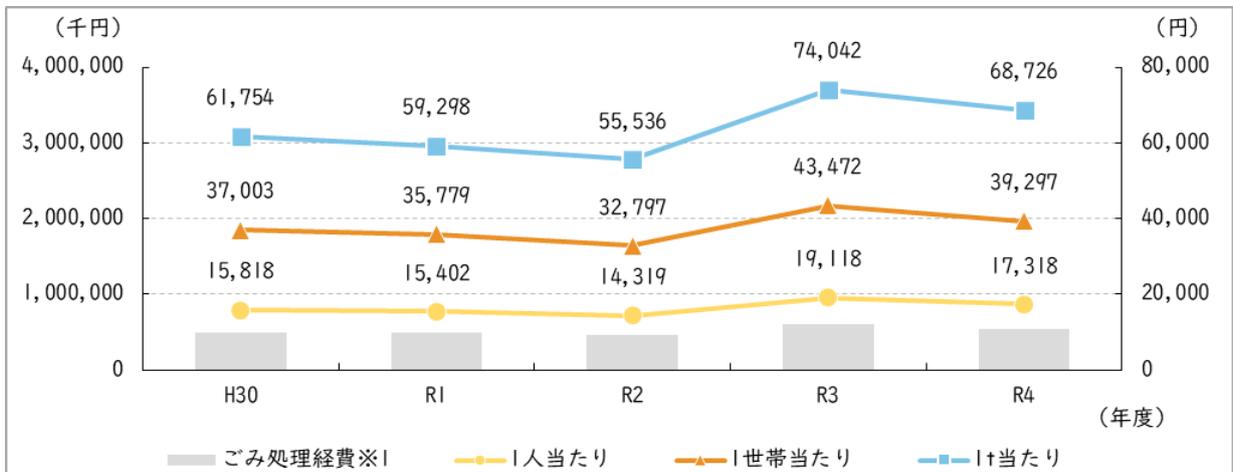


図3-1-12 ごみ処理経費の推移（一般廃棄物処理実態調査結果）

5. 現計画における目標の達成状況

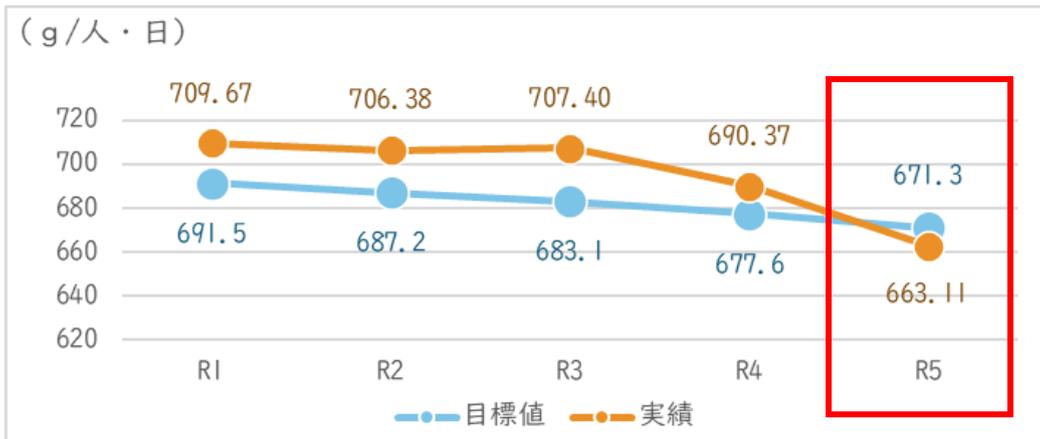
1) ごみ排出量及び処理量の目標

現計画では、「一人一日ごみ排出量（H30 比で R16：2.48%減）」、「リサイクル率（H30 比で R16：6.8 ポイント増）」、「最終処分量」の3つの数値指標を設定しています。それぞれの達成状況について、次に示します。

(1) 一人一日あたりのごみ排出量 (g/人・日)

目標	基準年度 (平成 30 年度)	令和 5 年度実績		達成状況
	実績値	目標値	実績値	
一人一日あたりのごみ排出量	701.8 g/人・日	671.3 g/人・日	663.11 g/人・日	○

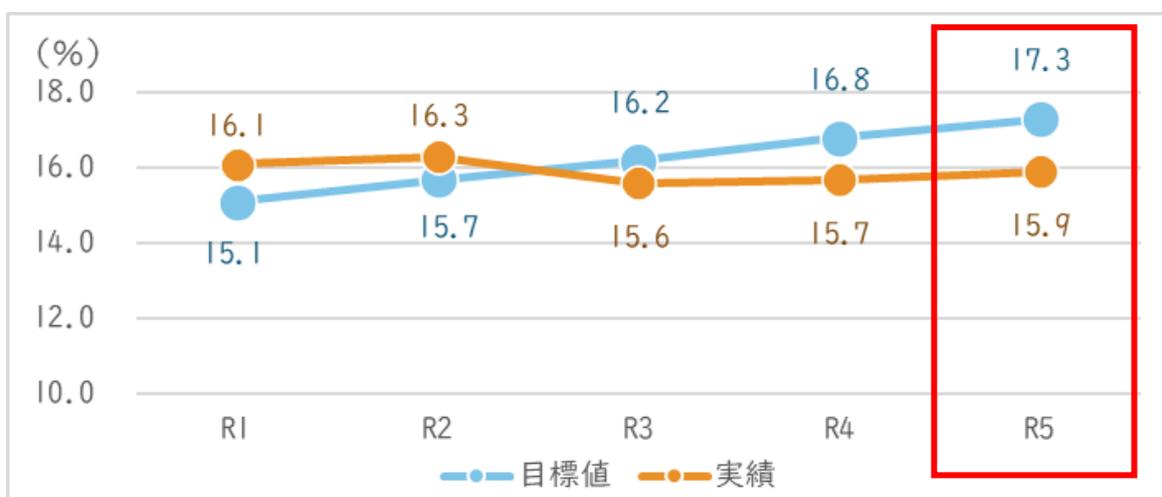
令和4年度まで現計画の目標値より排出量が多かったものの、令和5年度では達成できている状況にある。



(2) リサイクル率(%)

目標	基準年度 (平成30年度)	令和5年度実績		達成状況
	実績値	目標値	実績値	
リサイクル率	15.0 %	17.3 %	15.9 %	×

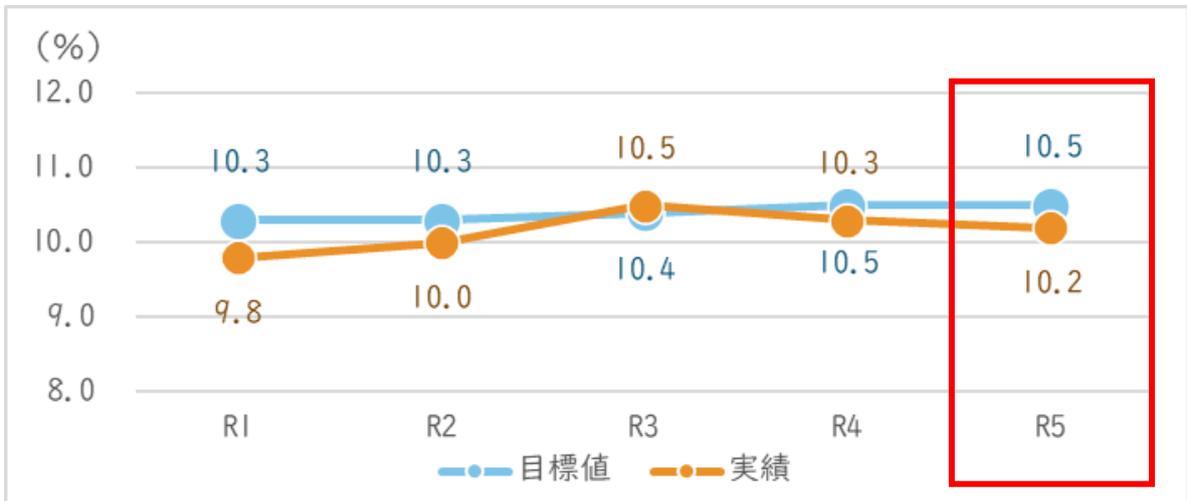
令和2年度まで目標を達成できていたものの、令和3年度以降は現計画の目標を達成できていない状況にある。リサイクル率の減少は、雑誌、鉄類、集団回収量の減少が要因と考えられる。



(3) 最終処分率 (%)

目標	基準年度 (平成30年度)	令和5年度実績		達成状況
	実績値	目標値	実績値	
最終処分率	10.5 %	10.5 %	10.2 %	○

令和3年度においては前計画の目標を達成できていないが、それ以外の年度においては達成できている状況にある。



※現計画においては、最終処分量の目標としていますが、最終処分量は中間処理量に影響するため、評価においては「最終処分率 (=最終処分量÷ごみ総排出量)」としました。

2) 施策の取組状況

現計画に記載された発生抑制方策の評価は次のとおりです。

町としては取組みを推進するため、取組に対する支援を行いました。

町

方策	実施状況	取組内容
<p>ごみ減量化の推進 (リフューズ) (リデュース)</p>	<p>○</p>	<p>○ごみの発生を抑制するため、「島本ごみ分別アプリ」や町ホームページにて、ごみ分別辞典を提供し、ごみの適正な出し方に関する啓発に努めました。</p> <p>○廃棄物減量等推進員を選任し、各地域でのごみの減量化に取り組んでいただきました。また、講習会や清掃工場への見学会を行い、ごみ減量化の推進に努めました。</p> <p>○生ごみの減量化を促進するため、住民向けに生ごみ処理機等購入の補助事業を実施しました。</p> <p>○エコクッキングや町内のイベント等でのフードドライブを実施し、食品ロスの削減を図りました。</p> <p>○ウォータースタンド株式会社との間で「使い捨てプラスチックの使用削減の推進に関する連携協定」を締結し、町役場等の公共施設に無料給水機を設置し、マイボトルの利用促進に取り組みました。</p> <p>○学校や地域社会の場において、副読本を活用した学習や清掃工場の見学会などの啓発活動に積極的に努めました。</p>
<p>ごみ再利用の推進 (リユース)</p>	<p>○</p>	<p>○町ホームページにて、リユース製品や詰め替え製品などの利用促進に関する情報提供や普及啓発を行いました。</p> <p>○町立図書館で除籍された資料の無料配布イベントやご家庭で不用になった衣類等について、物々交換を行うイベントを実施しました。</p>

方策	実施 状況	取組内容
ごみの再資源化の推進 (リサイクル)	○	<p>○自治会等が行う資源物の集団回収に対する支援により、ごみの資源化を進めました。</p> <p>○サントリーホールディングス株式会社と使用済みのペットボトルを再度ペットボトルに再生する「水平リサイクル（ボトル to ボトル）」に関する協定を結び、一般家庭から排出されるペットボトルのリサイクルを進めました。</p> <p>○再生品利用に関する情報提供や意識の啓発とともにエコマーク付き商品の利用など、グリーン購入を促進しました。</p>

住民

方策	実施状況	取組内容
<p>ごみ発生回避の推進 (リデュース) (リフューズ)</p>	<p>○</p>	<p>○ごみの発生を抑制するため、「島本ごみ分別アプリ」や町ホームページにて、ごみ分別辞典を提供し、ごみの適正な出し方に関する啓発に努めました。</p> <p>○廃棄物減量等推進員を選任し、各地域でのごみの減量化に取り組んでいただきました。また、講習会や清掃工場への見学会を行い、ごみ減量化の推進に努めました。</p> <p>○生ごみの減量化を促進するため、住民向けに生ごみ処理機等購入の補助事業を実施しました。</p> <p>○エコクッキングや町内のイベント等でのフードドライブを実施し、食品ロスの削減を図りました。</p> <p>○ウォータースタンド株式会社との間で「使い捨てプラスチックの使用削減の推進に関する連携協定」を締結し、町役場等の公共施設に無料給水機を設置し、マイボトルの利用促進に取り組みました。</p> <p>○学校や地域社会の場において、副読本を活用した学習や清掃工場の見学会などの啓発活動に積極的に努めました。</p>
<p>水切りの徹底や堆肥化容器の利用などにより、生ごみの減量化・堆肥化に努めましょう (リデュース)</p>	<p>○</p>	<p>○生ごみについては、水切りを十分に行ってから燃えるごみに出していただくよう、町ホームページにて周知啓発を行いました。</p> <p>○生ごみの減量化・堆肥化を促進するため、住民向けに生ごみ処理機等購入の補助事業を実施しました。</p>

<p>フリーマーケットやリサイクルショップの活用に努めましょう (リユース)</p>	<p>○</p>	<p>○町立図書館で除籍された資料の無料配布イベントやご家庭で不用になった衣類等について、物々交換を行うイベントを実施しました。</p>
<p>消費者として環境にやさしい商品の購入(グリーン購入)を心がけましょう。 (Recycle リサイクル)</p>	<p>○</p>	<p>○再生品利用に関する情報提供や意識の啓発とともにエコマーク付き商品の利用など、グリーン購入を促進しました。</p>
<p>地域での集団回収に参加・協力しましょう (Recycle リサイクル)</p>	<p>○</p>	<p>○自治会等が行う資源物の集団回収に対する支援により、ごみの資源化を進めました。</p>
<p>賞味期限を過ぎた食品、食べ残しなどが発生しないように料理は食べられる量だけ作るなど、食品ロスを減らすことに努めましょう。 (Reduce リデュース)</p>	<p>○</p>	<p>○エコクッキングや町内のイベント等でのフードドライブを実施し、食品ロスの削減を図りました。</p>

事業者

方策	実施状況	取組内容
事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制・再利用に努めましょう	○	○島本町を含む北摂7市3町及び北摂地域に店舗がある11業者にて、「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」を締結し、食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関し相互に連携・協働し、国の目標を踏まえ食品ロス及びワンウェイプラスチックや容器包装の排出抑制などに向けて積極的に取り組みました。
製造事業者は使い捨て容器の製造自粛や、長寿命製品の開発、再生資源を使用した製品開発に努めましょう	○	○ウォータースタンド株式会社との間で「使い捨てプラスチックの使用削減の推進に関する連携協定」を締結し、町役場等の公共施設に無料給水機を設置し、マイボトルの利用促進に取り組みました。
流通業者・販売業者は資源化物の店頭回収及びレジ袋の無料配布の中止などを実施するように努めましょう	○	○サントリーホールディングス株式会社と使用済みのペットボトルを再度ペットボトルに再生する「水平リサイクル（ボトル to ボトル）」に関する協定を結び、一般家庭から排出されるペットボトルのリサイクルを進めました。
飲食店や食品加工事業所等では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯等の生ごみの減量化に努めましょう	○	○魚あらについては、府内で唯一食品リサイクル法に基づく再生利用事業者登録を受けている民間処理施設において、魚あらのリサイクルによる、資源循環の促進に努めました。
食品メーカーや小売店、飲食店では、売れ残りや賞味期限を過ぎた食品の食品ロスを減らすことに努めましょう	○	○多量排出事業者には、ごみ排出実績と減量に関する計画書の提出を求め、排出抑制に努めていました。

実施状況

○：取組を実施

△：取組を一部実施

×：未実施

## 第2節 ごみ処理の課題

### 1. リサイクル率の向上

本町においては、一人一日平均排出量が全国平均（令和4年度実績：880グラム）や大阪府平均（令和4年度実績：899グラム）と比較して少ない水準で推移している一方、リサイクル率は全国平均（令和4年度実績：19.6ポイント）を下回っています。

近年、店頭回収実施店舗の普及も増えていることで、町には排出せず店頭回収にもっていく住民が増えていることも要因として考えられますが、町に排出するごみにおいても分別を徹底することがリサイクル率の向上につながります。

また、リサイクル率が低迷していることにより、最終処分率が高いことも課題として挙げられます。

### 2. 食品ロス削減の取組

令和元年度10月1日に施行された食品ロス削減推進法で、地方公共団体は、国や県、その他の団体と連携を図りながら、食品ロスの削減に努めることが求められています。また、食品ロス削減推進計画の策定を求められているため、本町としても、食品ロス削減の取組を発展させていく必要があります。

### 3. 施設の老朽化

本町のごみ焼却施設は、平成3年に稼働してから34年経過（令和7年3月）した施設で、現時点で試算した平均耐用年数（20年）をすでに超えています。老朽化は避けられず、施設の耐用年数を引き延ばすにも限界に近い状況にありますが、施設の延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて整備を行い、運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めています。

ごみ処理の広域化に向けて検討を進めながら、広域化のめどが立つまでは、3年に1回実施している精密機能検査の結果を踏まえ、必要な補修内容などを精査し、財政との整合を図りながら、清掃施設の長寿命化を図る必要があります。

### 4. 災害対策の強化

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本震災地震、令和6年の能登半島地震をはじめ、前回の南海トラフ地震から70年以上経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきています。震災に加え、近年はゲリラ豪雨や台風による浸水、竜巻や突風による災害も増えています。災害発生時には、インフラの復旧などのために、迅速に災害廃棄物を処理する必要があることから、平時から災害に備えて対策をしていく必要があります。

## 5. 脱炭素社会の実現

「第五期島本町地球温暖化対策実行計画」によると、本町の事業所から排出されている温室効果ガスのうち、活動項目別では「廃プラスチックの焼却」に伴う温室効果ガスの排出量は全体の35.3%（令和元年度実績）、施設分類別では「清掃工場」からの温室効果ガスの排出量は全体の50.3%（令和元年度実績）とされています。ごみの減量・資源化を進め、焼却処理量を削減していくことは、脱炭素社会の実現に不可欠となっています。

### 第3節 ごみ処理システム評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 25 年 4 月改定、環境省）に基づき、本町のごみ処理システムの評価をしました。ごみ処理評価システム分析結果を表 3-3-1、図 3-3-1 に示します。

令和 4 年度の実績に基づき比較対象としたのは、全国の産業構造等の似通った自治体（126 自治体）であり、本町は、「人口一人一日当たりごみ排出量」、「人口一人当たり年間処理経費」の項目において、類似自治体の偏差値を上回っています。

システムの更なる向上のためには、「廃棄物からの資源回収率」の向上、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「最終処分減量に要する費用」を削減させる必要があります。

なお、類似市町村は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公共されている「類似団体市町村財政指数表」に示される累計によるものとし、一覧を資料編に示します。

表3-3-1 ごみ処理システム評価（島本町）

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.865	0.187	0.068	14,164	45,291
最大	1.586	0.9	0.171	30,218	102,026
最小	0.642	0.061	0	5,377	19,369
標準偏差	0.161	0.099	0.048	4,933	16,408
島本町	0.686	0.157	0.103	12,394	51,092
偏差値	61.1	47.0	42.7	53.6	46.5

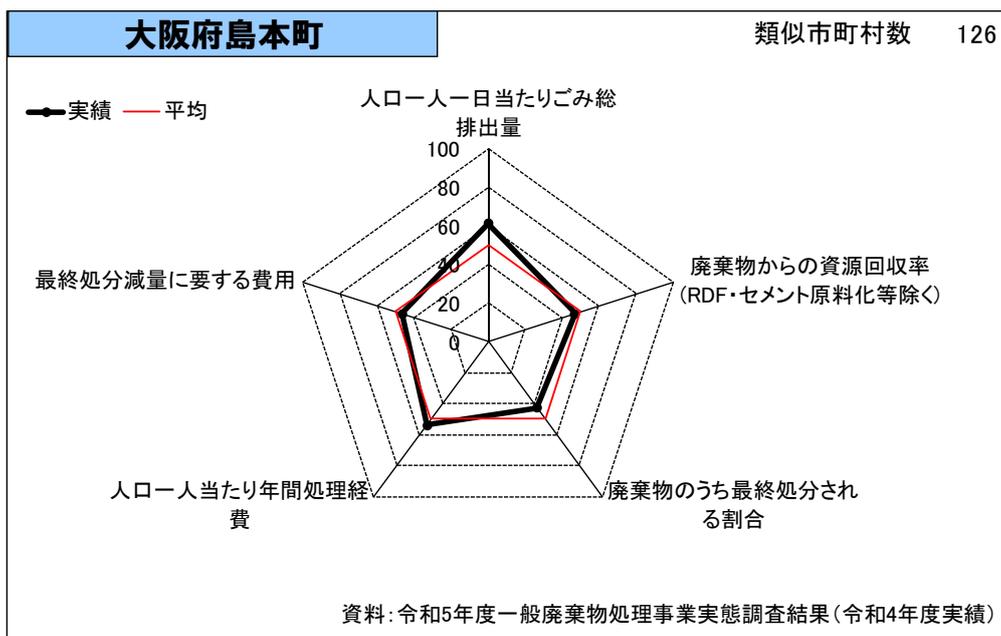


図3-3-1 ごみ処理システム評価（島本町）

## 第4節 ごみ処理行政の動向

### 1) 国の関連計画

国においては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、令和5年改正）において、減量化目標値を以下の通り設定しています。

#### 【国の一般廃棄物の減量化目標値】

平成24年度実績値に対し、令和7年度において、排出量を約16%減量する。

	令和7年度 目標値
排 出 量	約16%削減 (H24比)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量*	440g/人・日
再 生 利 用 率	約28%
最 終 処 分 量	約31%削減 (H24比)

※資源ごみを除く

また、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、循環経済への移行は、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

こうした観点から、本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
  - ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
  - ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
  - ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
  - ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示されました。

## 2) 大阪府の関連計画

令和3年3月に策定された「大阪府循環型社会推進計画」では、2050年にめざすべき循環型社会の将来像を見据え、廃棄物の3Rや適正処理を引き続き推進しながら、新たにプラスチックごみ対策に重点的に取り組んでいく視点を加え、以下のとおり令和7年度における目標を設定しました。

また、ごみの減量化目標値を以下の通り設定しています。

「大阪府循環型社会推進計画」では、大阪府が講じる施策の柱を「リデュース・リユースの推進」「リサイクルの推進」「プラスチックごみ対策の推進」「適正処理の推進」の4つとし、目標の達成に向け、府民、事業者、市町村と連携して進める施策を明確にしました。

<2050年にめざすべき循環型社会の将来像>

大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい資源循環型社会

### 【大阪府の一般廃棄物の減量化目標】

排出量を令和元年度に対し、11.0%削減する。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状(令和元(2019)年度)に対し、0.2%削減する。

	令和元年度 実績		令和7年度 目標
排 出 量	308 万トン/年	→	276 万トン/年 (-11%)
再 生 利 用 量	13.0%	→	17.7% (+4.7)
最 終 処 分 量	37 万トン/年	→	31 万トン/年 (-16%)
1人1日当たりの 生活系ごみ排出量	450 g/人・日	→	400 g/人・日 (-11%)

※資源ごみ及び集団回収量を除く。

## 第4節 ごみ処理基本計画

### 1. 基本方針

基本理念に示したように持続可能な社会を維持するために循環型社会を構築し、脱炭素社会を目指し、併せて自然共生社会を継承するために次の基本方針を定めます。

## 基本理念

「循環型社会・脱炭素社会・自然共生社会の実現」

### 基本方針 1

#### 4 R + Renewable の推進

Refuse リフューズ 不要なものを受け取らないこと

Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らすこと

Reuse リユース 使える物は、繰り返し使うこと

Recycle リサイクル ごみを資源として再び利用すること

Renewable リニューアブル プラスチックの再生素材や  
再生可能資源への置き換えを推進すること

### 基本方針 2

#### ごみの適正な処理・処分の検討

効率的で適正な収集・運搬の実施

中間処理施設の延命化・リサイクルセンター整備の在り方の検討

受入基準の順守

2. ごみの発生量及び処理量の見込み

1) 将来人口

本町の第五次総合計画では、令和16年度には31,694人と計画されています。

本計画では、令和2年3月に策定された現行計画における将来人口と令和5年度の実績の差分を考慮した将来人口を採用します。

表3-4-1 将来人口

	前計画における将来人口	実績	採用	差
R1	31,303	31,774	-	471
R2	31,811	31,937		126
R3	31,751	31,821		70
R4	31,683	31,603		-80
R5	31,987	31,670		-317
R6	32,562	-	32,245	R5における 前計画の 将来人口と 実績の差を考慮
R7	32,782		32,465	
R8	32,848		32,531	
R9	32,778		32,461	
R10	32,706		32,389	
R11	32,597		32,280	
R12	32,454		32,137	
R13	32,291		31,974	
R14	32,110		31,793	
R15	31,911		31,594	
R16	31,694		31,377	

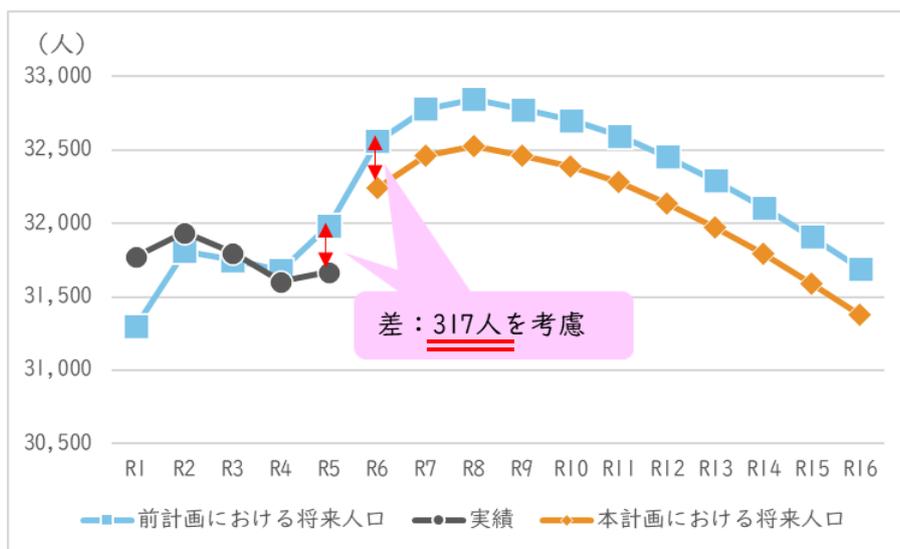


図3-4-1 将来人口

2) ごみの種類別発生量及び処理量の見込み

(1) ごみの種類別発生量

① 一人一日平均収集量

一人一日平均収集量は、推計結果の一人一日平均収集可燃ごみ及び一人一日平均不燃ごみの合計としました。その結果を次に示します。

表3-4-2 一人一日平均収集可燃ごみ及び一人一日平均収集不燃ごみの予測結果

単位：g/人・日

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
一人一日平均収集可燃ごみ	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52
一人一日平均収集不燃ごみ	67.04	67.04	67.04	67.04	67.04	67.04
一人一日平均収集ごみ	478.56	478.56	478.56	478.56	478.56	478.56

	R12	R13	R14	R15	R16
一人一日平均収集可燃ごみ	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52
一人一日平均収集不燃ごみ	67.04	67.04	67.04	67.04	67.04
一人一日平均収集ごみ	478.56	478.56	478.56	478.56	478.56

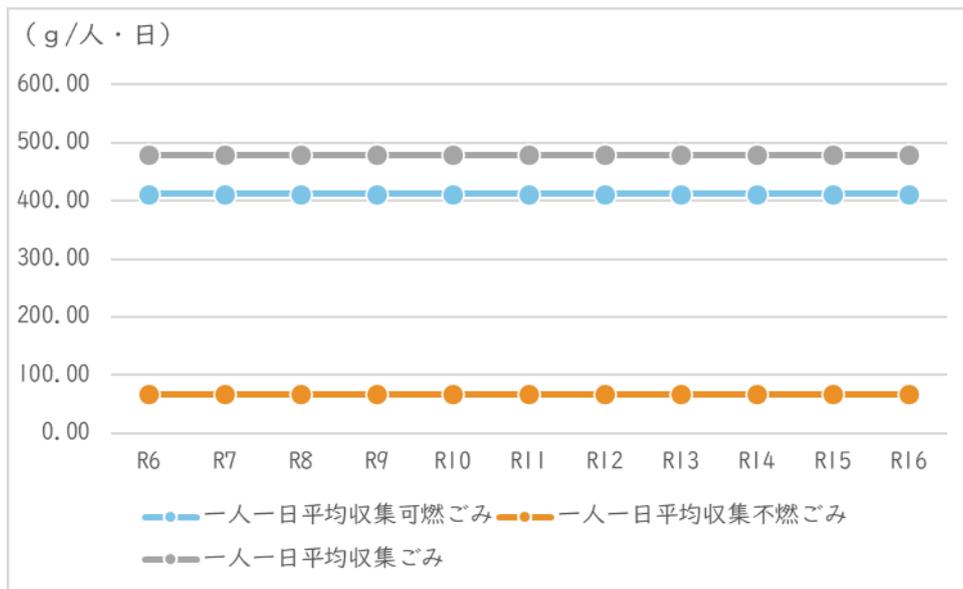


図3-4-2 一人一日平均収集可燃ごみ及び一人一日平均収集不燃ごみの予測結果

②持ち込みごみ

持ち込みごみは、推計結果の持ち込み可燃ごみと持ち込み不燃ごみの合計としました。その結果を次に示します。

表3-4-3 持ち込み可燃ごみ及び持ち込み不燃ごみの予測結果

単位：t/年

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
持ち込み可燃ごみ	1,462.94	1,472.92	1,475.92	1,476.77	1,469.47	1,464.53
持ち込み不燃ごみ	275.52	277.40	277.97	278.13	276.75	275.82
持ち込みごみ	1,738.46	1,750.32	1,753.89	1,754.90	1,746.22	1,740.35

	R12	R13	R14	R15	R16
持ち込み可燃ごみ	1,458.04	1,454.62	1,442.43	1,433.40	1,423.56
持ち込み不燃ごみ	274.60	273.96	271.66	269.96	268.11
持ち込みごみ	1,732.64	1,728.58	1,714.09	1,703.36	1,691.67

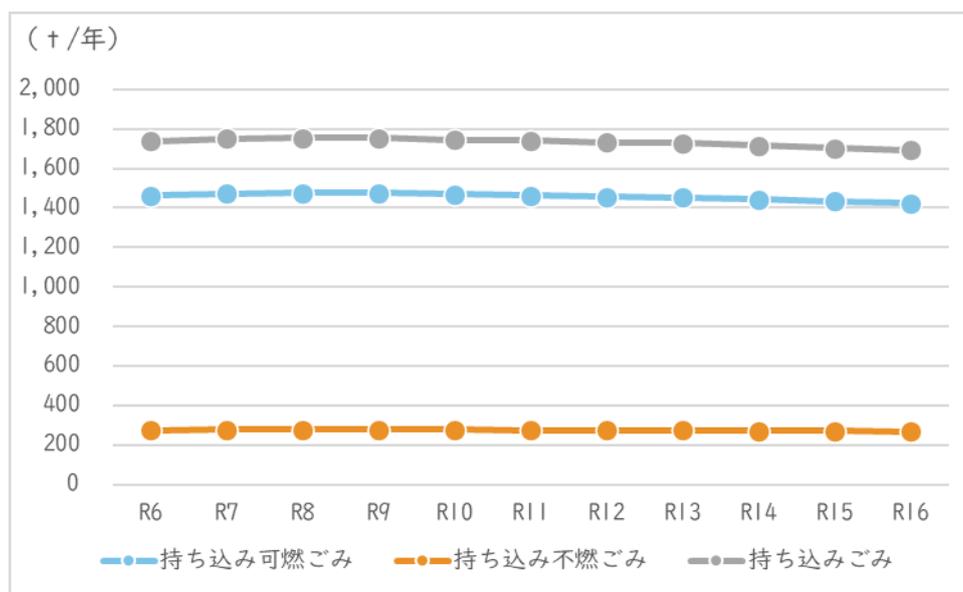


図3-4-3 持ち込み可燃ごみ及び均持ち込み不燃ごみの予測結果

③ごみ発生量

推計結果をもとに算出したごみの発生量は、次に示すとおりです。

収集ごみ量は、一人一日平均収集可燃ごみ量及び一人一日平均収集不燃ごみ量と将来人口の積で日平均収集量を求め、年間量（365日または366日）に換算したものです。

持ち込みごみ量は、日平均持ち込み可燃ごみ量及び日平均持ち込み不燃ごみ量を年間量（365日または366日）に換算したものです。

表3-4-4 ごみ発生量の予測

単位：t/年

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収集ごみ	5,632.36	5,670.80	5,682.33	5,685.64	5,657.53	5,638.49
持ち込みごみ	1,738.46	1,750.32	1,753.89	1,754.90	1,746.22	1,740.35
集団回収量	601.42	605.52	606.75	607.11	604.10	602.07
総排出量	7,972.24	8,026.64	8,042.97	8,047.65	8,007.85	7,980.91
一人一日当たりの総排出量	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37

	R12	R13	R14	R15	R16
収集ごみ	5,613.51	5,600.34	5,553.42	5,518.66	5,480.77
持ち込みごみ	1,732.64	1,728.58	1,714.09	1,703.36	1,691.67
集団回収量	599.40	598.00	592.99	589.28	585.23
総排出量	7,945.55	7,926.92	7,860.50	7,811.30	7,757.67
一人一日当たりの総排出量	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37

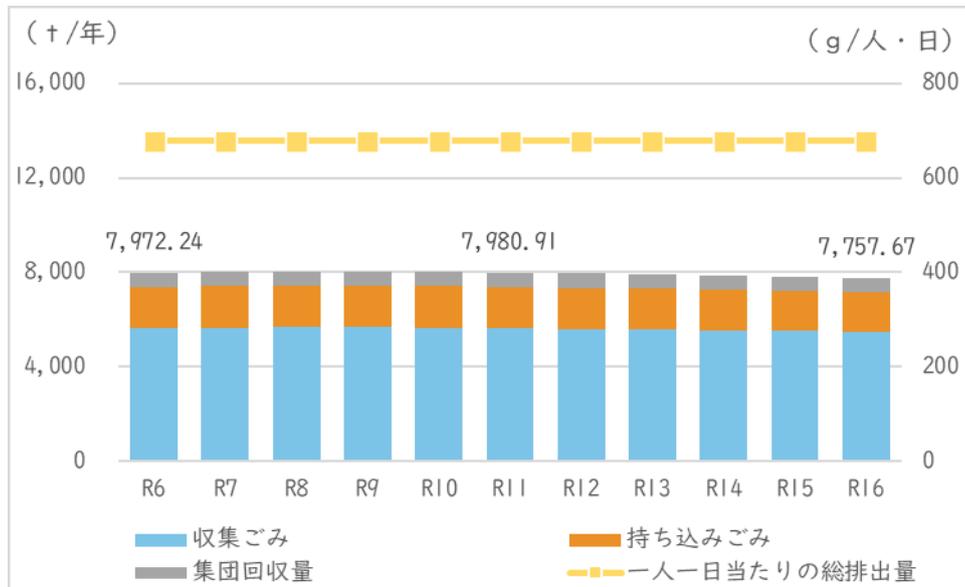


図3-4-4 ごみ発生量の予測

(2) ごみの処理量

①可燃ごみ量

推計結果をもとに算出した可燃ごみ量は、次に示すとおりです。

表3-4-5 可燃ごみ量の予測

単位：t/年

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収集可燃ごみ	4,843.35	4,876.40	4,886.31	4,889.16	4,864.98	4,848.61
直接搬入可燃ごみ	1,462.94	1,472.92	1,475.92	1,476.77	1,469.47	1,464.53
選別可燃物	404.52	407.28	408.12	408.35	406.33	404.97
焼却処理量	6,710.81	6,756.60	6,770.35	6,774.28	6,740.78	6,718.11

	R12	R13	R14	R15	R16
収集可燃ごみ	4,827.13	4,815.81	4,775.46	4,745.57	4,712.98
直接搬入可燃ごみ	1,458.04	1,454.62	1,442.43	1,433.40	1,423.56
選別可燃物	403.17	402.23	398.86	396.36	393.64
焼却処理量	6,688.34	6,672.66	6,616.75	6,575.33	6,530.18

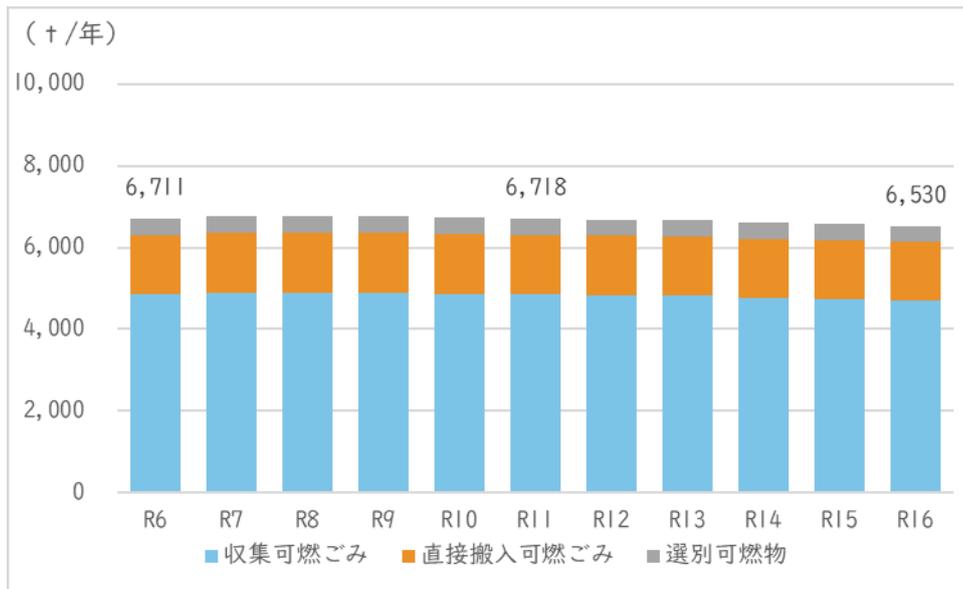


図3-4-5 可燃ごみ量の予測

②不燃ごみ

推計結果をもとに算出した不燃ごみ量は、次に示すとおりです。

表3-4-6 不燃ごみ量の予測

単位：t/年

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収集不燃ごみ	134.52	135.44	135.72	135.80	135.13	134.67
収集資源ごみ	557.16	560.96	562.10	562.43	559.65	557.77
収集粗大ごみ	97.33	98.00	98.20	98.25	97.77	97.44
直接搬入不燃ごみ	275.52	277.40	277.97	278.13	276.75	275.82
合計	1,064.53	1,071.80	1,073.99	1,074.61	1,069.30	1,065.70

	R12	R13	R14	R15	R16
収集不燃ごみ	134.07	133.76	132.64	131.81	130.90
収集資源ごみ	555.30	553.99	549.35	545.91	542.18
収集粗大ごみ	97.01	96.78	95.97	95.37	94.71
直接搬入不燃ごみ	274.60	273.96	271.66	269.96	268.11
合計	1,060.98	1,058.49	1,049.62	1,043.05	1,035.90

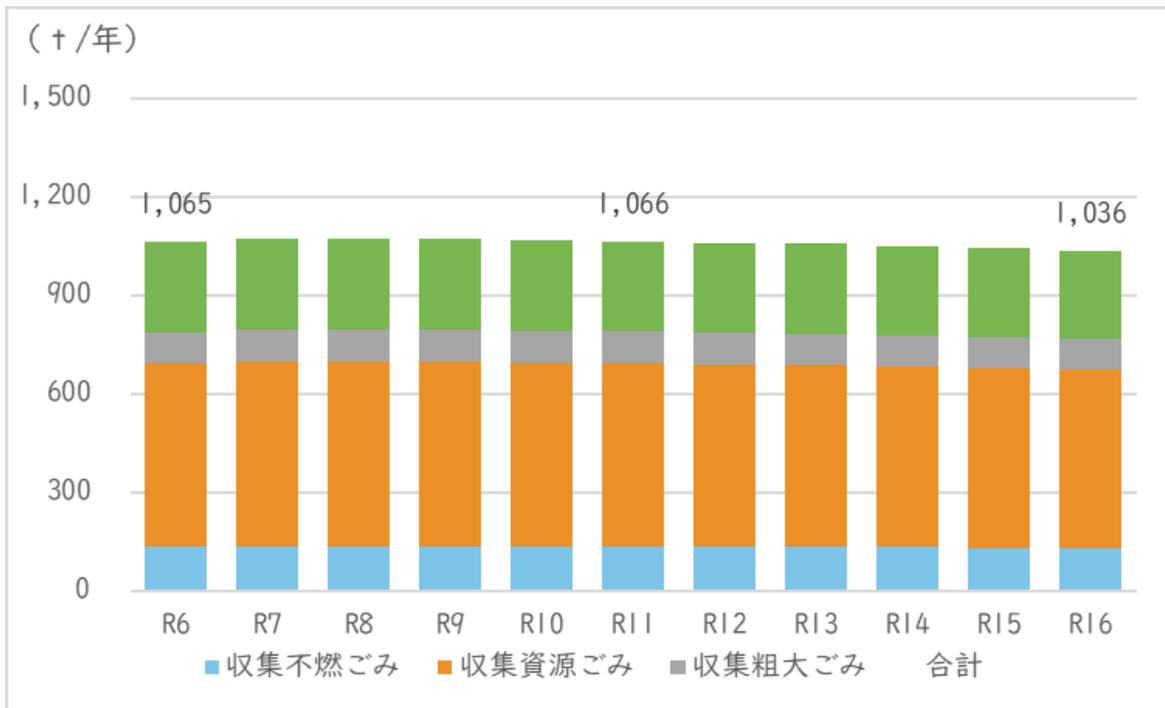


図3-4-6 不燃ごみ量の予測

③最終処分量及び最終処分率

推計結果をもとに算出した最終処分量及び最終処分率は、次に示すとおりです。

表3-4-7 最終処分量及び最終処分率の予測

単位：t/年、%

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
焼却残渣量	751.61	756.74	758.28	758.72	754.97	752.43
処理残渣量	62.81	63.24	63.37	63.40	63.09	62.88
合計	814.42	819.98	821.65	822.12	818.06	815.31
最終処分率	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2

	R12	R13	R14	R15	R16
焼却残渣量	749.09	747.34	741.08	736.44	731.38
処理残渣量	62.60	62.45	61.93	61.54	61.12
合計	811.69	809.79	803.01	797.98	792.50
最終処分率	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2

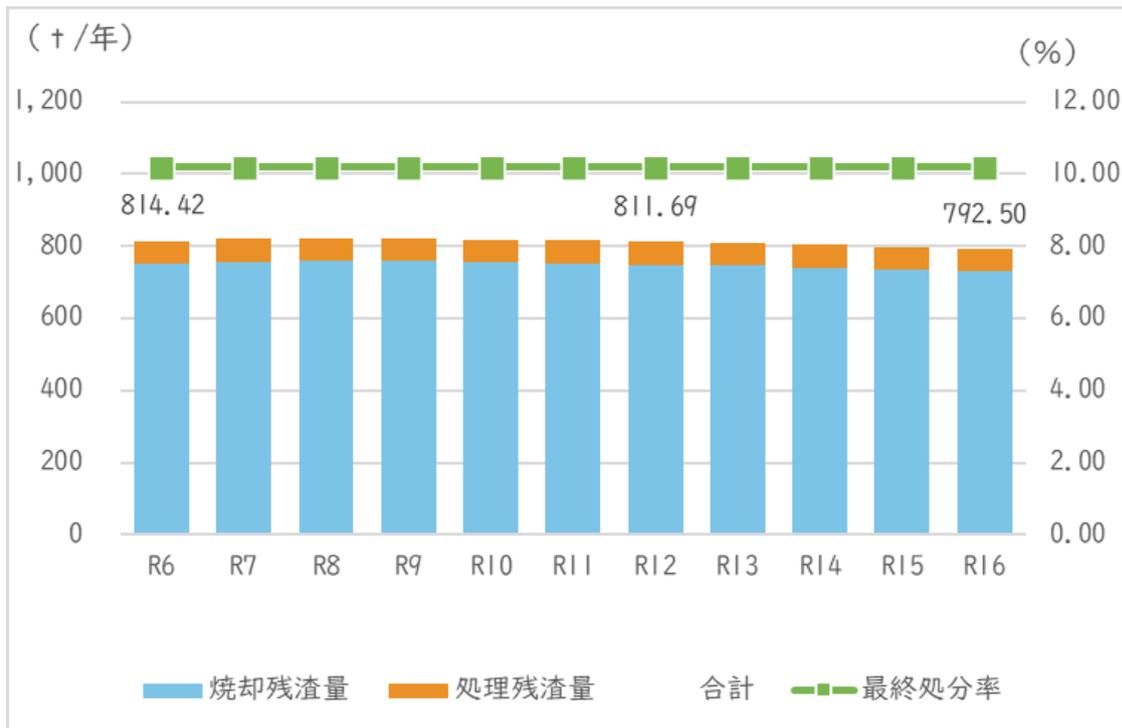


図3-4-7 最終処分量及び最終処分率の予測

④資源化量及びリサイクル率

推計結果をもとに算出した資源化量及びリサイクル率は、次に示すとおりです。

表3-4-8 資源化量及びリサイクル率の予測

単位：t/年、%

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
中間処理後再生利用量	599.33	603.42	604.66	605.01	602.02	599.99
集団回収量	601.42	605.52	606.75	607.11	604.10	602.07
合計	1,200.75	1,208.94	1,211.41	1,212.12	1,206.12	1,202.06
リサイクル率	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1

	R12	R13	R14	R15	R16
中間処理後再生利用量	597.33	595.93	590.94	587.24	583.21
集団回収量	599.40	598.00	592.99	589.28	585.23
合計	1,196.73	1,193.93	1,183.93	1,176.52	1,168.44
リサイクル率	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1

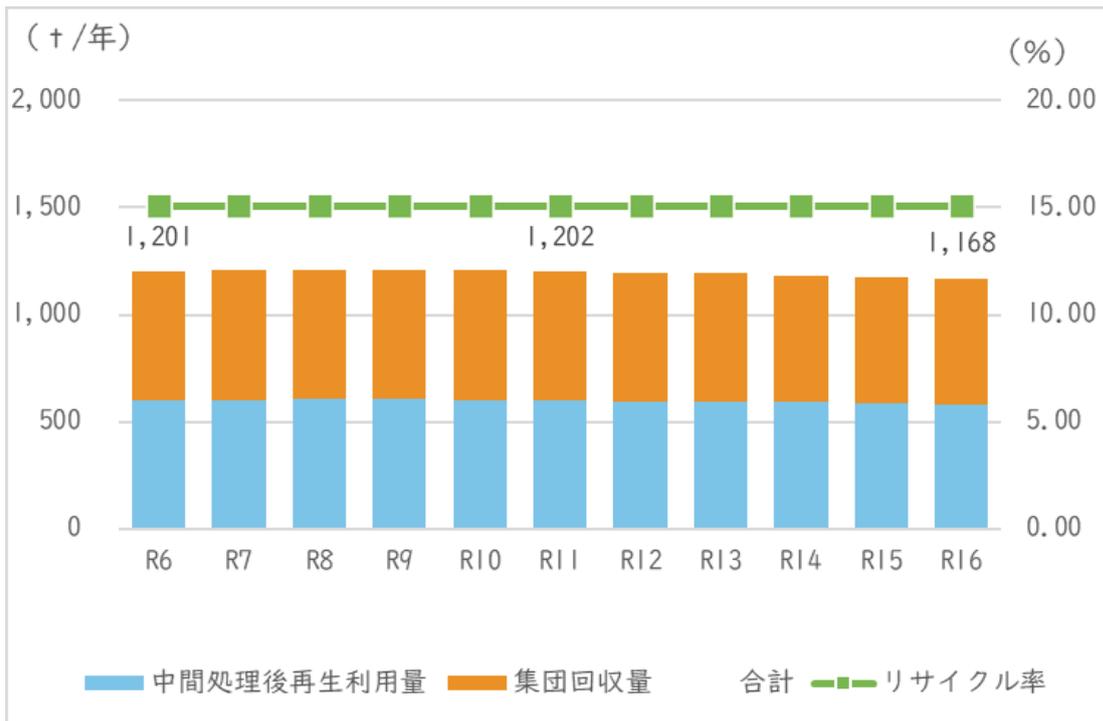


図3-4-8 資源化量及びリサイクル率の予測

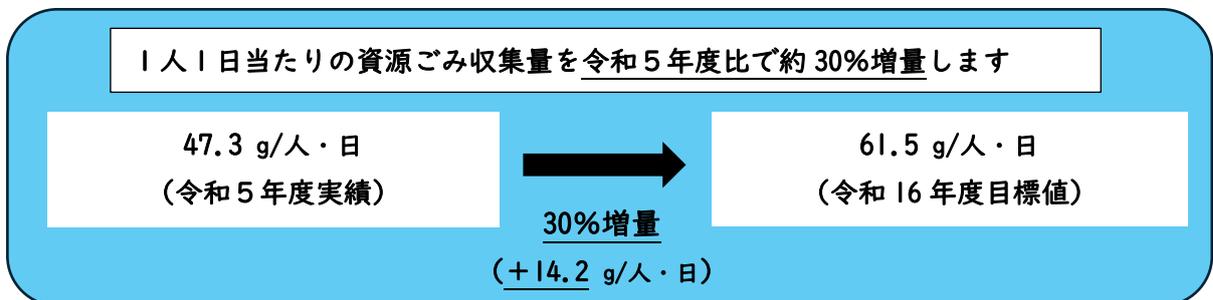
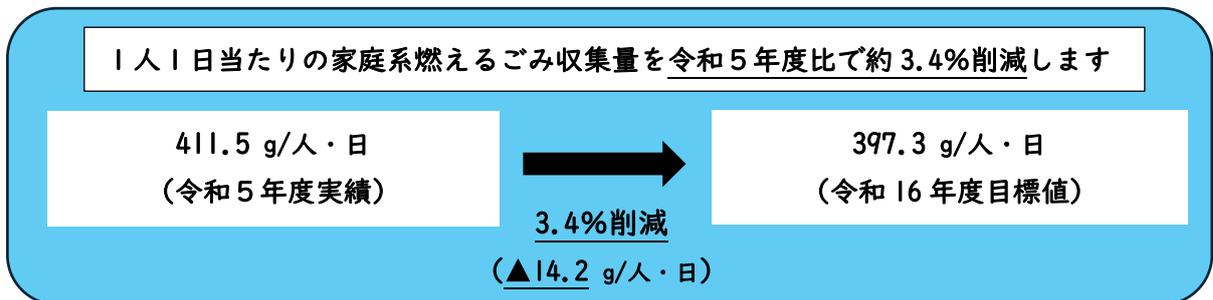
3. ごみの発生・排出量の抑制のための方策に関する事項

1) 発生排出抑制の目標値の設定

基本方針1	4R+Renewableの推進
	Refuse リフューズ 不要なものを受け取らないこと
	Reduce リデュース 物を大切に使い、ごみを減らすこと
	Reuse リユース 使える物は、繰り返し使うこと
	Recycle リサイクル ごみを資源として再び利用すること
	Renewable リニューアブル プラスチックの再生素材や 再生可能資源への置き換えを推進すること

持続可能な循環型社会の形成、また、本町の清掃工場の延命化を図るための減量目標値を設定します。

ごみ減量・資源化の取組は、住民・事業者・町の各主体で協力して進める必要があるため、わかりやすい指標（家庭系燃えるごみ量と資源ごみ量）を設定します。



## 2) 目標達成に向けた方策の体系

島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例（平成9年12月25日条例第15号）の規定に基づき、住民・事業者の協力による排出の抑制と資源ごみ収集及び粗大ごみ処理施設での資源化を促進します。

### リフューズ・リデュースの推進

#### 町

- ごみの発生抑制のためのごみの適正な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、広報、ホームページ等による啓発に努めます。
- 廃棄物減量等推進員を選任し、講習会や清掃工場への見学会を行い、さらなるごみ減量化の推進に努めます。
- 住民アンケートの結果をみると「生ごみをたい肥化する」住民が約7%と低い割合となりました。本町では生ごみ処理機等の購入補助を行っていますが、令和6年度は予算上限に達し、終了しています。また、庭のない家庭も多いことから、マンション等、庭のない家庭でもできる生ごみへの対策のメリット等を広報で紹介するなど、生ごみへの対策に努めます。
- エコクッキングや町内のイベント等でのフードドライブを実施する、作りすぎないレシピの情報提供等により食品ロスの削減に関する意識を醸成します。
- 民間事業者と連携して町役場等の公共施設に無料給水機を設置し、さらなるマイボトルの利用促進に取り組みます。
- 小学生アンケートの結果をみると、ボランティア活動に参加したいまたは参加してもよいと回答した割合が約60%となりました。今後ごみ問題だけにとどまらず、環境に関するボランティア活動の場を設け、環境教育の推進を図り、意識醸成に努めます。
- 町の事務事業で使用するプラスチック製品を再生素材や再生可能資源素材のものへ置き換えを推進します。また、住民・事業者に向けて身近でできるリニューアブルの取組についての情報を発信します。

#### 住民

- マイバッグやマイボトルなど、繰り返し使える容器を積極的に活用する等、ライフスタイルを転換するとともに、贈物等の過剰包装もできる限り自粛するよう努めましょう。
- 使い捨て品の使用をできる限り自粛しましょう。
- 生ごみの水切りの徹底や生ごみ処理機等の購入補助を積極的に活用し、生ごみの減量化・堆肥化に努めましょう。
- 日常的なごみ減量化のアイデアに関するPR活動を実施しましょう。
- 賞味期限を過ぎた食品、食べ残しなどが発生しないように料理は食べられる量だけ作るなど、食品ロスを減らすことに努めましょう。

- 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用しましょう。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選びましょう。
- アンケートの結果をみると、雑がみを燃えるごみとして排出している住民が約80%、牛乳やジュースの紙パックを燃えるごみとして排出している住民が約45%いることがわかりました。本町では、それらを古紙として収集しており、資源化できるため、できるだけ分別排出に努めましょう。

#### 事業者

- 事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制・再利用に努めましょう。
- 製造事業者は使い捨て容器の製造自粛や、長寿命製品の開発、再生資源を使用した製品開発に努めましょう。
- 飲食店や食品加工事業所等では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯等の生ごみの減量化に努めましょう。
- 飲食店では、小盛りメニューの提供、持ち帰りパックの用意等、食べきることによって食品ロスの削減に努めましょう。
- 食品メーカーや小売店、飲食店では、売れ残りや賞味期限を過ぎた食品の食品ロスを減らすことに努めましょう。
- フードバンクやフードドライブへ寄付し、食品ロスの削減に努めましょう。

#### リユースの推進

#### 町

- 民間事業者と連携し、リユースショップの買取価格を比較し手間なく売却できるリユースプラットフォームの活用を検討します。
- フリーマーケットの開催支援、リユース製品や詰め替え製品などの利用促進に関する情報提供やさらなる普及啓発を行います。

#### 住民

- リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出しましょう。
- フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、不用品の再使用に努めましょう。
- 使用済の製品やその部品等を繰り返し使用しましょう。

#### 事業者

- 使用済の製品やその部品等を繰り返し使用することができるよう、製品の提供、修理・診断技術の開発、リマニュファクチャリング等の取組を行いましょう。

## 分別・リサイクルの推進

### 町

- これまで燃えるごみで収集していた雑紙（お菓子の箱、包み紙、ティッシュの箱、レシートなど）については、古紙として収集し、資源化に向けた検討を進めます。
- ごみの資源化に関する啓発活動や資源物の集団回収の支援などにより、ごみの資源化を進めます。
- 再生品利用に関する情報提供やさらなる意識の啓発とともにエコマーク付き商品の利用など、グリーン購入を促進します。
- 引き続き民間事業者と協力し、一般家庭から排出されるペットボトルのリサイクルを進めていきます。

### 住民

- 消費者として環境にやさしい商品の購入（グリーン購入）を心がけましょう。
- 地域での集団回収に参加・協力しましょう。

### 事業者

- 事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制・再利用に努めましょう。
- 製造事業者は使い捨て容器の製造自粛や、長寿命製品の開発、再生資源を使用した製品開発に努めましょう。

4. 分別して収集するものとした種類及び分別の区分

1) 家庭系ごみの分別収集

区 分		収集回数	種 類
分別区分	燃えるごみ	週2回	台所のごみ等燃えるごみ、紙くず、プラスチック製品、靴・カバン・ぬいぐるみ、落ち葉・草・木くず・枝・すだれ等
	空き缶・危険ごみ・有害ごみ等	月1回	空き缶、危険ごみ（刃物、ねじ・釘、スプレー缶・カセットボンベ）、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計等）、針金等
	古紙・古布・ペットボトル	月1回	古紙（ダンボール、新聞、チラシ、雑誌類、書類、牛乳パック等）、古布（布製の衣服、タオル）、ペットボトル
	空きびん、ガラス	月1回	空きびん、ガラス
	不燃ごみ	月1回	使用済小型家電製品、金属製品、せともの・耐熱ガラス、ふとん・じゅうたん類、小型の家具類、木材類等
	大型・引越しごみ 不要自転車 家電リサイクル法対象 品目	臨時	家具類等 引っ越し時のごみ 不要になった自転車 洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫
	動物の死体	臨時	犬・猫など

なお、これまで燃えるごみで収集していた雑紙（お菓子の箱、包み紙、ティッシュの箱、レシートなど）については、古紙として収集し、資源化に向けた検討を進めていきます。

2) 事業系ごみの分別指導

業系ごみについては、廃棄物排出マニュアルを作成し、排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の区分を周知し、産業廃棄物についても適正処理するよう指導します。

5. ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

**基本方針2**    ごみの適正な処理・処分の堅持

1) ごみの適正処理システム

本町におけるごみの適正処理システムは、次に示すとおりです。

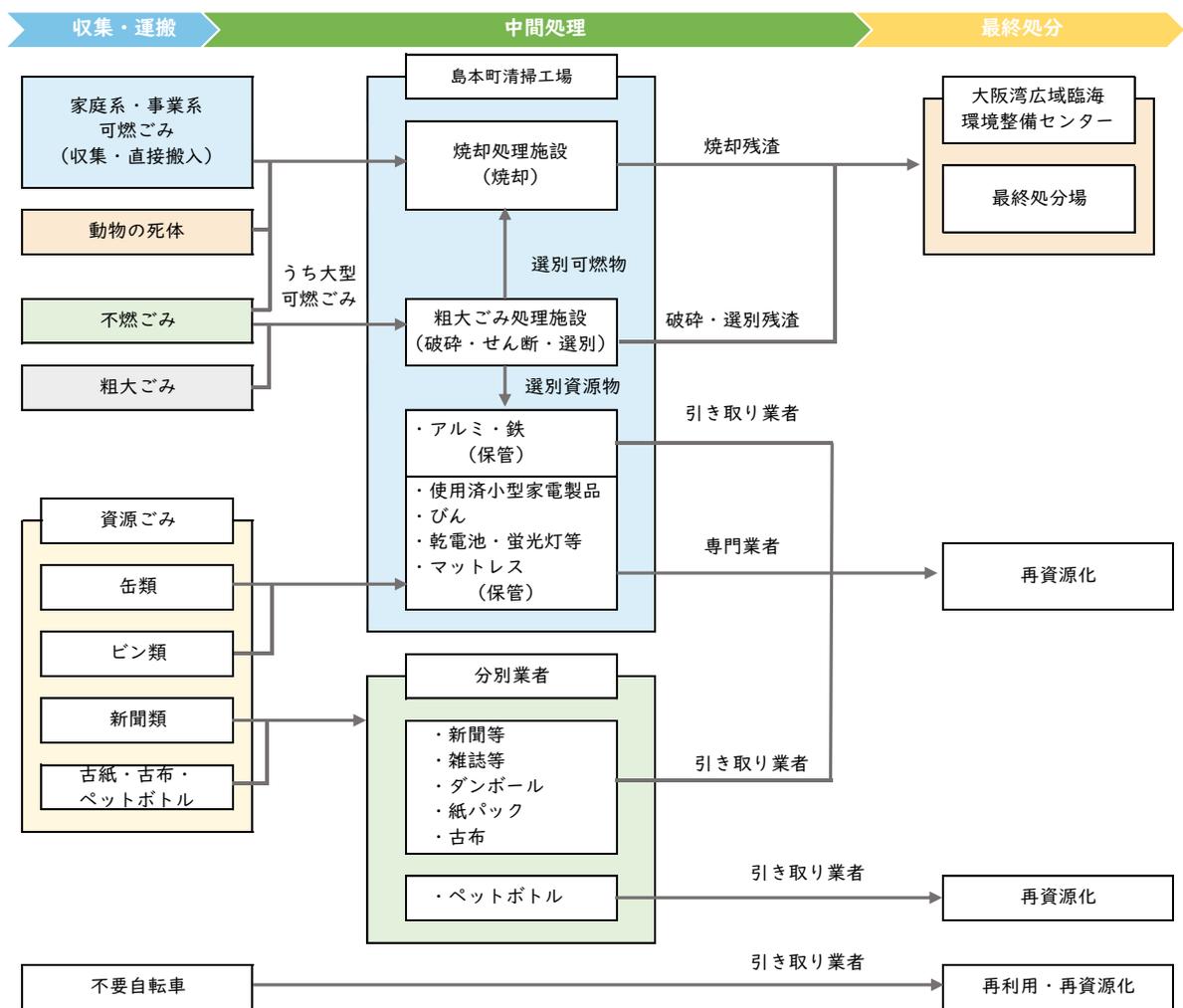


図3-4-9 ごみの適正処理システム

2) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の目標

効率的で適正な収集・運搬の実施

(2) 収集・運搬の方法

処理方式は、ステーション方式をこれからも採用していきます。

(3) 収集・運搬量

本計画における収集・運搬量は、次に示すとおりです。

表3-4-10 収集・運搬量の目標

		単位	実績	目標	
			R5	R11	R16
定期 収集	可燃ごみ	+ /年	4,769.99	4,757.30	4,550.35
	不燃ごみ	+ /年	132.47	134.67	130.90
	資源ごみ	+ /年	548.78	649.08	704.79
	大型・引越しごみ	+ /年	95.84	97.44	94.71
	合計	+ /年	5,547.08	5,638.49	5,480.75

(4) 不法投棄の対応等

処理困難物等の不法投棄防止のため、町内におけるパトロールの実施を継続します。

不法投棄が発生した場合は、廃棄物処理法の規定による不法投棄の調査・告発等について、大阪府、高槻警察及び管理者と協議して対応するものとします。

(5) 災害廃棄物対策(水害・震災他)

被災時には迅速な応急復旧を図れるように努めるとともに、公衆衛生の向上、良好な生活環境の維持に努め、「島本町地域防災計画」や「島本町災害廃棄物処理計画(令和2年度策定)」に基づいて円滑な処理の継続を図ります。また、大阪府との連携・協力体制や周辺市町等との相互支援体制を確立するべく、平成27年度に「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」を締結しています。

災害時には、本協定に基づき円滑なごみの処理に努めます。

また、災害発生時に、仮置場に使用や利用しないにもかかわらず、しまいこんでため込まれた物であって家庭内に年々蓄積された物を持ち込む事例が多く発生していることから、平時からそれらのごみを適切に排出するよう呼びかけを行います。

### 3) 中間処理計画

#### (1) 中間処理目標

ごみ処理の適正な処理・処分の検討

(中間処理施設延命化検討)

#### (2) 中間処理の方法

可燃ごみは、ごみ焼却処理施設において、全量焼却処分し、不燃ごみは粗大ごみ処理施設において破碎・選別を行います。なお、新聞類とペットボトルは委託業者にて選別を行っています。

#### (3) 中間処理量

焼却処理量及び粗大ごみ処理施設処理量は次のとおりです。リサイクル率は、将来的に16%以上を目指します。

表3-4-11 中間処理量の目標

	単位	実績	目標	
		R5	R11	R16
可燃ごみ処理量	t/年	6,408.16	6,496.40	6,137.58
不燃ごみ処理量	t/年	883.08	1,142.99	1,179.95
うち資源化量	t/年	548.78	649.08	704.79
集団回収量	t/年	592.27	602.07	585.23
リサイクル率	%	15.9	16.0	16.8

#### 4) 最終処分計画

##### (1) 最終処分の目標

ごみ処理の適正な処理・処分の検討  
安定した焼却残渣の搬出を目指す（受入基準の遵守）

##### (2) 最終処分の方法

本町には、最終処分場が無いため、焼却残渣や資源化できない粗大ごみ処理施設の破碎・選別残渣を大阪湾広域臨海環境整備センター（通称：大阪湾フェニックス）において、処分委託しています。

##### (3) 最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率は次のとおりです。

表3-4-12 最終処分量及び最終処分率の目標

	単位	実績	目標	
		R5	R11	R16
焼却残渣量	t/年	722.13	727.6	687.41
破碎埋立量	t/年	60.01	67.44	69.62
合計	t/年	782.14	795.04	757.03
最終処分率	%	10.2	10.2	10.2

5) 運転管理計画

(1) 運転管理の目標

ごみ処理の適正な処理・処分の検討  
安定した焼却残渣の搬出を目指す（受入基準の遵守）

(2) ごみの処理主体

中間処理施設は、直営及び委託で運営を行っています。現在、施設の延命化のため、具体的な取組を進めています。

区 分		管理体制
収集・運搬	可燃ごみ	委託
	不燃ごみ	委託
中間処理	ごみ焼却処理施設	直営・委託
	粗大ごみ処理施設	直営・委託
最終処分	運搬及び処分	委託

6. ごみの処理施設の整備に関する事項

1) 検討すべきごみの処理施設

(1) 再生利用促進のための施設

現状におけるリサイクル率を維持及び促進させるため、財政との整合性を図りながらリサイクルセンターの整備の在り方について検討します。

(2) ごみ焼却処理施設

本町の焼却処理施設は、平成3年に稼働してから34年経過(令和7年3月末現在)した施設で、現時点で試算した平均耐用年数(20年)を既に超えています。

そのために、多額の補修工事費等が発生しています。

しかし、現在、広域化の目途がたっていない状況にあるため、毎年実施している保守点検や精密機能検査の結果を踏まえ、施設の延命化を図っています。

(3) 適正な最終処分のための施設

本町には最終処分場がないため、焼却残渣、資源化できない粗大ごみ処理施設の破碎・選別残渣を大阪湾広域臨海環境整備センター(通称:大阪湾フェニックス)に委託しており、大阪湾フェニックスの受入基準を遵守します。

## 7. その他ごみの処理に関し必要な事項

### 1) 廃棄物減量等推進員

本町ではごみの減量、再資源化及び環境美化の推進に関する活動、資源集団回収活動の積極的な推進及び指導、町が主催する研修会などへの参加、一般廃棄物減量及び資源化のための施策への協力及び参画、その他、ごみの減量及び再資源化の推進に関することなどを行う廃棄物減量等推進員制度を設けています。その推進員の任期は、ごみ減量の必要性の理解を深めるための基本的な研修を経て減量に向けた地域活動に取り組んでいただくため、1年としています。

廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、積極的に活躍していただきます。

### 2) 環境学習・啓発

廃棄物の減量など環境問題を解決するために、環境学習の機会を提供しています。本町では、小学生を対象に、島本町清掃工場の見学を行っています。

また、住民に「家庭ごみの分け方・出し方」の配布、町ホームページ等を通じて、分別収集や廃棄物の減量などを呼びかけています。

今後もごみ処理施設の見学、「家庭ごみの分け方・出し方」の配布やごみ分別アプリの提供を継続していきます。

### 3) 災害に対する備え

本町では、令和3年3月に「島本町災害廃棄物処理計画」を策定しました。当該計画については適宜見直しを行い、常に最新情報に更新します。

当該計画に基づき、町職員や収集運搬業者など関連団体への研修を継続的に実施し、災害に備えた人材の育成を図り、災害廃棄物を発災の初期段階から効率的に処理するために、平時から災害時の分別区分、排出ルール、仮置場運用ルールなどの情報を住民・事業者に発信します。

また、災害時には家庭に退蔵している処理困難物がまとめて排出され、円滑な処理の妨げになるおそれがあることから、平時から適正排出を促します。

### 第5節 計画のフォローアップと事後評価

本計画において定めた目標値の経過を確認し、毎年の実施計画時に、その達成度を評価し、新しい実施計画に反映させます。

なお、目標の達成度は、前期、後期とあり、達成の程度と社会情勢の変化を加味した検討を加え、計画を更新します。

その内容は、目標値にとどめず、本計画のすべての項目について、該当させるものとします。

#### 1. 実施項目と実施スケジュール

具体的な項目における実施スケジュールを次に示します。

区分	取組み内容	期間		
		令和6年度	令和11年度	令和16年度
発生排出抑制の目標	町・住民・事業者に対する4Rの維持及び資源化の推進（啓発活動他）			
	リサイクル率の維持			
収集・運搬計画	効率的な収集・運搬の維持			
中間処理	ごみの適正な処理・処分の堅持			
	リサイクルセンターの整備の在り方を検討			
最終処分計画	安定した焼却残渣の搬出を目指す			
運転管理計画	安定したごみ処理施設の運転・維持管理			



## 第4章 食品ロス削減推進計画



## 第4章 食品ロス削減推進計画

### 第1節 計画策定の趣旨

#### 1. 本計画の位置付け

本町における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

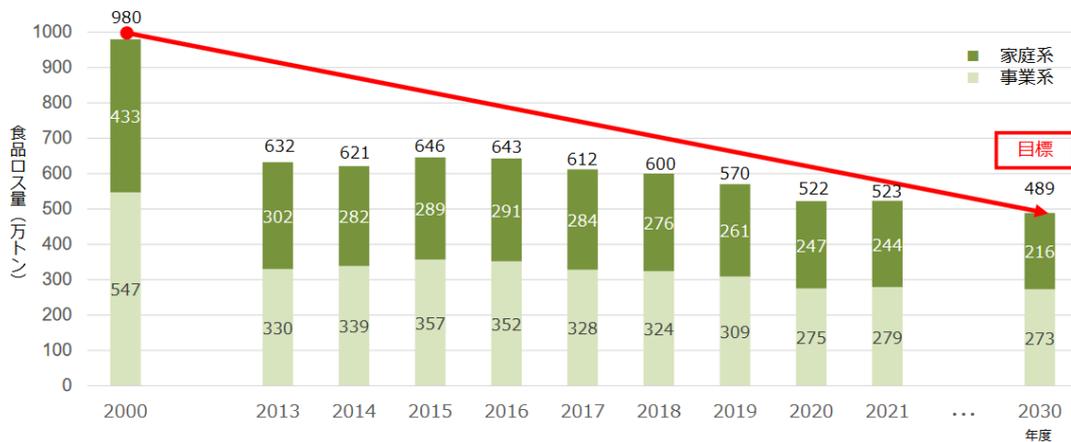
本章は、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置づけます。

#### 2. 食品ロス削減推進法

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。同法では、令和12年度において、平成12年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組みを推進することを目標と定めています。

表4-1-1 食品ロス削減推進法の概要

国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の責務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける



【出典】「食品ロス削減関係参考資料（令和5年6月9日版）」消費者庁消費者教育推進課  
食品ロス削減推進室

図4-1-1 食品ロス削減目標

## 第2節 食品ロスの現状

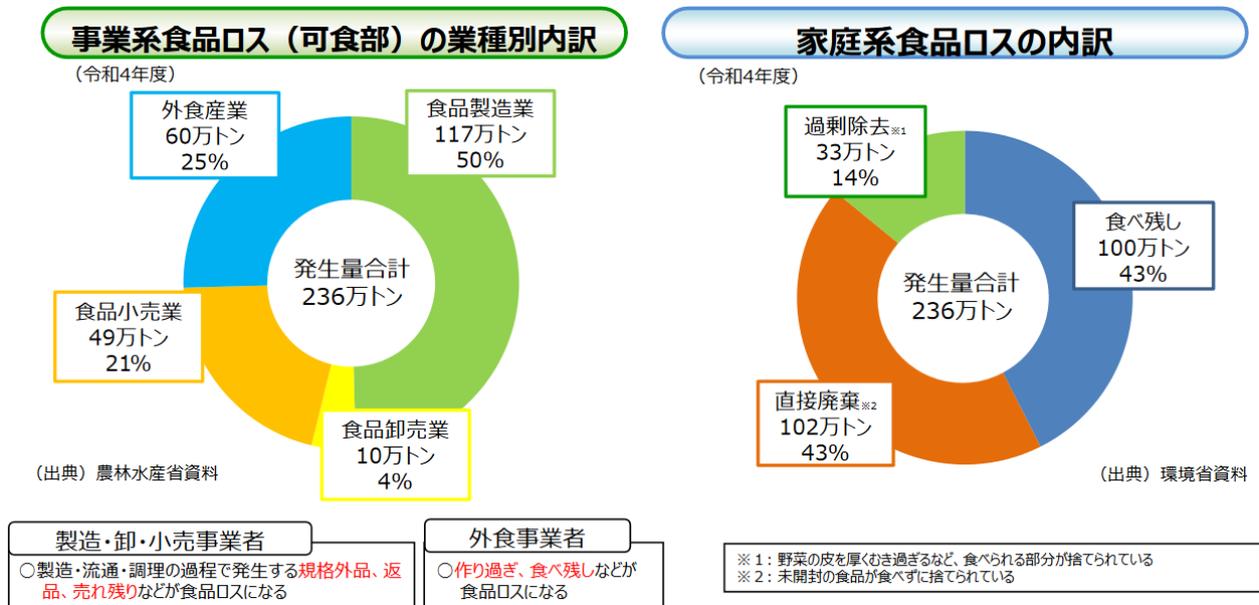
### 1. 食品ロスを取り巻く情勢及び課題

#### 1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスとに分類されます。

#### 2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は年間約472万t（農林水産省及び環境省における令和4年度推計）であり、国民一人当たりで換算すると38kgになると言われています。このうち事業系食品ロス量は236万t、家庭系食品ロス量は236万tであり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることがわかります。



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料（令和6年6月21日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図4-2-1 全国における食品ロス発生量

### 3) 本町における食品ロス量

本町では、島本町清掃工場において年4回ごみをサンプリングして組成調査を実施し、ごみ質の変動をモニタリングしていますが、組成は紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・ワラ類、厨芥類、不燃物類、その他の6種類としていることから、厨芥類の中に食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいのが現状です。

ごみの種類別組成は自治体により異なる場合もありますが、環境省が毎年行っている食品ロスの実態調査ではいずれの自治体も傾向が一致しています。そこで、「令和4年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示す食品ロスの全国平均値の割合（燃やすごみ中の食品廃棄物：30.4%、食品廃棄物中の食品ロス量：36.5%）を本町に当てはめて推定するものとします。これによると、令和5年度における家庭系食品ロスの発生量は約529t/年（45.8g/人・日）と推定されます。またこのうち直接廃棄は260t/年（22.5g/人・日）、食べ残しは270t/年（23.3g/人・日）と推定されます。

表4-2-1 本町における家庭系食品ロス発生量（令和5年度・推定）

項目	排出量 (t/年)	割合		1人1日当たり排出量 (g/人・日)
家庭系可燃ごみ量	4,769.99	100.0%	—	412.6
うち、食品廃棄物量（推定）	1,450.08	30.4%	100.0%	
うち、食品ロス量（推定）	529.28	—	36.5%	45.8
（直接廃棄）	259.56	—	17.9%	22.5
（食べ残し）	269.72	—	18.7%	23.3

※割合は「令和4年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」を参照

※人口：令和5年度実績（31,670人）

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

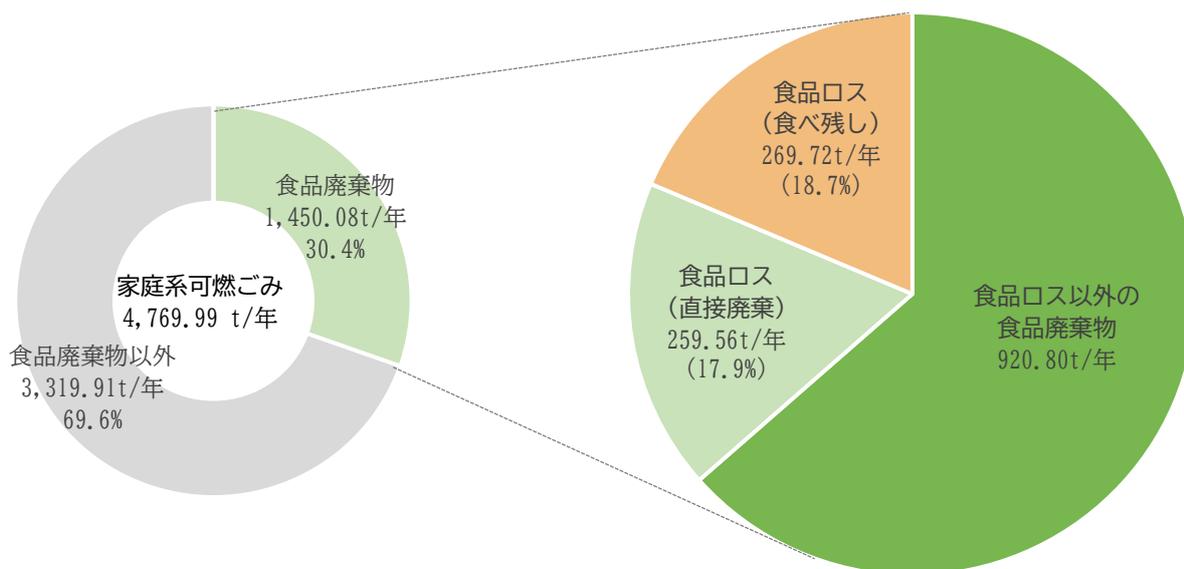


図4-2-2 本町における家庭系食品ロス発生量（令和5年度・推定）

また事業系食品ロスについては、主に食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されますが、自治体により業種別事業所数や事業所規模は大きく異なり、事例を当てはめて算出することは適当とはいえません。

そこで、農林水産省が示す令和3年度事業系食品ロス量約279万t/年が、事業系可燃ごみに占める割合（ $2,790,000\text{t/年} \div \text{令和3年度事業系可燃ごみ} \times 10,634,213\text{t/年} = 26.2\%$ ）で大枠を捉えるものとします。これによると、令和5年度における事業系食品ロスの発生量は約377t/年と推定されます。

※一般廃棄物処理事業実態調査に基づく、混合ごみ及び可燃ごみの和とします。

表4-2-2 本町における事業系食品ロス発生量(令和5年度・推定)

項目	排出量 (t/年)	割合
事業系可燃ごみ量	1,440.82	100.0%
うち、食品ロス量 (推定)	377.49	26.2%

### 第3節 食品ロス削減推進計画

#### 1. 食品ロス削減に向けた方針

##### 基本方針

##### 食品ロスの削減の推進

#### 2. 目標年次

令和16年度を、本計画の目標年次とします。

#### 3. 食品ロスに関する目標

##### 1) 食品ロスの削減目標

国においては食品ロス量の削減について、平成12年度から令和12年度までの30年間で半減させることを目指していることから、本町では食品ロス発生量を10年間で17%の削減することを目指し、令和5年度の推計値である863.20tから、食品ロスの発生抑制に関する施策を展開することで、食品ロス発生量を17%削減した752.62tを令和16年度に達成することを目指します。

表4-3-1 食品ロス発生量の削減目標

	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
食品ロス発生量 (t/年)	906.77	752.62

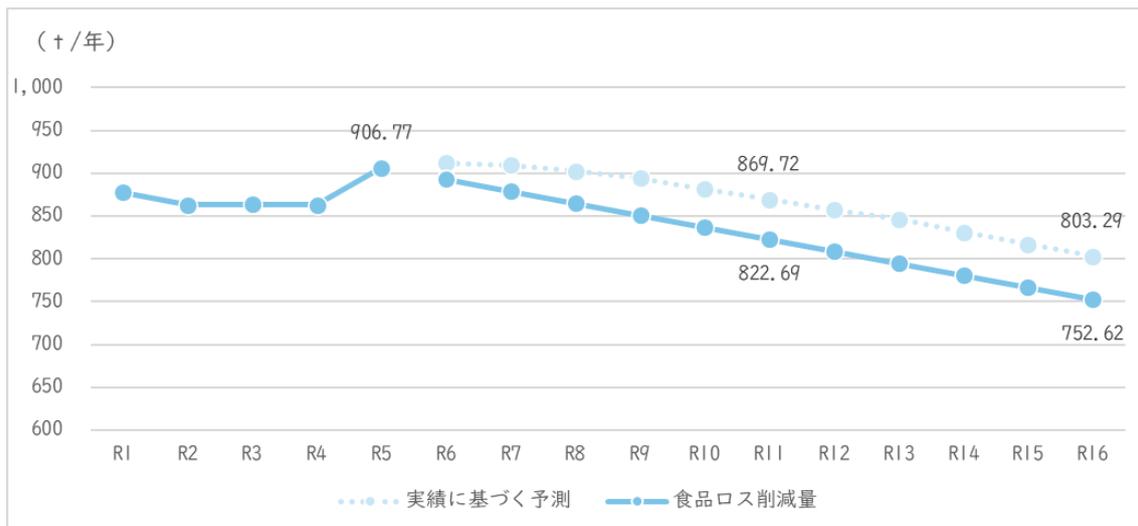


図4-3-1 食品ロス発生量の削減目標

## 2) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む住民の割合

国においては食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることとし、第4次食育推進基本計画では、令和元年度の76.5%から令和7年度までに80%とすることを目標としています。今回の住民アンケートの結果では食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合が93.1%となっており、本町の住民の食品ロス削減への意欲の高さがわかりました。

引き続き、住民の食品ロスの削減に対する理解の醸成に努め、令和16年度に95%を達成することを目標とします。

表4-3-2 食品ロス問題を認知して削減に取り組む住民の割合の目標

	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
食品ロス問題を認知して削減に 取り組む住民の割合 (%)	93.1%	95%

## 4. 食品ロスに向けた取組み

### 1) 家庭から出る食品ロス

家庭から排出される食品ロスについては、大きく分けて3つに分類されます。

- ① 食べ残し
- ② 過剰除去（皮の剥ぎすぎ等）
- ③ 直接廃棄（確認不足による期限切れ・好みに合わないもの）

○食品ロスの削減には、料理は買い物の段階から在庫状況を踏まえたうえで必要な量だけ購入し、食べきれぬ量だけ調理するよう心掛けることが必要です。

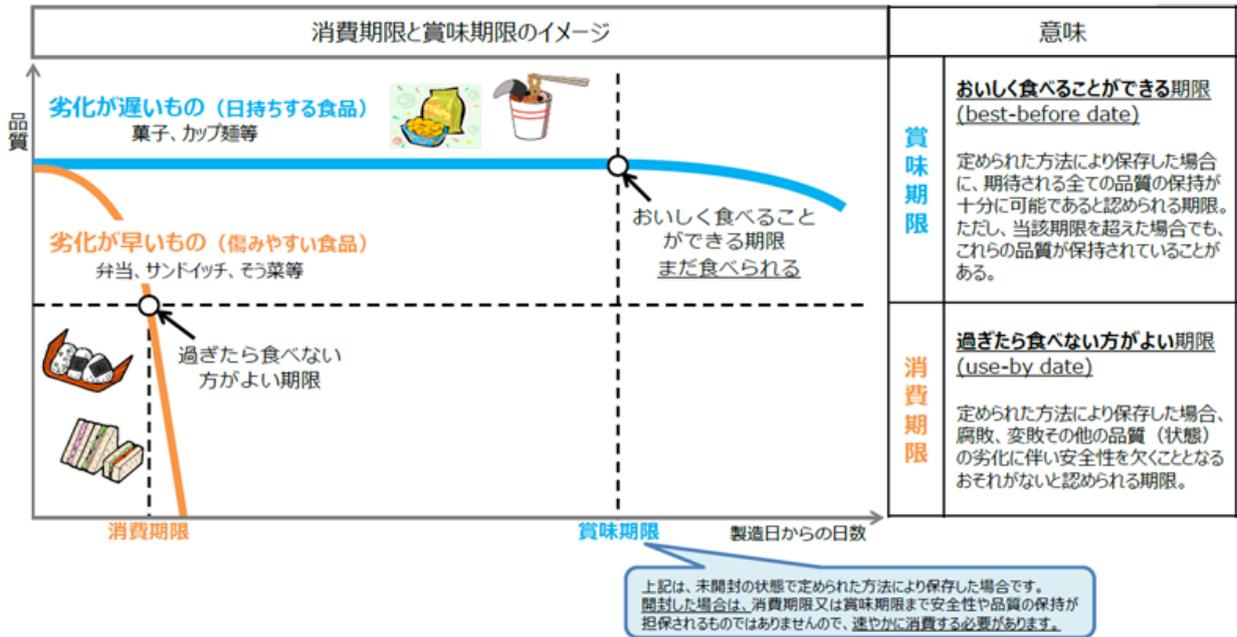
○もらいもの等で好みでないものについては、フードバンクへ寄贈することで必要とされる方へと譲渡し、食品ロスの削減をすることができます。

○本町では「おいしい食べ物を適量で残さず食べる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体が食品ロスの削減を目的として平成29年度に設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」にて参考事例を収集し、食品ロスの削減に向けた取組を検討しています。消費者庁でもクックパッドでブロッコリーの茎等の捨ててしまうことが多いものについても「食材を無駄にしないレシピ」として情報発信しています。

○今後、食品ロスに対する住民の理解を醸成するために食品ロスの発生状況や削減方法等の普及・啓発に努めます。

○発生してしまった食品ロスについては、水切りの徹底や生ごみ処理機等によって減量化・再資源化することの必要性について普及・啓発します。





出典）食品ロス削減関係参考資料（令和5年9月）

図4-3-3 賞味期限と消費期限の違い

## 第5章 生活排水处理基本計画



## 第5章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水の排出の現況

#### 1. 生活排水の処理形態別人口

本町の過去5年間における生活排水処理形態別人口の推移を次に示します。

単独処理浄化槽人口及び汲み取りし尿収集人口は減少しており、合併処理浄化槽人口及び公共下水道人口が増加しています。

生活排水処理率（＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口）は増加しており、令和5年度において97.6%（令和元年度比：1.5ポイント向上）となりました。

表5-1-1 生活排水処理形態別人口の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670
計画処理区域内人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670
水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,532	30,774	30,869	30,724	30,910
コミュニティ・プラント	人	-	-	-	-	-
合併処理浄化槽	人	484	538	647	596	642
公共下水道	人	30,048	30,236	30,222	30,128	30,268
農業集落排水処理等	人	-	-	-	-	-
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	896	824	612	547	432
非水洗化人口	人	346	339	340	332	328
汲み取りし尿収集	人	346	339	340	332	328
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	96.1	96.4	97.0	97.2	97.6

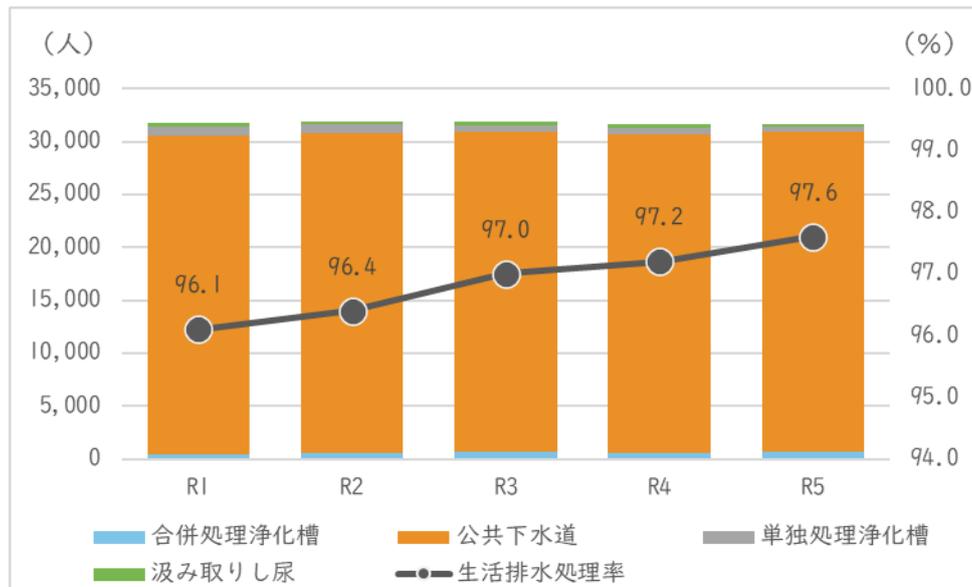


図5-1-1 生活排水処理形態別人口の推移

## 2. 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の現況

本町における汲み取りし尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）は、平成29年度から高槻市の事務の委託を行い、高槻市エネルギーセンター分室に搬入されて、処理が行われています。

本町の過去5年間に於けるし尿等の搬入量の推移を以下に示します。

汲み取りし尿量は減少している一方、浄化槽汚泥量は増加しており、搬入量の合計は令和5年度において1,933kL/年（令和元年度比：6.0ポイント増加）となりました。

また、搬入量の内訳としては、令和5年度において汲み取りし尿量が27.4%、浄化槽汚泥量が72.6%となっています。

表5-1-2 し尿等の搬入量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5
汲み取りし尿量	kL/年	604	580	577	579	529
浄化槽汚泥量	kL/年	1,219	1,233	1,264	1,388	1,404
合併処理浄化槽汚泥量	kL/年	829	857	905	1,041	1,071
単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	390	376	359	347	333
合計	kL/年	1,823	1,813	1,841	1,967	1,933

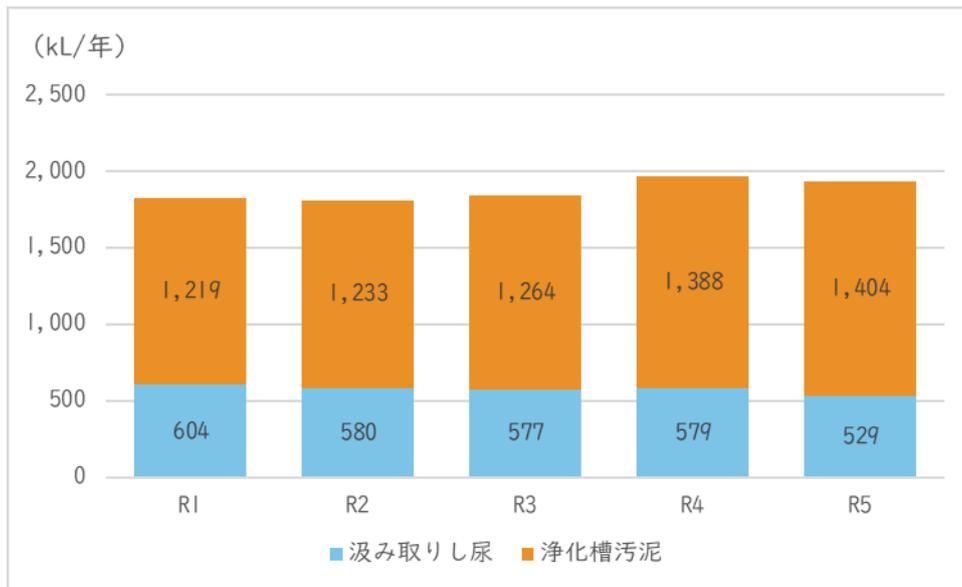


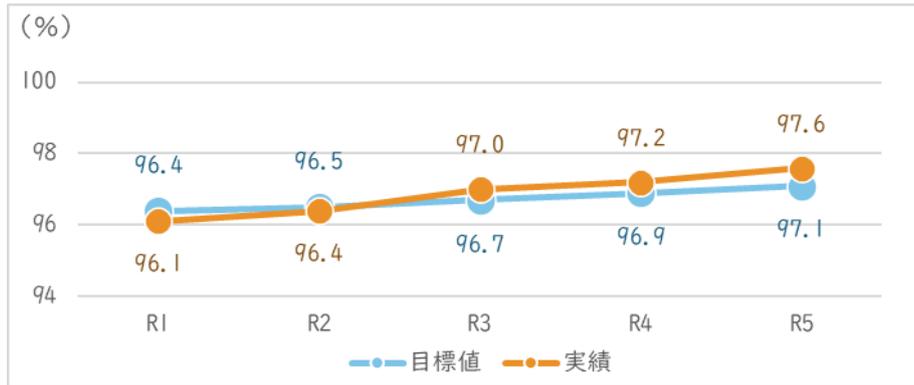
図5-1-2 し尿等の搬入量の推移

### 3. 現計画における目標の達成状況

現計画では、「生活排水処理率」の数値指標を設定しています。達成状況について、以下に示します。

#### 生活排水処理率(%) : ○

令和2年度まで現行計画の目標値を下回っていたものの、令和3年度以降達成できている状況にあります。



### 4. 生活排水処理の実績

#### 1) 生活排水処理フロー

本町における生活排水処理の処理フローは、以下に示すとおりです。

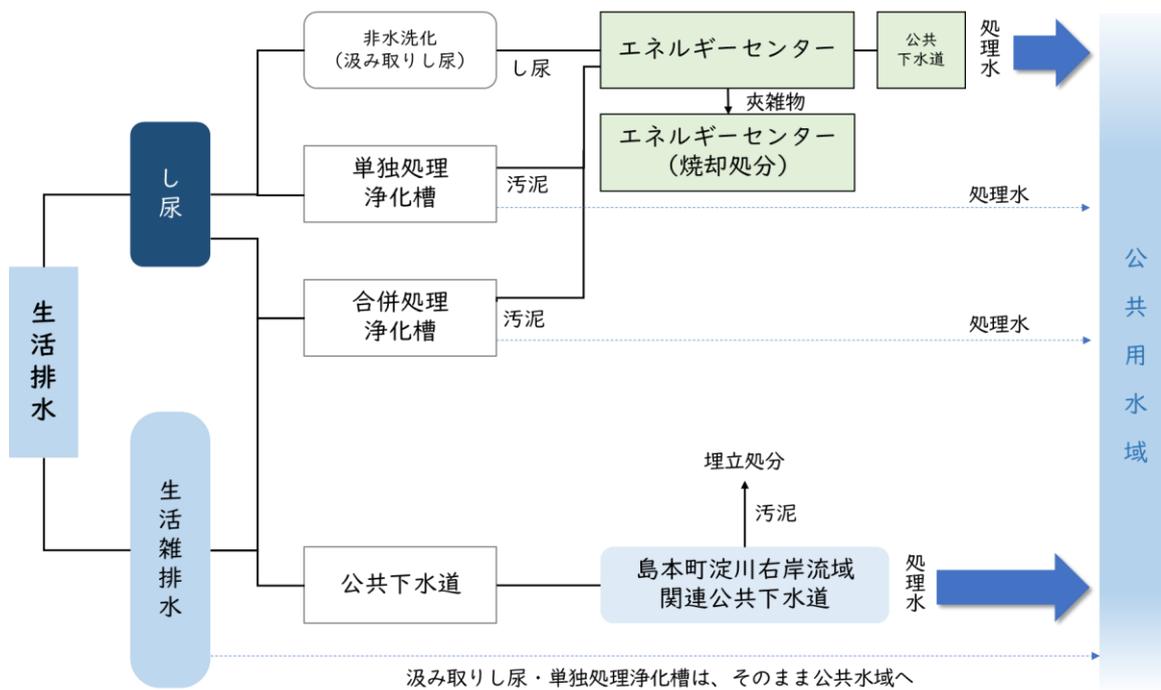


図5-1-3 生活排水処理フロー

2) 収集・運搬

本町におけるし尿等の収集は、次に示すとおりです。

表5-1-3 収集方法

収集区域	町内全域
収集車両	バキューム車 2 + 車1台

本町におけるし尿等の収集手数料は、次に示すとおりです。

表5-1-4 し尿等の収集手数料

収集方法	定期収集 臨時収集	区分	月2回収集（業者委託）		
			臨時（業者委託）		
収集料金	人員数制	定時 (世帯人数)	1人世帯	1期につき	2,100円
			2～4人世帯	1期につき	2,400円
			5・6人世帯	1期につき	2,550円
			7人世帯以上	1期につき	2,700円
		臨時		50Lにつき	300円
	従量制	定時		50Lにつき	300円
臨時			50Lにつき	600円	
	浄化槽汚泥	処分のみ		50Lにつき	50円
料金徴収方法	人員数制		第1期	4～6月	
			第2期	7～9月	
			第3期	10～12月	
			第4期	1～3月	
	従量制		毎月		

※従量制の臨時の処理手数料は工場現場等において臨時に設置された便槽のくみ取りについて適用

※公共下水処理区域で公示された下水の処理を開始すべき年月日が3年経過した地域の人員数制・従量制の収集手数料及び浄化槽汚泥の処分手数料は表記手数料の2倍に相当する額を適用

### 3) し尿等排水処理

本町におけるし尿等の処理は、昭和40年から島本町衛生化学処理場にて行ってきましたが、平成29年度以降は、高槻市に処理を委託し、し尿等は高槻市エネルギーセンター分室で処理されています。

なお、平成29年度に閉鎖した衛生化学処理場は、令和元年度末に解体撤去しました。

#### (1) 施設概要

高槻市エネルギーセンター分室概要は、表5-1-5に示すとおりです。

表5-1-5 高槻市エネルギーセンター分室の概要

名 称	高槻市エネルギーセンター分室
所 在 地	高槻市唐崎西一丁目17番1号
処 理 開 始	昭和36年（平成16年度より公共下水道への希釈放流方式へ）
処 理 能 力	84kL/日 日平均処理量：29kL/日（令和5年度）
処 理 方 式	希釈放流方式
放 流 先	公共下水道（大阪府中央水みらいセンター）
敷 地 面 積	11,302.82 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	3,404.66 m <sup>2</sup>
運 転 人 員 数	運転管理：常時3名（委託）

#### 4) 公共下水道

汚水の供用開始区域の拡大が図れています。汚水は、高浜一丁目の一部約4haの整備済区域を供用開始しました。これらの完成により事業計画区域約329haのうち約302haが供用開始区域となり、人口普及率は96.7%（令和5年度）に達しました。

計 画 決 定	昭和49年9月17日	排水面積 308ha
計 画 変 更	昭和55年2月21日	排水面積 308ha
	(山崎ポンプ場等の追加)	
	平成13年3月16日	排水面積 316ha（排水区域の拡大）
最 終 計 画 変 更	平成18年2月9日	排水面積 350ha（排水区域の拡大）
事 業 計 画	昭和49年12月14日	排水面積 205ha
最 終 事 業 計 画	平成30年11月6日	排水面積 329ha（汚水）
	(計画区域の拡大及び事業年度の延伸)	期間令和7年3月31日

4. 排水処理体制の状況

過去5か年における生活排水処理経費は、次に示すとおりです。

令和5年度の生活排水処理経費は41,592千円となっており、1人当たり28,198円、1kL当たり29,965円となっていました。

表5-1-6 し尿等処理経費の推移(一般廃棄物処理実態調査結果)

区分	単位	H30	R1	R2	R3	R4
し尿及び浄化槽汚泥の処理人口	人	1,684	1,726	1,701	1,599	1,475
総処理量	kL	1,802	1,219	1,233	1,264	1,388
し尿及び浄化槽汚泥の処理経費	千円	109,725	41,536	43,428	43,575	41,592
1人当たり <sup>※1</sup>	円	65,157	24,065	25,531	27,251	28,198
1kL当たり <sup>※2</sup>	円	60,891	34,074	35,221	34,474	29,965

※1 1人当たり = し尿及び浄化槽汚泥の処理経費 ÷ し尿及び浄化槽汚泥の処理人口

※2 1kL当たり = し尿及び浄化槽汚泥の処理経費 ÷ 総処理量

※3 令和元年度は、処理場解体経費含むため、解体費を除いた経費とする

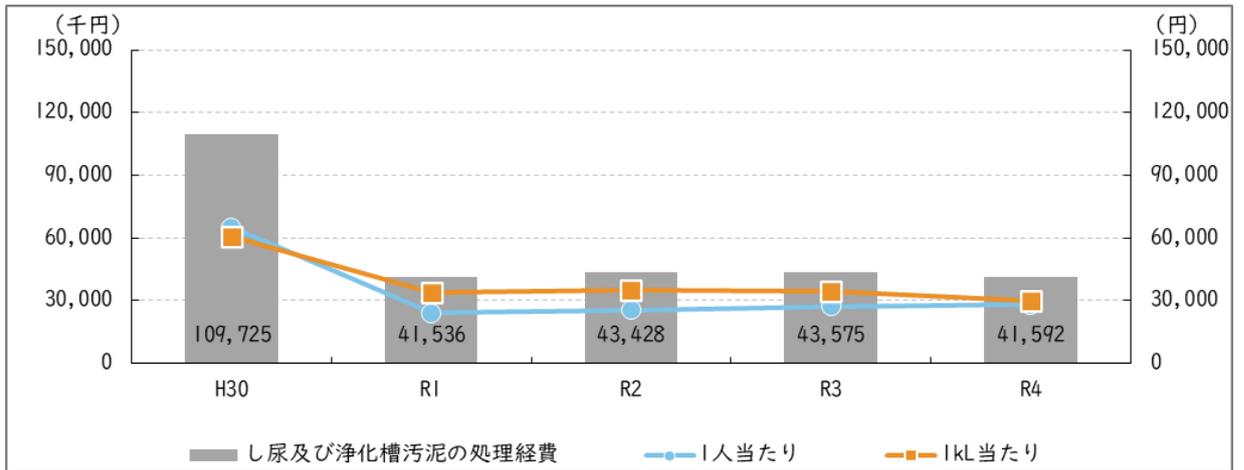


図5-1-4 し尿等処理経費の推移(一般廃棄物処理実態調査結果)

## 第2節 生活排水処理の問題点及び検討すべき事項の抽出

### 1. 地域特性から見た考慮すべき事項

工場や事業場から公共用水域に排出される排水は、水質汚濁防止法により規制されています。

また、市町村は生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する対策を行い、住民はそれに協力する責務があります。

本町の令和5年度の下水道人口普及率は96.7%となり、下水道整備がなされた地域では、生活排水等を速やかに下水道に接続し、3年以内にトイレを水洗化する必要があります。しかしながら、下水道への接続がされていない家庭があるため、環境衛生のために生活排水の下水道への早期接続について、指導及び啓発などに努める必要があります。

下水道整備計画区域外における生活排水処理については、現状把握に努めながら、可能な地域から合併処理浄化槽の活用を図っていく必要があります。また、下水道未整備区域については、暫定施設として個人設置型の合併処理浄化槽の活用や各家庭での生活排水対策実践活動の推進のための啓発などに努める必要があります。

### 2. 経済的要因

令和元年度では他の年度と比較して費用が高くなっていましたが、令和3年度以降は1人当たりの経費及び1kL当たりの経費が減少し令和5年度まで横ばいとなっています。しかしながら、老朽化している施設であるため、今後維持管理経費の増加が見込まれます。

### 3. 社会的要因

高槻市エネルギーセンター分室は、昭和36年に建設した施設を、昭和62年に計画処理量320kL/日の高度処理施設として改造しています。その後、公共下水道の普及によるし尿の処理量の減少に伴い、平成16年度に処理能力量84kL/日の希釈放流設備（前処理＋希釈放流方式）に改造し、公共下水道への放流により処理しています。設備の多くは昭和62年に設置したものを転用しているため、老朽化が進んでいます。

公共下水道の着実な普及により、現在では日平均処理量は29kLにまで減少しており、今後もし尿等の処理量は一層減少する見込みですが、公共下水道計画区域外のし尿等の処理は、引き続き行う必要があります。

### 4. 将来見通し

し尿等排水処理については、高槻市エネルギーセンター分室の処理量が減少しても、処理費用は大きく減ることはないため、処理効率は悪くなる傾向にあります。将来的な課題として、高槻市エネルギーセンター分室の施設の老朽化及び処理量に見合う施設規模への対応として、施設の更新が必要です。また、公共下水道では、一部策定済みのストックマネジメント計画を更新し、計画的かつ効率的な維持・修繕及び改築・更新を実施する必要があります。

## 5. 生活排水処理システムに関する事項

### 1) し尿等処理

し尿希釈施設である高槻市エネルギーセンター分室において下水道へ希釈放流を行っています。今後も更なる地域環境を考慮した省エネルギー・リサイクル社会の実現に向け取り組んでいきます。

### 2) 生活排水処理対策

水無瀬川水系及び水無瀬川水系以外の河川等において、生活環境の保全に関する環境基準項目の測定を実施しています。水無瀬川水系及び水無瀬川水系以外の測定結果において、一部高い数値を示している箇所があり、公共下水道の普及により生活排水処理率が上昇しているにも関わらず、水質保全が十分とはいえない状況にあります。

そのため、浄化槽の法定点検を実施し、適正に維持管理をするように広報等で啓発活動に努めます。

### 第3節 生活排水処理基本計画

#### 1. 基本方針

基本理念に示したように持続可能な社会を維持するために循環型社会を構築し、脱炭素社会を目指し、併せて自然共生社会を継承するために次の基本方針を定めます。

基本方針1 水環境の保全

基本方針2 河川的环境基準達成のために生活排水処理率の向上を図る

#### 2. 生活排水の排出量及び処理量の見込み

##### 1) 人口フレーム

第1章第3節ごみ処理基本計画に示す将来人口とします。

##### 2) 処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の将来予測を以下に示します。なお、将来人口は、ごみ処理基本計画編に示す将来人口とします。

生活排水処理率は、中間目標年度である令和11年度には98.1%、計画目標年度である令和16年度には98.6%を目標とします。

表5-3-1 生活排水処理形態別人口の将来予測

	単位	実績	将来予測		
		R5	R6	R11	R16
行政区域内人口	人	31,670	32,245	32,280	31,377
計画処理区域内人口	人	31,670	32,245	32,280	31,377
水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,910	31,503	31,667	30,938
コミュニティ・プラント	人	-	-	-	-
合併処理浄化槽	人	642	646	539	450
公共下水道	人	30,268	30,857	31,128	30,488
農業集落排水処理等	人	-	-	-	-
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	432	418	310	158
非水洗化人口	人	328	324	303	281
汲み取りし尿収集	人	328	324	303	281
自家処理人口	人	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0
生活排水処理率	%	97.6	97.7	98.1	98.6

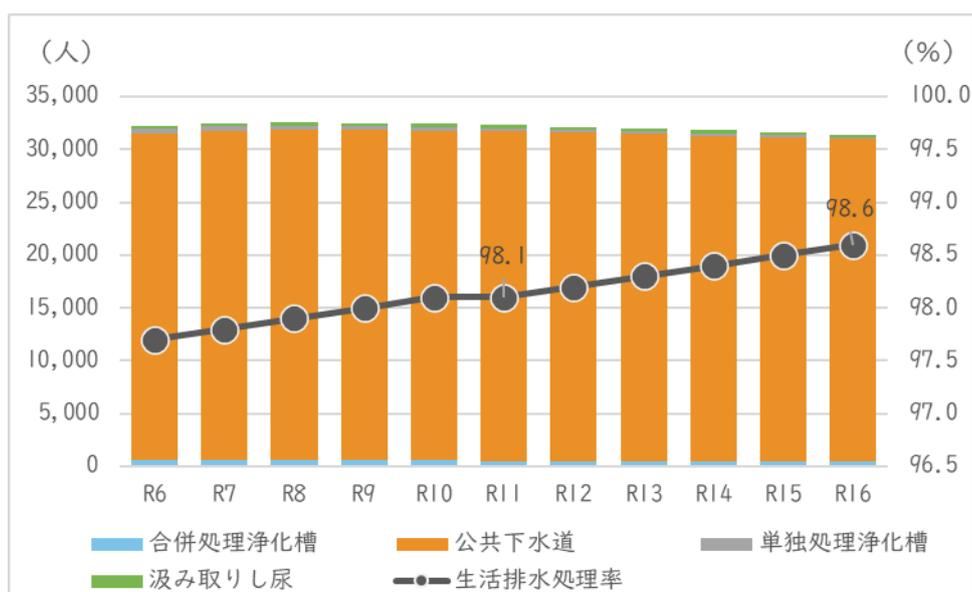


図5-3-1 生活排水処理形態別人口の将来予測

### 3) 一人一日平均排出量の見込

本計画の一人一日平均排出量は、直近の3年間の平均値を採用します。

汲み取りし尿	: 4.61 L/人・日
合併処理浄化槽	: 4.39 L/人・日
単独処理浄化槽	: 1.82 L/人・日

### 4) 生活排水処理量の見込み

生活排水処理量の見込みを次に示します。

表5-3-2 生活排水処理量の見込み

	単位	実績	将来予測		
		R5	R6	R11	R16
汲み取りし尿量	kL/年	529	545	510	473
浄化槽汚泥量	kL/年	1,404	1,313	1,070	826
合併処理浄化槽汚泥量	kL/年	1,071	1,035	864	721
単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	333	278	206	105
合計	kL/年	1,933	1,858	1,580	1,299

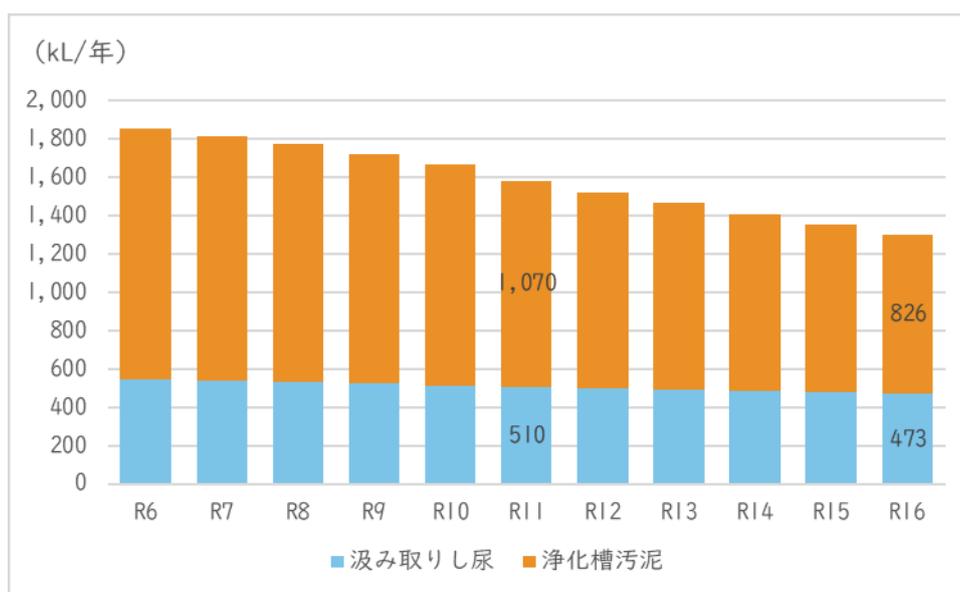


図5-3-2 生活排水処理量の見込み

### 3. 生活排水の処理主体

本計画における計画処理区域は、本町全域とします。また、本町における生活排水の処理主体は次に示すとおりです。

表5-3-3 処理施設種類別の生活排水処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
下水道前処理施設 (希釈放流方式)	し尿等（し尿及び浄化槽汚泥）	高槻市

#### 4. 生活排水の処理計画

##### 1) 処理の目標

本町の生活排水処理の基本方針に基づき、公共下水道の整備を主体とした施策を展開し、ストックマネジメント計画に基づいた維持・補修に努めます。同時に公共下水道の整備が当分の間見込まれない地域においては、合併処理浄化槽設置の費用を補助し、生活排水処理の適正化に努めていきます。なお、補助事業の実施にあたっては、住民に十分啓発するとともに、適正な執行に努めます。

本計画では、令和2年3月に策定された現計画の目標としていた生活排水処理率と実績を比較するとほぼ計画値どおりで推移していることから、本計画においても引き続き令和16年度において98.6%を目標とします。

##### 2) 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水を処理する区域は、本町全域のうち、公共下水道区域外における地域と公共下水道区域における未接続者を対象とします。

生活排水を処理する人口は、次に示すとおりです。

表5-3-4 生活排水を処理する人口

項目	単位	実績	将来予測		
		R5	R6	R11	R16
行政区域内人口	人	31,670	32,245	32,280	31,377
公共下水道人口		30,268	30,857	31,128	30,488
合併処理浄化槽人口		642	646	539	450
単独処理浄化槽人口		432	418	310	158
汲み取りし尿人口		328	324	303	281

## 5. し尿等の処理計画

### 1) 収集運搬計画

#### (1) 収集運搬の範囲・方法

本町の汲み取りし尿の収集は、業者委託により行っており、収集運搬は原則として月2回の頻度です。

浄化槽汚泥の収集は、許可業者が行っており、収集運搬は、清掃を含めて適宜行っています。収集運搬の範囲及び方法は、現状を継続します。

#### (2) 収集運搬の量

本計画における収集運搬量は、次に示すとおりです。

表5-3-5 収集運搬の量

項目	単位	実績	将来予測		
		R5	R6	R11	R16
浄化槽汚泥	kL/年	1,404	1,313	1,070	826
汲み取りし尿		529	545	510	473
合計		1,933	1,858	1,580	1,299

#### (3) 収集運搬車両台数

本町では、し尿等量が減少する見込みです。収集運搬に支障のない台数を確保します。

## 2) 中間処理計画

### (1) 基本方針

公共下水道整備地区における生活排水は公共下水道による処理を柱とします。公共下水道未整備地区における生活排水（し尿等）は、平成29年度以降は高槻市に委託し処理しています。

### (2) し尿等処理量

本計画におけるし尿等処理量は、次に示した収集運搬量の全量とします。

表5-3-6 中間処理量

項目	単位	実績	将来予測		
		R5	R6	R11	R16
浄化槽汚泥	kL/年	1,404	1,313	1,070	826
汲み取りし尿		529	545	510	473
処理量		1,933	1,858	1,580	1,299
日平均処理量	kL/日	5.2	5.1	4.4	3.6

### 3) 最終処分計画

高槻市エネルギーセンター分室の前処理設備で発生するし渣は、高槻市エネルギーセンターで焼却します。焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センターに処分委託します。

## 6. その他

### (1) 住民等に対する広報・啓発活動

本町においては、住民及び事業者などに対して、公共水域に汚濁防止等の観点から生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性について、周知徹底を図る広報・啓発活動を推進していくものとしします。

同時に、本町において公共下水道整備済みの地域においては、速やかな接続を積極的に呼びかけていくものとしします。

同時に、本町では水無瀬川流域に生息する水生生物の実態を住民が自ら観察し、水質保全の重要性について理解と認識を深めるため水質環境モニタリングを実施しています。

### (2) 災害対策

被災時には高槻市エネルギーセンター分室の迅速な応急復旧を図れるように協力を努めるとともに、公衆衛生の向上、良好な生活環境の維持に努め、円滑な処理の継続を図ります。また、上下水道部と連携し、し尿等の処理を行います。

#### 第4節 計画のフォローアップと事後評価

本計画において定めた目標値の経過を確認し、毎年の実施計画時に、その達成度を評価し、新しい実施計画に反映させます。

なお、目標の達成度は、前期、後期とあり、達成の程度と社会情勢の変化を加味した検討を加え、新しい長期計画（本計画）の資料として蓄積します。

その内容は、目標値にとどめず、本計画のすべての項目について、該当させるものとします。

区分	取組み内容	期間		
		令和6年度	令和11年度	令和16年度
生活排水処理率	各期において目標値を達成			
収集・運搬計画	現状維持			
最終処分計画	事務委託の適正な実施			
水環境の保全	住民等に対する広報・啓発活動			
	地域に関するイベント			



## 資料編

資料I ごみの排出量及び処理量の見込み(単純推計)

区分	項目	単位	実績																備考	
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		
人口	行政区域内人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	a : 将来人口	
	計画収集人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	b : a	
発生量	収集	可燃ごみ	t/年	5,208.27	5,158.61	5,170.12	4,850.57	4,769.99	4,843.35	4,876.40	4,886.31	4,889.16	4,864.98	4,848.61	4,827.13	4,815.81	4,775.46	4,745.57	4,712.98	c : $o \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$
		不燃ごみ	t/年	279.33	310.55	249.11	219.83	132.47	134.52	135.44	135.72	135.80	135.13	134.67	134.07	133.76	132.64	131.81	130.90	d : $p \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$
		資源ごみ	t/年	567.85	644.70	621.82	582.12	548.78	557.16	560.96	562.10	562.43	559.65	557.77	555.30	553.99	549.35	545.91	542.18	e : $q \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$
		新聞類	t/年	321.94	378.68	361.62	336.36	314.40	321.54	323.73	324.39	324.58	322.98	321.89	320.46	319.71	317.03	315.05	312.89	f : $r \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$
		缶類	t/年	61.66	69.91	66.95	63.08	60.44	60.73	61.14	61.27	61.30	61.00	60.80	60.53	60.38	59.88	59.50	59.10	g : $s \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$
		ビン類	t/年	184.25	196.11	193.25	182.68	173.94	174.89	176.09	176.44	176.55	175.67	175.08	174.31	173.90	172.44	171.36	170.19	h : $t \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$
		大型・引越しごみ	t/年	128.47	117.77	118.22	103.49	95.84	97.33	98.00	98.20	98.25	97.77	97.44	97.01	96.78	95.97	95.37	94.71	i : $u \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$
	搬直入接	可燃ごみ	t/年	1,143.87	1,110.27	1,106.54	1,241.12	1,440.82	1,462.94	1,472.92	1,475.92	1,476.77	1,469.47	1,464.53	1,458.04	1,454.62	1,442.43	1,433.40	1,423.56	j : $v \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$
		不燃ごみ	t/年	284.54	288.63	341.65	337.23	105.99	275.52	277.40	277.97	278.13	276.75	275.82	274.60	273.96	271.66	269.96	268.11	k : $w \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$
	ごみ搬入量	t/年	7,612.33	7,630.53	7,607.46	7,334.36	7,093.89	7,370.82	7,421.12	7,436.22	7,440.54	7,403.75	7,378.84	7,346.15	7,328.92	7,267.51	7,222.02	7,172.44	l : $c + d + e + i + j + k$	
	集団回収量	t/年	640.67	603.68	603.54	629.10	592.27	601.42	605.52	606.75	607.11	604.10	602.07	599.40	598.00	592.99	589.28	585.23	m : $y \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
	ごみ総排出量	t/年	8,253.00	8,234.21	8,211.00	7,963.46	7,686.16	7,972.24	8,026.64	8,042.97	8,047.65	8,007.85	7,980.91	7,945.55	7,926.92	7,860.50	7,811.30	7,757.67	n : $l + m$	
	収集	可燃ごみ	g/人・日	447.86	442.53	445.14	420.51	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52	411.52	o : 令和5年度実績
		不燃ごみ	g/人・日	24.02	26.64	21.45	19.06	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	p : 令和5年度実績
		資源ごみ	g/人・日	48.82	55.31	53.53	50.47	47.34	47.34	47.34	47.34	47.34	47.34	47.34	47.34	47.34	47.34	47.34	47.34	q : 令和5年度実績
		新聞類	g/人・日	27.68	32.49	31.13	29.16	27.12	27.32	27.32	27.32	27.32	27.32	27.32	27.32	27.32	27.32	27.32	27.32	r : $q \times \text{過去5年間排出割合}$
		缶類	g/人・日	5.30	6.00	5.76	5.47	5.21	5.16	5.16	5.16	5.16	5.16	5.16	5.16	5.16	5.16	5.16	5.16	s : $q \times \text{過去5年間排出割合}$
		ビン類	g/人・日	15.84	16.82	16.64	15.84	15.01	14.86	14.86	14.86	14.86	14.86	14.86	14.86	14.86	14.86	14.86	14.86	t : $q \times \text{過去5年間排出割合}$
		粗大ごみ	g/人・日	11.05	10.10	10.18	8.97	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	u : 令和5年度実績
	搬直入接	可燃ごみ	g/人・日	98.36	95.24	95.27	107.60	124.30	124.30	124.30	124.30	124.30	124.30	124.30	124.30	124.30	124.30	124.30	124.30	v : 令和5年度実績
		不燃ごみ	g/人・日	24.47	24.76	29.42	29.24	9.14	23.41	23.41	23.41	23.41	23.41	23.41	23.41	23.41	23.41	23.41	23.41	w : 令和5年度実績
	ごみ搬入量	g/人・日	654.58	654.59	654.99	635.83	612.01	626.27	626.27	626.27	626.27	626.27	626.27	626.27	626.27	626.27	626.27	626.27	x : $l \div b \div \text{年間日数} \times 10^6$	
	集団回収量	g/人・日	55.09	51.79	51.96	54.54	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	y : 令和5年度実績	
ごみ総排出量	g/人・日	709.67	706.38	706.95	690.37	663.11	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37	677.37	z : $n \div b \div \text{年間日数} \times 10^6$		

区分	項目	単位	実績								予測								備考	
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		
人口	行政区域内人口	人	31,774	31,937	31,801	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	a :将来人口	
	計画収集人口	人	31,774	31,937	31,801	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	b :a	
処理量	焼却処理量	t/年	6,849.62	6,808.89	6,853.17	6,650.97	6,408.16	6,710.81	6,756.60	6,770.35	6,774.28	6,740.78	6,718.11	6,688.34	6,672.66	6,616.75	6,575.33	6,530.18	aa :ab+ac	
	直接焼却量	t/年	6,352.14	6,268.88	6,276.66	6,091.69	6,210.81	6,306.29	6,349.32	6,362.23	6,365.93	6,334.45	6,313.14	6,285.17	6,270.43	6,217.89	6,178.97	6,136.54	ab :c+j	
	処理残渣焼却	t/年	497.48	540.01	576.51	559.28	197.35	404.52	407.28	408.12	408.35	406.33	404.97	403.17	402.23	398.86	396.36	393.64	ac :ar	
	粗大ごみ処理施設処理量	t/年	1,260.19	1,361.65	1,330.80	1,242.67	883.08	1,064.53	1,071.80	1,073.99	1,074.61	1,069.30	1,065.70	1,060.98	1,058.49	1,049.62	1,043.05	1,035.90	ad :d+e+i+k	
	資源化量	t/年	685.79	737.95	679.62	623.91	633.01	599.33	603.42	604.66	605.01	602.02	599.99	597.33	595.93	590.94	587.24	583.21	ae :ad×過去5年間排出割合	
	新聞	t/年	64.42	71.50	63.36	61.98	75.03	71.32	71.81	71.95	72	71.64	71.4	71.08	70.92	70.32	69.88	69.4	af :ae×過去5年間排出割合	
	雑誌	t/年	105.07	110.48	96.15	90.07	79.12	74.92	75.43	75.58	75.63	75.25	75	74.67	74.49	73.87	73.41	72.9	ag :ae×過去5年間排出割合	
	鉄	t/年	115.72	123.19	109.52	86.33	80.32	76.11	76.63	76.79	76.84	76.46	76.2	75.86	75.68	75.05	74.58	74.07	ah :ae×過去5年間排出割合	
	アルミ	t/年	13.30	15.18	14.81	14.35	14.07	13.19	13.28	13.3	13.31	13.24	13.2	13.14	13.11	13	12.92	12.83	ai :ae×過去5年間排出割合	
	ビン	t/年	185.24	197.10	194.44	185.60	176.15	170.81	171.96	172.34	172.41	171.58	170.99	170.24	169.85	168.43	167.35	166.21	aj :ae×過去5年間排出割合	
	紙パック	t/年	1.75	1.77	1.84	1.56	1.28	1.2	1.21	1.21	1.21	1.2	1.2	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	ak :ae×過去5年間排出割合	
	段ボール等	t/年	63.70	75.38	75.88	76.86	81.21	76.71	77.24	77.4	77.44	77.06	76.8	76.46	76.28	75.64	75.17	74.65	al :ae×過去5年間排出割合	
	ペットボトル	t/年	33.51	34.57	35.65	35.52	36.95	34.76	35	35.07	35.09	34.92	34.8	34.65	34.56	34.27	34.06	33.83	am :ae×過去5年間排出割合	
	古布	t/年	26.27	24.15	21.60	14.23	39.66	37.76	38.02	38.09	38.12	37.93	37.8	37.63	37.54	37.23	37	36.74	an :ae×過去5年間排出割合	
	小型家電	t/年	66.83	74.09	56.15	47.09	35.63	33.56	33.79	33.86	33.88	33.71	33.6	33.45	33.37	33.09	32.89	32.66	ao :ae×過去5年間排出割合	
	電池・蛍光灯	t/年	9.98	10.54	10.22	10.32	9.99	8.99	9.05	9.07	9.08	9.03	9	8.96	8.94	8.86	8.81	8.75	ap :ae×過去5年間排出割合	
	マットレス	t/年	-	-	-	-	4.20	4.2	4.22	4.23	4.24	4.21	4.2	4.18	4.17	4.14	4.11	4.08	aq :ae×過去5年間排出割合	
	選別可燃物	t/年	497.48	540.01	576.51	559.28	197.35	404.52	407.28	408.12	408.35	406.33	404.97	403.17	402.23	398.86	396.36	393.64	ar :ad×過去5年間排出割合	
	破碎残渣	t/年	76.92	83.69	74.67	59.48	60.01	62.81	63.24	63.37	63.4	63.09	62.88	62.6	62.45	61.93	61.54	61.12	as :ad×過去5年間排出割合	
	有害ごみ(処理困難物)	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	at :0 t	
	直接資源化量	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	au :0 t
	中間処理後再生利用量	t/年	685.79	737.95	679.62	623.91	633.01	599.33	603.42	604.66	605.01	602.02	599.99	597.33	595.93	590.94	587.24	583.21	av :ae	
	集団回収量	t/年	640.67	603.68	603.54	629.10	592.27	601.42	605.52	606.75	607.11	604.10	602.07	599.40	598.00	592.99	589.28	585.23	aw :m	
資源化量合計	t/年	1,326.46	1,341.63	1,283.16	1,253.01	1,225.28	1,200.75	1,208.94	1,211.41	1,212.12	1,206.12	1,202.06	1,196.73	1,193.93	1,183.93	1,176.52	1,168.44	ax :au+av+aw		
リサイクル率	%	16.1	16.3	15.6	15.7	15.9	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	ay :ax÷z×100	
直接最終処分量	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	az :0 t	
焼却残渣量	t/年	735.41	742.30	790.14	761.05	722.13	751.61	756.74	758.28	758.72	754.97	752.43	749.09	747.34	741.08	736.44	731.38	ba :aa×過去5年間排出割合		
処理残渣量	t/年	76.92	83.69	74.67	59.48	60.01	62.81	63.24	63.37	63.40	63.09	62.88	62.60	62.45	61.93	61.54	61.12	bb :as		
最終処分量合計	t/年	812.33	825.99	864.81	820.53	782.14	814.42	819.98	821.65	822.12	818.06	815.31	811.69	809.79	803.01	797.98	792.50	bc :az+ba+bb		
最終処分率	%	9.8	10.0	10.5	10.3	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	bd :bc÷z×100	

資料2 ごみの排出量及び処理量の見込み(目標)

区分	項目	単位	実績					目標											備考		
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16			
人口	行政区域内人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	a : 将来人口		
	計画収集人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	b : a		
発生量	収集	可燃ごみ	+ /年	5,208.27	5,158.61	5,170.12	4,850.57	4,769.99	4,828.17	4,845.83	4,840.36	4,827.85	4,788.73	4,757.30	4,721.09	4,694.92	4,640.62	4,596.69	4,550.35	c : $o \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
		不燃ごみ	+ /年	279.33	310.55	249.11	219.83	132.47	134.52	135.44	135.72	135.80	135.13	134.67	134.07	133.76	132.64	131.81	130.90	d : $p \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
		資源ごみ	+ /年	567.85	644.70	621.82	582.12	548.78	572.35	591.54	608.06	623.74	635.90	649.08	661.34	674.88	684.20	694.79	704.79	e : $q \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
		新聞類	+ /年	321.94	378.68	361.62	336.36	314.40	330.25	341.39	350.87	359.87	366.95	374.56	381.58	389.34	394.78	400.85	406.68	f : $r \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
		缶類	+ /年	61.66	69.91	66.95	63.08	60.44	62.38	64.46	66.26	67.96	69.28	70.69	72.14	73.61	74.62	75.76	76.85	g : $s \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
		ビン類	+ /年	184.25	196.11	193.25	182.68	173.94	179.72	185.69	190.93	195.91	199.67	203.83	207.62	211.93	214.80	218.18	221.26	h : $t \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
		大型・引越しごみ	+ /年	128.47	117.77	118.22	103.49	95.84	97.33	98.00	98.20	98.25	97.77	97.44	97.01	96.78	95.97	95.37	94.71	i : $u \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
	搬直入接	可燃ごみ	+ /年	1,143.87	1,110.27	1,106.54	1,241.12	1,440.82	1,436.34	1,419.36	1,395.41	1,369.37	1,335.88	1,304.76	1,272.47	1,243.04	1,206.40	1,172.79	1,138.85	j : $v \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
		不燃ごみ	+ /年	284.54	288.63	341.65	337.23	105.99	275.52	274.80	271.67	256.27	236.91	261.80	257.83	254.41	249.61	247.93	249.55	k : $w \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
	ごみ搬入量	+ /年	7,612.33	7,630.53	7,607.46	7,334.36	7,093.89	7,344.23	7,364.97	7,349.42	7,311.28	7,230.32	7,205.05	7,143.81	7,097.79	7,009.44	6,939.38	6,869.15	6,869.15	l : $c + d + e + i + j + k$	
	集団回収量	+ /年	640.67	603.68	603.54	629.10	592.27	601.42	605.52	606.75	607.11	604.10	602.07	599.40	598.00	592.99	589.28	585.23	585.23	m : $y \times b \times \text{年間日数} \div 10^6$	
	ごみ総排出量	+ /年	8,253.00	8,234.21	8,211.00	7,963.46	7,686.16	7,945.65	7,970.49	7,956.17	7,918.39	7,834.42	7,807.12	7,743.21	7,695.79	7,602.43	7,528.66	7,454.38	7,454.38	n : l + m	
	収集	可燃ごみ	g /人・日	447.86	442.53	445.14	420.51	411.52	410.23	408.94	407.65	406.36	405.07	403.77	402.48	401.19	399.90	398.61	397.32	o : 目標	
		不燃ごみ	g /人・日	24.02	26.64	21.45	19.06	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	11.43	p : 令和5年度実績
		資源ごみ	g /人・日	48.82	55.31	53.53	50.47	47.34	48.63	49.92	51.21	52.50	53.79	55.09	56.38	57.67	58.96	60.25	61.54	61.54	q : 目標
		新聞類	g /人・日	27.68	32.49	31.13	29.16	27.12	28.06	28.81	29.55	30.29	31.04	31.79	32.53	33.27	34.02	34.76	35.51	35.51	r : $q \times \text{過去5年間排出割合}$
		缶類	g /人・日	5.30	6.00	5.76	5.47	5.21	5.3	5.44	5.58	5.72	5.86	6	6.15	6.29	6.43	6.57	6.71	6.71	s : $q \times \text{過去5年間排出割合}$
		ビン類	g /人・日	15.84	16.82	16.64	15.84	15.01	15.27	15.67	16.08	16.49	16.89	17.3	17.7	18.11	18.51	18.92	19.32	19.32	t : $q \times \text{過去5年間排出割合}$
		粗大ごみ	g /人・日	11.05	10.10	10.18	8.97	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	8.27	u : 令和5年度実績
	搬直入接	可燃ごみ	g /人・日	98.36	95.24	95.27	107.60	124.30	122.04	119.78	117.52	115.26	113.00	110.74	108.48	106.22	103.96	101.70	99.44	99.44	v : 目標
不燃ごみ		g /人・日	24.47	24.76	29.42	29.24	9.14	23.41	23.19	22.88	21.57	20.04	22.22	21.98	21.74	21.51	21.50	21.79	21.79	w : 令和5年度実績	
ごみ搬入量	g /人・日	654.58	654.59	654.99	635.83	612.01	624.01	621.53	618.96	615.39	611.60	611.52	609.02	606.52	604.03	601.76	599.79	599.79	x : $l \div b \div \text{年間日数} \times 10^6$		
集団回収量	g /人・日	55.09	51.79	51.96	54.54	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	51.10	y : 令和5年度実績		
ごみ総排出量	g /人・日	709.67	706.38	706.95	690.37	663.11	675.11	672.63	670.06	666.49	662.7	662.62	660.12	657.62	655.13	652.86	650.89	650.89	z : $n \div b \div \text{年間日数} \times 10^6$		

区分	項目	単位	実績					目標											備考
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
人口	行政区域内人口	人	31,774	31,937	31,801	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	a :将来人口
	計画収集人口	人	31,774	31,937	31,801	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	b :a
処理量	焼却処理量	t/年	6,849.62	6,808.89	6,853.17	6,650.97	6,408.16	6,674.80	6,683.11	6,658.96	6,620.56	6,544.78	6,496.40	6,430.66	6,378.70	6,288.74	6,214.04	6,137.58	aa :ab+ac
	直接焼却量	+	6,352.14	6,268.88	6,276.66	6,091.69	6,210.81	6,264.51	6,265.19	6,235.77	6,197.22	6,124.61	6,062.06	5,993.56	5,937.96	5,847.02	5,769.48	5,689.20	ab :c+j
	処理残渣焼却	+	497.48	540.01	576.51	559.28	197.35	410.29	417.92	423.19	423.34	420.17	434.34	437.10	440.74	441.72	444.56	448.38	ac :ar
	粗大ごみ処理施設処理量	+	1,260.19	1,361.65	1,330.80	1,242.67	883.08	1,079.72	1,099.78	1,113.65	1,114.06	1,105.71	1,142.99	1,150.25	1,159.83	1,162.42	1,169.90	1,179.95	ad :d+e+i+k
	資源化量	+	685.79	737.95	679.62	623.91	633.01	607.88	619.18	626.98	627.22	622.51	643.50	647.59	652.98	654.44	658.65	664.31	ae :ad×過去5年間排出割合
	新聞	+	64.42	71.50	63.36	61.98	75.03	72.34	73.68	74.61	74.64	74.08	76.58	77.06	77.7	77.88	78.38	79.05	af :ae×過去5年間排出割合
	雑誌	+	105.07	110.48	96.15	90.07	79.12	75.99	77.4	78.37	78.4	77.81	80.44	80.95	81.62	81.81	82.33	83.04	ag :ae×過去5年間排出割合
	鉄	+	115.72	123.19	109.52	86.33	80.32	77.2	78.64	79.63	79.66	79.06	81.72	82.24	82.93	83.11	83.65	84.37	ah :ae×過去5年間排出割合
	アルミ	+	13.30	15.18	14.81	14.35	14.07	13.37	13.62	13.79	13.8	13.7	14.16	14.25	14.37	14.4	14.49	14.61	ai :ae×過去5年間排出割合
	ビン	+	185.24	197.10	194.44	185.60	176.15	173.23	176.46	178.71	178.77	177.4	183.39	184.56	186.1	186.5	187.72	189.34	aj :ae×過去5年間排出割合
	紙パック	+	1.75	1.77	1.84	1.56	1.28	1.22	1.24	1.25	1.25	1.25	1.29	1.3	1.31	1.31	1.32	1.33	ak :ae×過去5年間排出割合
	段ボール等	+	63.70	75.38	75.88	76.86	81.21	77.81	79.26	80.25	80.28	79.68	82.37	82.89	83.58	83.77	84.31	85.03	al :ae×過去5年間排出割合
	ペットボトル	+	33.51	34.57	35.65	35.52	36.95	35.26	35.91	36.36	36.38	36.11	37.32	37.56	37.87	37.96	38.2	38.53	am :ae×過去5年間排出割合
	古布	+	26.27	24.15	21.60	14.23	39.66	38.3	39.01	39.5	39.51	39.22	40.54	40.8	41.14	41.23	41.49	41.85	an :ae×過去5年間排出割合
	小型家電	+	66.83	74.09	56.15	47.09	35.63	34.04	34.67	35.11	35.12	34.86	36.04	36.27	36.57	36.65	36.88	37.2	ao :ae×過去5年間排出割合
	電池・蛍光灯	+	9.98	10.54	10.22	10.32	9.39	9.12	9.29	9.4	9.41	9.34	9.65	9.71	9.79	9.82	9.88	9.96	ap :ae×過去5年間排出割合
	マットレス	+	-	-	-	-	4.20	4.26	4.33	4.39	4.39	4.36	4.5	4.53	4.57	4.58	4.61	4.65	aq :ae×過去5年間排出割合
	選別可燃物	+	497.48	540.01	576.51	559.28	197.35	410.29	417.92	423.19	423.34	420.17	434.34	437.1	440.74	441.72	444.56	448.38	ar :ad×過去5年間排出割合
	破碎残渣	+	76.92	83.69	59.48	74.67	60.01	63.7	64.89	65.71	65.73	65.24	67.44	67.86	68.43	68.58	69.02	69.62	as :ad×過去5年間排出割合
	有害ごみ（処理困難物）	+	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	at :0 t
	直接資源化量	+	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	au :0 t
	中間処理後再生利用量	+	685.79	737.95	679.62	623.91	633.01	607.88	619.18	626.98	627.22	622.51	643.50	647.59	652.98	654.44	658.65	664.31	av :ae
	集団回収量	+	640.67	603.68	603.54	629.10	592.27	601.42	605.52	606.75	607.11	604.10	602.07	599.40	598.00	592.99	589.28	585.23	aw :m
	資源化量合計	+	1,326.46	1,341.63	1,283.16	1,253.01	1,225.28	1,209.30	1,224.70	1,233.73	1,234.33	1,226.61	1,245.57	1,246.99	1,250.98	1,247.43	1,247.93	1,249.54	ax :au+av+aw
	リサイクル率	%	16.1	16.3	15.6	15.7	15.9	15.2	15.4	15.5	15.6	15.7	16	16.1	16.3	16.4	16.6	16.8	ay :ax÷z×100
	直接最終処分量	+	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	az :0 t
焼却残渣量	+	735.41	742.30	790.14	761.05	722.13	747.58	748.51	745.8	741.5	733.02	727.6	720.23	714.41	704.34	695.97	687.41	ba :aa×過去5年間排出割合	
処理残渣量	+	76.92	83.69	59.48	74.67	60.01	63.70	64.89	65.71	65.73	65.24	67.44	67.86	68.43	68.58	69.02	69.62	bb :as	
最終処分量合計	+	812.33	825.99	849.62	835.72	782.14	811.28	813.40	811.51	807.23	798.26	795.04	788.09	782.84	772.92	764.99	757.03	bc :az+ba+bb	
最終処分率	%	9.8	10.0	10.3	10.5	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	bd :bc÷z×100	

資料3 生活排水処理量の見込み

区分	項目	単位	実績					予測										備考	
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16
生活排水処理形態別人口	行政区域内人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	a : 将来人口
	計画処理区域内人口	人	31,774	31,937	31,821	31,603	31,670	32,245	32,465	32,531	32,461	32,389	32,280	32,137	31,974	31,793	31,594	31,377	b : a
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,532	30,774	30,869	30,724	30,910	31,503	31,751	31,848	31,812	31,774	31,667	31,559	31,430	31,284	31,120	30,938	c : a×n
	コミュニティ・プラント	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合併処理浄化槽	人	484	538	647	596	642	646	636	622	605	589	539	522	503	486	467	450	d : a-e-i-k
	公共下水道	人	30,048	30,236	30,222	30,128	30,268	30,857	31,115	31,226	31,207	31,185	31,128	31,037	30,927	30,798	30,653	30,488	e : f×h
	下水道整備区域内人口	人	30,877	31,051	30,976	30,750	30,839	31,423	31,653	31,734	31,682	31,628	31,538	31,414	31,271	31,109	30,931	30,734	f : a×g
	普及率	%	97.2	97.2	97.3	97.3	97.4	97.45	97.50	97.55	97.60	97.65	97.70	97.75	97.80	97.85	97.90	97.95	g : 毎年0.05%ずつ増えると仮定
	接続率	%	97.3	97.4	97.6	98.0	98.1	98.2	98.3	98.4	98.5	98.6	98.7	98.8	98.9	99.0	99.1	99.2	h : 毎年0.1%ずつ増えると仮定
	農業集落排水処理等	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	人	896	824	612	547	432	418	394	367	338	308	310	280	250	219	189	158	i : a-c-k
	非水洗化人口	人	346	339	340	332	328	324	320	316	311	307	303	298	294	290	285	281	j : k+l
	汲み取りし尿収集	人	346	339	340	332	328	324	320	316	311	307	303	298	294	290	285	281	k : 推計結果
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	l : 0人
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	m : 0人	
生活排水処理率	%	96.1	96.4	97.0	97.2	97.6	97.7	97.8	97.9	98.0	98.1	98.1	98.2	98.3	98.4	98.5	98.6	n : 目標	
収集量	汲み取りし尿量	KL/日	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	o : p÷年間日数
		KL/年	604	580	577	579	529	545	538	532	525	517	510	501	496	488	480	473	p : ai×k×年間日数÷1000
	浄化槽汚泥量	KL/日	3.4	3.3	3.5	3.9	3.8	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.0	2.8	2.7	2.5	2.3	2.3	q : r÷年間日数
		KL/年	1,219	1,233	1,264	1,388	1,404	1,313	1,281	1,241	1,197	1,149	1,070	1,022	975	924	874	826	r : t+v
	合併処理浄化槽の汚泥量	KL/日	2.3	2.3	2.5	2.9	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	s : t÷年間日数
		KL/年	829	857	905	1,041	1,071	1,035	1,019	997	972	944	864	836	808	779	748	721	t : ak×d×年間日数÷1000
	単独処理浄化槽の汚泥量	KL/日	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	u : v÷年間日数
		KL/年	390	376	359	347	333	278	262	244	225	205	206	186	167	145	126	105	v : al×i×年間日数÷1000
	農業集落排水処理施設等汚泥量	KL/日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		KL/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下水汚泥量	KL/日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	KL/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	KL/日	5.1	4.9	5.1	5.5	5.2	5.1	5.0	4.9	4.7	4.6	4.4	4.2	4.1	3.8	3.6	3.6	w : x÷年間日数	
	KL/年	1,823	1,813	1,841	1,967	1,933	1,858	1,819	1,773	1,722	1,666	1,580	1,523	1,471	1,412	1,354	1,299	x : p+r	
処理	し尿処理施設	KL/日	5.1	4.9	5.1	5.5	5.2	5.1	5.0	4.9	4.7	4.6	4.4	4.2	4.1	3.8	3.6	3.6	y : w
		KL/年	1,823	1,813	1,841	1,967	1,933	1,858	1,819	1,773	1,722	1,666	1,580	1,523	1,471	1,412	1,354	1,299	z : x
	下水道投入	KL/日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	aa : 0KL
		KL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ab : 0KL
	農村還元	KL/日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ac : 0KL
		KL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ad : 0KL
その他	KL/日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ae : 0KL	
	KL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	af : 0KL	
合計	KL/日	5.1	4.9	5.1	5.5	5.2	5.1	5.0	4.9	4.7	4.6	4.4	4.2	4.1	3.8	3.6	3.6	ag : y	
	KL/年	1,823	1,813	1,841	1,967	1,933	1,858	1,819	1,773	1,722	1,666	1,580	1,523	1,471	1,412	1,354	1,299	ah : z	
原単位	し尿処理施設	L/人・日	4.77	4.69	4.65	4.78	4.41	4.61	4.61	4.61	4.61	4.61	4.61	4.61	4.61	4.61	4.61	4.61	ai : 直近3年間平均
	浄化槽の汚泥	L/人・日	2.41	2.48	2.75	3.33	3.57	3.38	3.41	3.44	3.47	3.51	3.45	3.49	3.54	3.59	3.65	3.72	aj : r÷(d+i)÷年間日数×1000
	合併処理浄化槽の汚泥	L/人・日	4.68	4.36	3.83	4.79	4.56	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	4.39	ak : 直近3年間平均
	単独処理浄化槽の汚泥	L/人・日	1.19	1.25	1.61	1.74	2.11	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	al : 直近3年間平均
	農業集落排水処理施設等汚泥	L/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下水汚泥量	L/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

## 資料4 類似市町村

都道府県	市町村名	町の区分	人口 (人)	人ロー一人日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収 率 (RDF・セメント原 料化等除く) (+ / +)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (+ / +)	人ロー一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/ト)
北海道	七飯町	町村V2	27,998	0.878	0.134	0.089	14,415	43,257
北海道	音更町	町村V2	43,105	0.807	0.251	0.13	10,623	40,058
北海道	幕別町	町村V2	25,991	0.782	0.262	0.126	15,021	58,741
北海道	中標津町	町村V2	22,476	0.992	0.154	0.101	22,942	65,331
青森県	おいらせ町	町村V2	25,256	0.912	0.098	0.057	9,012	26,428
岩手県	紫波町	町村V2	33,084	0.817	0.207	0.059	16,338	54,366
岩手県	矢巾町	町村V2	26,641	1.168	0.198	0.042	17,316	39,533
宮城県	大河原町	町村V2	23,592	0.984	0.197	0.047	8,126	23,709
宮城県	柴田町	町村V2	37,013	0.927	0.209	0.045	8,157	25,212
宮城県	亘理町	町村V2	33,348	0.868	0.197	0.079	11,954	40,749
宮城県	利府町	町村V2	35,869	1.101	0.097	0.166	10,316	29,353
宮城県	大和町	町村V2	28,288	1.013	0.093	0.131	15,668	44,540
宮城県	美里町	町村V2	23,571	1.005	0.073	0.131	12,333	34,466
茨城県	茨城町	町村V2	31,162	0.870	0.282	0.004	9,282	29,202
茨城県	東海村	町村V2	38,357	0.900	0.224	0.031	12,543	36,440
茨城県	阿見町	町村V2	49,042	1.076	0.083	0.15	16,181	47,073
茨城県	境町	町村V2	24,799	0.938	0.213	0.048	9,388	27,017
栃木県	上三川町	町村V2	30,957	0.852	0.170	0.136	8,064	29,841
栃木県	益子町	町村V2	21,925	0.682	0.292	0.036	7,418	28,601
栃木県	壬生町	町村V2	38,601	0.936	0.112	0.098	10,665	34,622
栃木県	野木町	町村V2	25,099	0.800	0.272	0.03	10,544	36,673
栃木県	高根沢町	町村V2	29,150	0.668	0.120	0.1	14,201	60,662
栃木県	那須町	町村V2	24,385	1.149	0.134	0.104	21,264	52,000
群馬県	吉岡町	町村V2	22,331	0.919	0.064	0.119	8,980	27,086
群馬県	玉村町	町村V2	36,086	0.983	0.158	0.094	17,134	49,209
群馬県	邑楽町	町村V2	25,787	0.918	0.175	0.013	12,349	29,690
埼玉県	伊奈町	町村V2	45,239	0.813	0.207	0.097	15,627	51,808
埼玉県	三芳町	町村V2	37,807	0.851	0.171	0.012	11,004	35,372
埼玉県	毛呂山町	町村V2	32,702	0.873	0.154	0.06	11,191	33,655
埼玉県	小川町	町村V2	28,310	0.790	0.900	0.027	21,141	74,786
埼玉県	上里町	町村V2	30,534	0.938	0.112	0.035	9,977	29,006
埼玉県	寄居町	町村V2	32,370	0.913	0.120	0.019	13,385	40,226
埼玉県	宮代町	町村V2	33,631	0.771	0.322	0.01	15,038	53,105
埼玉県	杉戸町	町村V2	44,193	0.844	0.184	0.169	14,660	50,077
埼玉県	松伏町	町村V2	28,436	0.840	0.135	0.082	11,258	33,265
千葉県	酒々井町	町村V2	20,344	0.950	0.092	0.029	10,186	29,769
千葉県	横芝光町	町村V2	22,760	0.711	0.095	0.094	14,203	58,766
東京都	瑞穂町	町村V2	32,181	0.917	0.245	0	24,184	62,752
神奈川県	葉山町	町村V2	31,431	0.927	0.495	0.007	23,161	68,911
神奈川県	寒川町	町村V2	49,133	0.723	0.286	0.034	11,303	37,846
神奈川県	大磯町	町村V2	31,353	0.890	0.280	0.006	15,569	47,460
神奈川県	二宮町	町村V2	27,934	0.767	0.327	0.008	16,937	60,447
神奈川県	湯河原町	町村V2	23,965	1.447	0.141	0.115	24,773	45,607
神奈川県	愛川町	町村V2	39,412	0.849	0.250	0.089	16,652	55,058
富山県	立山町	町村V2	24,957	1.154	0.187	0.1	9,056	21,577
石川県	津幡町	町村V2	37,546	0.785	0.150	0.104	11,984	43,798
石川県	内灘町	町村V2	26,179	0.819	0.142	0.095	13,058	45,430
福井県	越前町	町村V2	20,229	0.853	0.115	0.105	14,243	47,651
山梨県	昭和町	町村V2	20,966	1.107	0.148	0.11	12,240	31,320
山梨県	富士河口湖町	町村V2	26,787	1.281	0.143	0.116	18,009	42,351
長野県	軽井沢町	町村V2	21,488	1.586	0.214	0.023	30,218	53,464
岐阜県	岐南町	町村V2	26,194	0.998	0.217	0.021	24,793	68,904

都道府県	市町村名	町の区分	人口 (人)	人ロ一人日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収 率 (RDF・セメント原 料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人ロ一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
岐阜県	笠松町	町村V2	21,956	0.811	0.239	0.03	25,720	89,592
岐阜県	養老町	町村V2	25,750	0.858	0.116	0.138	24,776	88,966
岐阜県	垂井町	町村V2	26,337	0.895	0.092	0.091	14,195	42,798
岐阜県	大野町	町村V2	21,468	0.687	0.061	0.028	11,691	45,093
岐阜県	池田町	町村V2	22,850	0.674	0.186	0.028	11,395	44,391
静岡県	函南町	町村V2	37,091	1.060	0.168	0.001	13,504	34,660
静岡県	清水町	町村V2	31,808	0.725	0.261	0.003	11,523	39,090
静岡県	長泉町	町村V2	43,560	0.693	0.233	0.121	16,370	56,234
愛知県	東郷町	町村V2	43,757	0.806	0.177	0.056	10,329	33,711
愛知県	大口町	町村V2	24,240	0.954	0.309	0.072	11,605	34,189
愛知県	扶桑町	町村V2	34,952	0.678	0.178	0.083	12,015	50,495
愛知県	大治町	町村V2	33,372	0.683	0.094	0.081	11,330	43,044
愛知県	蟹江町	町村V2	37,204	0.766	0.128	0.056	10,840	35,960
愛知県	阿久比町	町村V2	28,489	0.731	0.260	0.03	14,390	55,011
愛知県	東浦町	町村V2	50,308	0.711	0.251	0.029	11,975	46,924
愛知県	美浜町	町村V2	21,175	0.892	0.221	0.101	15,036	47,877
愛知県	武豊町	町村V2	43,346	0.965	0.413	0.077	10,157	29,127
三重県	東員町	町村V2	25,898	0.702	0.204	0.012	8,250	32,064
三重県	菰野町	町村V2	41,324	0.810	0.264	0.015	11,928	38,170
三重県	明和町	町村V2	22,924	0.873	0.227	0.023	9,739	30,454
滋賀県	愛荘町	町村V2	21,344	0.642	0.123	0.012	13,979	57,320
京都府	精華町	町村V2	36,864	0.777	0.193	0.102	10,822	40,157
京都府	与謝野町	町村V2	20,019	0.917	0.203	0.122	21,338	67,355
大阪府	島本町	町村V2	31,734	0.686	0.157	0.103	12,394	51,092
大阪府	熊取町	町村V2	43,041	0.799	0.131	0.129	17,517	67,118
兵庫県	猪名川町	町村V2	29,606	0.881	0.250	0.018	19,062	59,083
兵庫県	稲美町	町村V2	30,621	0.800	0.122	0.067	8,039	28,865
兵庫県	播磨町	町村V2	34,757	0.769	0.170	0.063	7,362	27,836
兵庫県	太子町	町村V2	33,732	0.800	0.209	0.03	15,477	53,667
奈良県	三郷町	町村V2	22,585	0.923	0.279	0.139	14,616	50,391
奈良県	斑鳩町	町村V2	28,183	0.723	0.509	0.007	14,370	27,064
奈良県	田原本町	町村V2	31,589	0.842	0.086	0.171	17,450	66,475
奈良県	上牧町	町村V2	21,688	0.872	0.187	0.02	18,591	26,282
奈良県	王寺町	町村V2	24,011	0.958	0.121	0.135	11,771	37,795
奈良県	広陵町	町村V2	35,237	0.807	0.194	0.002	18,748	63,579
和歌山県	白浜町	町村V2	20,366	1.574	0.175	0.104	25,051	44,070
広島県	府中町	町村V2	52,978	0.772	0.174	0.088	13,365	50,365
広島県	海田町	町村V2	30,578	0.854	0.136	0.052	13,526	44,382
広島県	熊野町	町村V2	23,454	0.836	0.181	0.075	15,169	51,984
徳島県	石井町	町村V2	25,158	0.905	0.118	0.11	16,947	48,353
徳島県	北島町	町村V2	23,516	0.802	0.190	0.123	16,121	59,002
徳島県	藍住町	町村V2	35,446	0.791	0.226	0.069	13,799	37,807
香川県	三木町	町村V2	27,345	0.741	0.242	0	14,448	47,975
香川県	綾川町	町村V2	23,427	0.709	0.161	0.159	8,313	34,199
香川県	多度津町	町村V2	22,124	0.730	0.142	0.129	11,259	46,803
愛媛県	松前町	町村V2	30,353	1.024	0.218	0.122	10,508	27,373
愛媛県	砥部町	町村V2	20,520	0.725	0.259	0.159	14,687	31,157
高知県	いの町	町村V2	21,602	0.789	0.244	0.111	16,238	61,606
福岡県	宇美町	町村V2	37,221	0.772	0.236	0.036	20,078	70,861
福岡県	篠栗町	町村V2	31,068	0.713	0.158	0.024	22,111	86,626
福岡県	志免町	町村V2	46,631	0.729	0.120	0.012	19,801	74,968
福岡県	須恵町	町村V2	29,340	0.716	0.152	0.026	26,099	102,026

都道府県	市町村名	町の区分	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収 率 (RDF・セメント原 料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
福岡県	新宮町	町村V2	33,556	0.823	0.115	0.033	18,825	64,290
福岡県	粕屋町	町村V2	48,975	0.679	0.088	0.024	21,616	88,948
福岡県	水巻町	町村V2	27,866	0.859	0.170	0.119	17,308	61,479
福岡県	岡垣町	町村V2	31,620	0.794	0.187	0.117	15,836	60,724
福岡県	筑前町	町村V2	30,196	0.838	0.205	0	15,731	49,859
福岡県	福智町	町村V2	21,363	0.936	0.139	0	15,636	41,172
福岡県	苅田町	町村V2	37,668	0.932	0.181	0	21,479	63,114
佐賀県	みやき町	町村V2	25,701	0.739	0.171	0	18,500	68,007
長崎県	長与町	町村V2	40,436	0.697	0.212	0.009	12,915	46,308
長崎県	時津町	町村V2	29,609	0.795	0.150	0.014	11,360	35,815
熊本県	大津町	町村V2	36,029	0.692	0.111	0.107	5,377	19,369
熊本県	菊陽町	町村V2	43,642	0.756	0.086	0.108	8,453	30,185
熊本県	益城町	町村V2	33,786	0.808	0.098	0.046	7,360	21,418
大分県	日出町	町村V2	28,125	0.806	0.094	0.033	7,236	25,440
宮崎県	三股町	町村V2	25,973	0.935	0.119	0.132	7,347	20,296
沖縄県	読谷村	町村V2	41,950	1.011	0.236	0.135	12,062	36,058
沖縄県	北谷町	町村V2	29,005	1.189	0.179	0.054	15,776	37,856
沖縄県	中城村	町村V2	22,350	0.848	0.093	0	12,804	35,235
沖縄県	西原町	町村V2	35,693	0.840	0.099	0.08	7,115	23,324
沖縄県	与那原町	町村V2	20,007	0.811	0.087	0.077	8,026	27,285
沖縄県	南風原町	町村V2	40,531	0.785	0.201	0.035	7,235	25,736
沖縄県	八重瀬町	町村V2	32,506	0.712	0.105	0.11	6,789	27,035

## 資料5 アンケート調査結果

### 1. 調査の概要

調査期間

- 住民 : 令和6年9月13日～令和6年9月30日
- 小学生 : 令和6年9月13日～令和6年9月30日

調査対象

- 住民 : 住民基本台帳より1,000件を無作為抽出
- 小学生 : 町内の小学4年生全員

### 2. 回収結果

住民	発送	1,000 通
	回収	586 件
	有効回収率	58.6%
小学生	配布	291 人
	回収	142 人
	有効回収率	48.8%

## 住民アンケート調査結果（単純集計）

### 1. あなたとあなたのご家庭のことについて

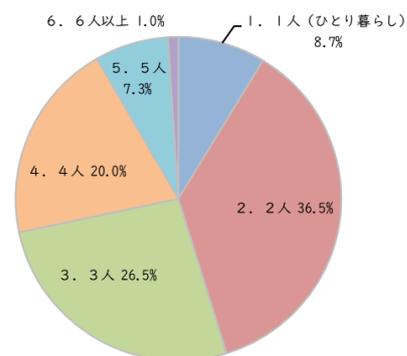
質問1 あなたの年齢をお聞きます。【回答1つ】

全体	回答数 (586)	%
1. 20歳未満	5	0.9
2. 20代	23	3.9
3. 30代	83	14.2
4. 40代	111	18.9
5. 50代	99	16.9
6. 60代	90	15.4
7. 70代	109	18.6
8. 80歳以上	66	11.3



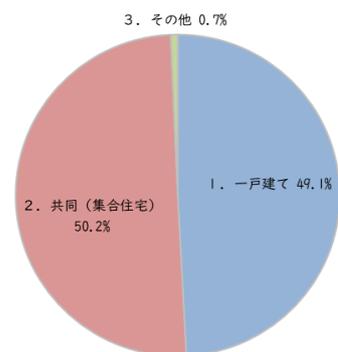
質問2 同居されているご家族の人数（ご自身も含めて）をお聞きます。【回答1つ】

全体	回答数 (586)	%
1. 1人（ひとり暮らし）	51	8.7
2. 2人	214	36.5
3. 3人	155	26.5
4. 4人	117	20.0
5. 5人	43	7.3
6. 6人以上	6	1.0



質問3 お住まい形態をお聞きます。【回答1つ】

全体	回答数 (586)	%
1. 一戸建て	288	49.1
2. 共同（集合住宅）	294	50.2
3. その他	4	0.7

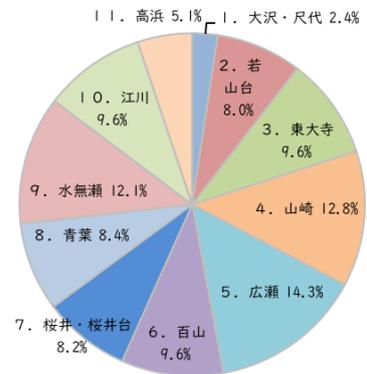


- ・マンション 3件
- ・公団住宅

質問4 お住まいの地域をお聞きします。(該当する地域に○をつけてください。)

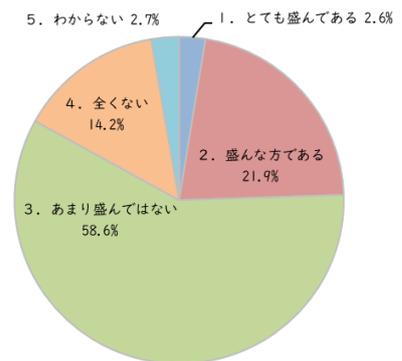
【回答1つ】

全体	回答数 (586)	%
1. 大沢・尺代	14	2.4
2. 若山台	47	8.0
3. 東大寺	56	9.6
4. 山崎	75	12.8
5. 広瀬	84	14.3
6. 百山	56	9.6
7. 桜井・桜井台	48	8.2
8. 青葉	49	8.4
9. 水無瀬	71	12.1
10. 江川	56	9.6
11. 高浜	30	5.1



質問5 ご家庭のご近所付き合いについてお聞きします。【回答1つ】

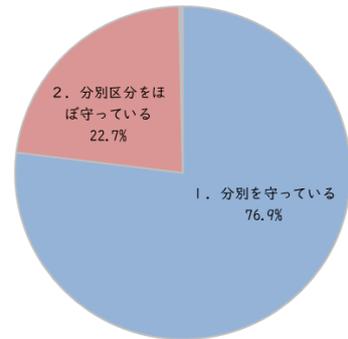
全体	回答数 (586)	%
1. とても盛んである	15	2.6
2. 盛んな方である	128	21.9
3. あまり盛んではない	342	58.6
4. 全くない	83	14.2
5. わからない	16	2.7



## 2 ごみの分別、出し方について

質問6 ご家庭でのごみの分別についてお聞きします。【回答1つ】

	回答数	%
全体	(586)	
1. 分別を守っている	444	76.9
2. 分別区分をほぼ守っている	131	22.7
3. あまり分別していない	1	0.2
4. 全く分別していない	1	0.2



質問7 質問6で答えたその理由を教えてください。

### 1. 2と回答

- ・ルール、マナー、常識だと思うから 114件
- ・アプリや広報で確認し分別を守っている 85件
- ・環境のため 48件
- ・習慣になっているから 12件
- ・回収している人のため 29件
- ・マンションで管理されている 19件
- ・守らないと回収されないから 11件
- ・その他（地域交流、トラブルになりたくない等）  
17件

※1. 2.と回答した方の回答にほぼ変わりはありませんでしたが、一部の分別がわからない等の意見がありました。

### 3. と回答

面倒だから 1件

質問8 ごみの収集頻度についてお聞きします。ごみの分別区分ごとにあなたが考える収集頻度に○をつけてください。【回答各1つ】

	全体	1	2	3
		1. 現状 でよい	2. 減ら してもよ い	3. 増や してほし い
【 燃えるごみ 】	(586)	501 87.6	6 1.0	65 11.4
【 空き缶 】	(586)	441 77.1	16 2.8	115 20.1
【 危険・有害ごみ等 】	(586)	500 88.0	27 4.8	41 7.2
【 古紙 】	(586)	470 82.5	24 4.2	76 13.3
【 古布 】	(586)	510 89.6	30 5.3	29 5.1
【 ペットボトル 】	(586)	386 67.6	19 3.3	166 29.1
【 空きびん・ガラス 】	(586)	480 84.1	19 3.3	72 12.6
【 不燃等ごみ 】	(586)	479 83.7	13 2.3	80 14.0



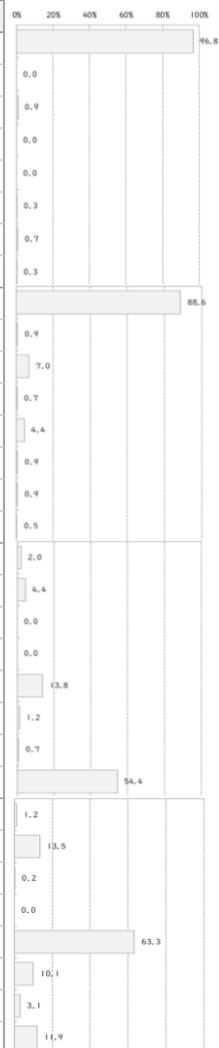
質問9 次のごみについて、どのように出しているかお聞きします。

種類ごとの出し方に○をつけてください。【複数回答可】

全体		回答数 (586)	%
食品 トレイ	1. 燃えるごみ	387	66.0
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	2	0.3
	3. 古紙・古布・ペットボトル	1	0.2
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	5	0.9
	6. 資源集団回収	7	1.2
	7. スーパーなどの店頭回収	244	41.6
	8. その他	1	0.2
缶類	1. 燃えるごみ	4	0.7
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	503	85.8
	3. 古紙・古布・ペットボトル	0	0.0
	4. 空きびん、ガラス	10	1.7
	5. 不燃等ごみ	8	1.4
	6. 資源集団回収	70	11.9
	7. スーパーなどの店頭回収	80	13.7
	8. その他	9	1.5
ダンボール	1. 燃えるごみ	21	3.6
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	1	0.2
	3. 古紙・古布・ペットボトル	302	51.5
	4. 空きびん、ガラス	1	0.2
	5. 不燃等ごみ	1	0.2
	6. 資源集団回収	304	51.9
	7. スーパーなどの店頭回収	27	4.6
	8. その他	41	7.0
新聞	1. 燃えるごみ	18	3.1
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	1	0.2
	3. 古紙・古布・ペットボトル	287	49.0
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	1	0.2
	6. 資源集団回収	233	39.8
	7. スーパーなどの店頭回収	10	1.7
	8. その他	100	17.1
チラシ	1. 燃えるごみ	199	34.0
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	1	0.2
	3. 古紙・古布・ペットボトル	228	38.9
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	1	0.2
	6. 資源集団回収	200	34.1
	7. スーパーなどの店頭回収	9	1.5
	8. その他	38	6.5
雑誌類	1. 燃えるごみ	39	6.7
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	2	0.3
	3. 古紙・古布・ペットボトル	315	53.8
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	1	0.2
	6. 資源集団回収	248	42.3
	7. スーパーなどの店頭回収	11	1.9
	8. その他	40	6.8

		回答数	%
全体		(586)	
書籍	1. 燃えるごみ	27	4.6
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	0	0.0
	3. 古紙・古布・ペットボトル	319	54.4
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	2	0.3
	6. 資源集団回収	239	40.8
	7. スーパーなどの店頭回収	11	1.9
	8. その他	67	11.4
牛乳や ジュースの 紙パック	1. 燃えるごみ	263	44.9
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	1	0.2
	3. 古紙・古布・ペットボトル	99	16.9
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	1	0.2
	6. 資源集団回収	94	16.0
	7. スーパーなどの店頭回収	199	34.0
	8. その他	13	2.2
雑がみ（お 菓子の紙箱 や包み紙、 ティッシュ の箱など）	1. 燃えるごみ	466	79.5
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	5	0.9
	3. 古紙・古布・ペットボトル	76	13.0
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	1	0.2
	6. 資源集団回収	59	10.1
	7. スーパーなどの店頭回収	2	0.3
	8. その他	15	2.6
衣類	1. 燃えるごみ	100	17.1
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	3	0.5
	3. 古紙・古布・ペットボトル	343	58.5
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	5	0.9
	6. 資源集団回収	201	34.3
	7. スーパーなどの店頭回収	6	1.0
	8. その他	37	6.3
ペット ボトル	1. 燃えるごみ	33	5.6
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	4	0.7
	3. 古紙・古布・ペットボトル	398	67.9
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	1	0.2
	6. 資源集団回収	44	7.5
	7. スーパーなどの店頭回収	224	38.2
	8. その他	3	0.5
ペットボト ルのキャッ プ	1. 燃えるごみ	347	59.2
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	2	0.3
	3. 古紙・古布・ペットボトル	51	8.7
	4. 空きびん、ガラス	1	0.2
	5. 不燃等ごみ	9	1.5
	6. 資源集団回収	27	4.6
	7. スーパーなどの店頭回収	177	30.2
	8. その他	14	2.4

		回答数	%
全体		(586)	
レシート	1. 燃えるごみ	567	96.8
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	0	0.0
	3. 古紙・古布・ペットボトル	5	0.9
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	0	0.0
	6. 資源集団回収	2	0.3
	7. スーパーなどの店頭回収	4	0.7
	8. その他	2	0.3
プラスチック容器 (シャンプー、洗剤、調味料などの容器)	1. 燃えるごみ	519	88.6
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	5	0.9
	3. 古紙・古布・ペットボトル	41	7.0
	4. 空きびん、ガラス	4	0.7
	5. 不燃等ごみ	26	4.4
	6. 資源集団回収	5	0.9
	7. スーパーなどの店頭回収	5	0.9
	8. その他	3	0.5
電子タバコ 本体	1. 燃えるごみ	12	2.0
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	26	4.4
	3. 古紙・古布・ペットボトル	0	0.0
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	81	13.8
	6. 資源集団回収	7	1.2
	7. スーパーなどの店頭回収	4	0.7
	8. その他	319	54.4
充電式電池 使用小型家電 (スティック掃除機・ワイヤレスイヤホンなど)	1. 燃えるごみ	7	1.2
	2. 空き缶・危険ごみ・有害ごみ	79	13.5
	3. 古紙・古布・ペットボトル	1	0.2
	4. 空きびん、ガラス	0	0.0
	5. 不燃等ごみ	371	63.3
	6. 資源集団回収	59	10.1
	7. スーパーなどの店頭回収	18	3.1
	8. その他	70	11.9

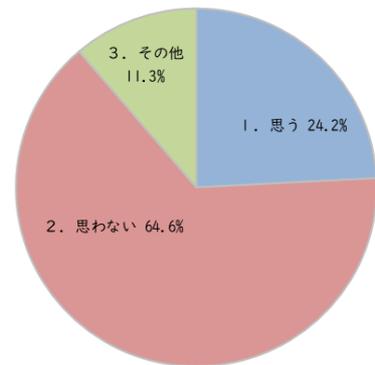


質問 10 現状よりも細かい分別が必要と思われるごみがありましたら、ご記入ください。  
 (例えば、プラスチック製容器包装、その他プラスチック製品、布団など)

- ・ プラ製品 9件
- ・ 布団、家具、トイレシート、プリンターインク
- ・ 粗大ゴミ
- ・ 布団、物干し竿、ハンガー
- ・ 布団
- ・ リサイクル可能なものがあるならば、分別はする。
- ・ 内部に電池が含まれる機器類全て
- ・ 他の地域に住んできた時にプラゴミの分別があり、燃えるごみのほとんどはプラゴミでした。もしプラゴミの分別をするとなると、燃えるごみと同じくらいの回収頻度が必要になると思うので、それが可能でないと難しいと思います。
- ・ 大型の家具

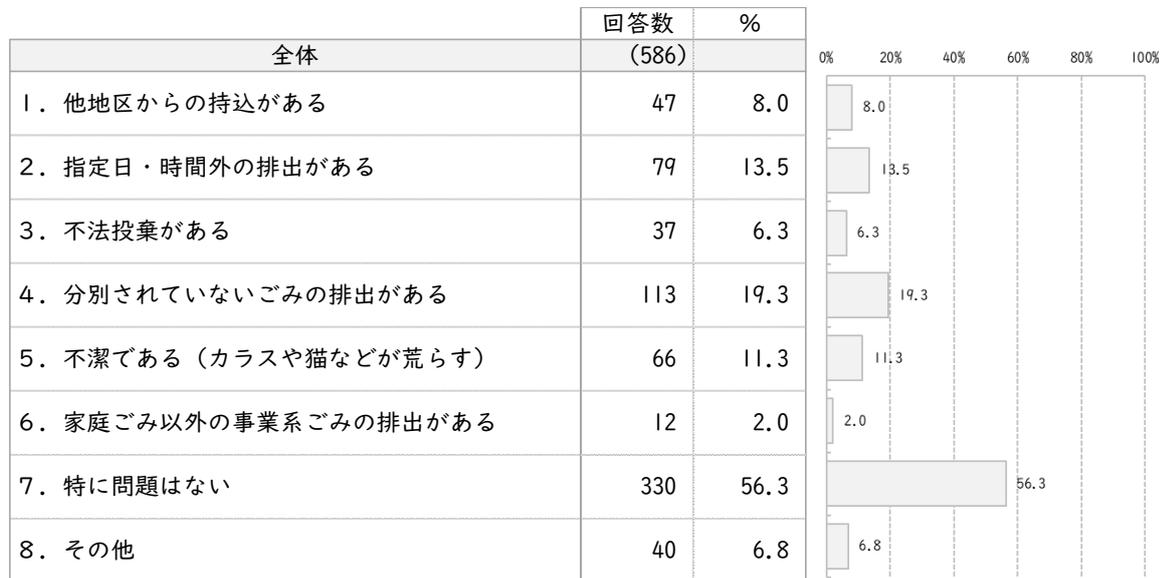
質問 11 質問 10 で答えたごみについて、「有料」の場合でも、細かい分別が必要と思われますか。  
 【回答 1 つ】

	回答数	%
全体	(586)	
1. 思う	73	24.2
2. 思わない	195	64.6
3. その他	34	11.3



- ・ ある程度は必要 8件
- ・ その他（不法投棄が増える可能性等） 5件

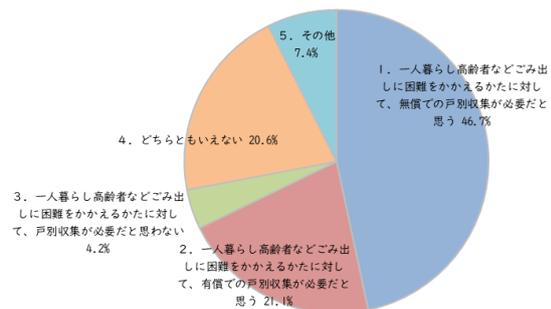
質問 12 あなたが普段使われているごみ集積所についてお聞きします。【複数回答可】



・カラス被害	7件
・町の収集業者以外が回収している	15件
・ルールが守られていない	6件
・ネットがたたまれておらず汚い	3件
・その他（時間が決まっていない、せまい等）	11件

質問 13 一人暮らし高齢者などごみ出しに困難をかかえるかたの増加により、戸別収集を求める声が増加しています。そういったかた向けの戸別収集についてどう思いますか。【回答1つまで】

	回答数	%
全体	(586)	
1. 一人暮らし高齢者などごみ出しに困難をかかえるかたに対して、無償での戸別収集が必要だと思う	265	46.7
2. 一人暮らし高齢者などごみ出しに困難をかかえるかたに対して、有償での戸別収集が必要だと思う	120	21.1
3. 一人暮らし高齢者などごみ出しに困難をかかえるかたに対して、戸別収集が必要だと思わない	24	4.2
4. どちらともいえない	117	20.6
5. その他	42	7.4

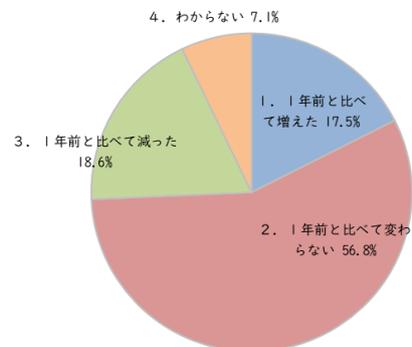


・近所の助け合いで解決すべき	12 件
・高齢者や困難な人だけでなく希望者にすべき	4 件
・費用負担（住民税の増額等）について	10 件
・介護サービスを利用すべき	2 件
・その他（行政の判断、早期解決は難しい等）	14 件

### 3 ごみの減量・資源化について

質問 14 この1年であなたのご家庭が出したごみの量をお聞きします。【回答1つ】

全体	回答数 (586)	%
1. 1年前と比べて増えた	101	17.5
2. 1年前と比べて変わらない	327	56.8
3. 1年前と比べて減った	107	18.6
4. わからない	41	7.1



質問 15 質問 14 で答えた理由を教えてください。

(主な回答)

1. と回答

- ・ 家族が増えた
- ・ 断捨離をした

2. と回答

- ・ 家族の人数が変わっていない
- ・ 生活習慣が変わっていない

3. と回答

- ・ 生ごみ処理機やコンポスト容器を利用し始めた
- ・ オムツが減ったから
- ・ 店頭回収を利用するようになった
- ・ 意識するようになった

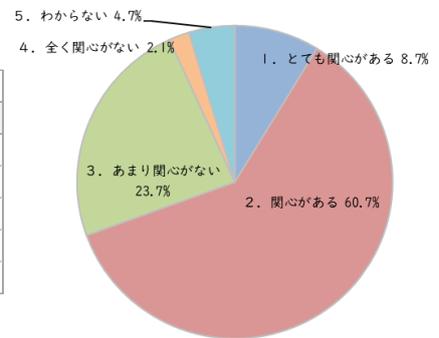
4. と回答

- ・ 特に意識をしていない

質問 16 あなたのご家庭のごみ問題やリサイクルに関する関心度についてお聞きします。

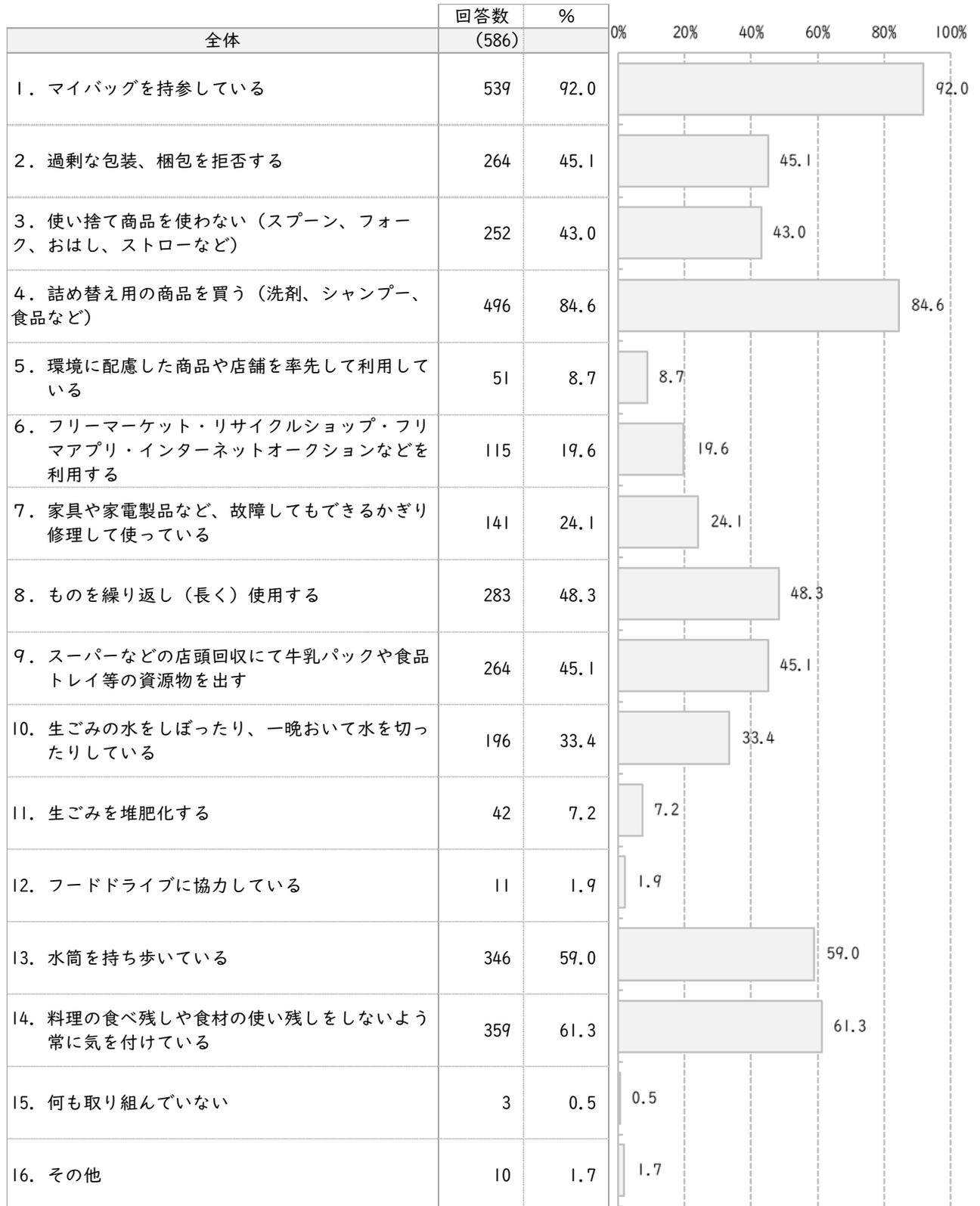
【回答1つ】

	回答数	%
全体	(586)	
1. とても関心がある	50	8.7
2. 関心がある	348	60.7
3. あまり関心がない	136	23.7
4. 全く関心がない	12	2.1
5. わからない	27	4.7



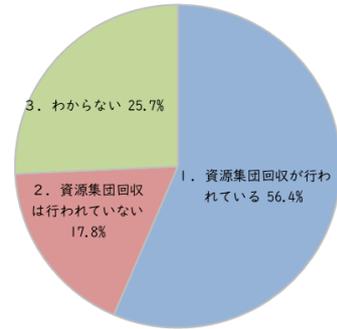
質問 17 ご家庭で取り組んでいるごみの減量やリサイクルについてお聞きます。

【複数回答可】



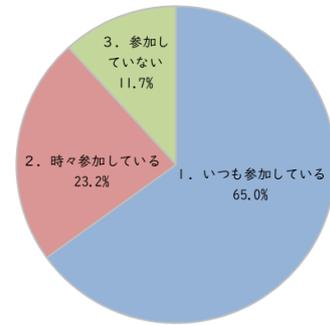
質問 18 あなたがお住まいの地域で資源集団回収が行われているかお聞きます。【回答 1 つ】

	回答数	%
全体	(586)	
1. 資源集団回収が行われている	371	56.4
2. 資源集団回収は行われていない	79	17.8
3. わからない	112	25.7



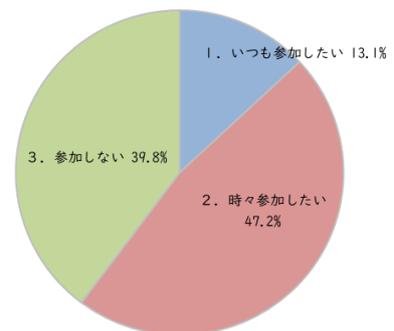
質問 19 質問 18 で「1. 資源集団回収が行われている」と回答したかたにお聞きます。資源集団回収に参加していますか。【回答 1 つ】

	回答数	%
全体	(371)	
1. いつも参加している	238	65.0
2. 時々参加している	85	23.2
3. 参加していない	43	11.7



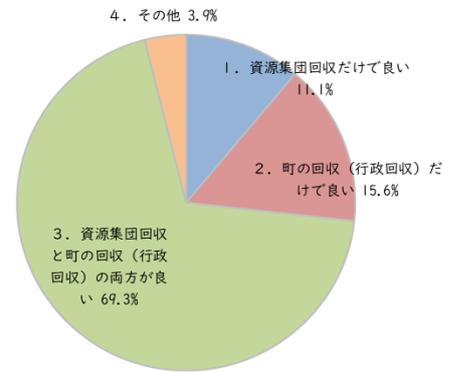
質問 20 質問 18 で「2. 資源集団回収は行われていない」、「3. わからない」と回答したかたにお聞きます。お住まいの地域で資源集団回収に取り組まれていれば参加しますか。【回答 1 つ】

	回答数	%
全体	(191)	
1. いつも参加したい	23	13.1
2. 時々参加したい	83	47.2
3. 参加しない	70	39.8



質問 21 資源物の回収のあり方についてお聞きします。【回答1つ】

	回答数	%
全体	(586)	
1. 資源集団回収だけで良い	62	11.1
2. 町の回収（行政回収）だけで良い	87	15.6
3. 資源集団回収と町の回収（行政回収）の両方が良い	386	69.3
4. その他	22	3.9

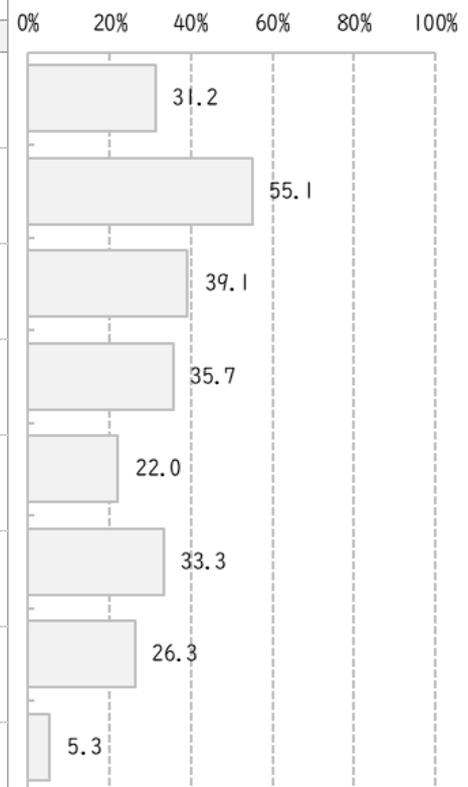


< 4. その他の回答 >

- ・メリットとデメリットがわからない
- ・どちらかでよい

質問 22 ごみの減量やリサイクルについて事業者に望むことについてお聞きします。

	回答数	%
全体	(586)	
1. 再生品の価格を下げ、品揃えを増やして欲しい	183	31.2
2. 過剰包装をやめ、簡易包装に努めて欲しい	323	55.1
3. 再利用・資源化しやすい製品を作り、販売して欲しい	229	39.1
4. 製品が長く使えるよう修理や補修の体制を整えて欲しい	209	35.7
5. 使い捨て容器包装ではない売り方の選択肢を増やして欲しい（リターナブル容器や持参容器への対応など）	129	22.0
6. 事業者自らがより積極的な資源回収をして欲しい	195	33.3
7. 使用済み製品の回収まで事業者が責任を持って欲しい	154	26.3
8. その他	31	5.3

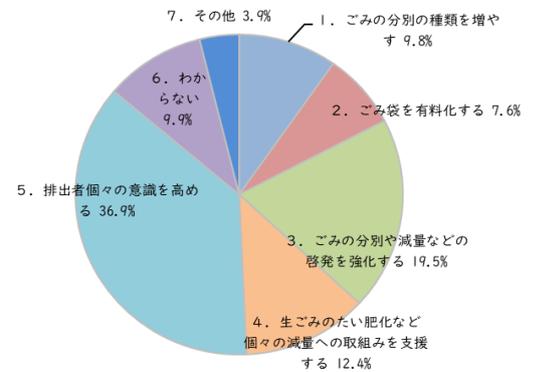


< 8. その他の回答 >

- ・長く使えるものを増やしてほしい 2件
- ・容器を回収してほしい 2件
- ・その他（衛生の方が大事、再生負荷商品の価格をあげる等） 9件

質問 23 ごみの減量を進めるため、次のうち、あなたが最も必要と思うことについてお聞きします。【回答1つ】

全体	回答数 (586)	%
1. ごみの分別の種類を増やす	55	9.8
2. ごみ袋を有料化する	43	7.6
3. ごみの分別や減量などの啓発を強化する	110	19.5
4. 生ごみのたい肥化など個々の減量への取組みを支援する	70	12.4
5. 排出者個々の意識を高める	208	36.9
6. わからない	56	9.9
7. その他	22	3.9



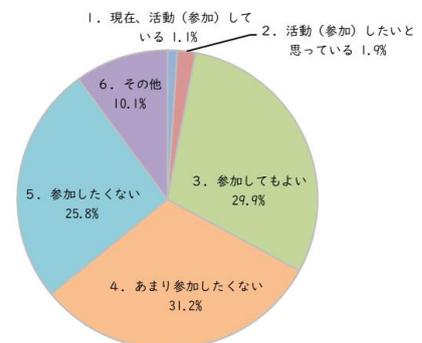
< 7. その他の回答 >

- ・商品 を 売る 側 の 工夫 5 件
- ・外国人 へ の 対応 2 件
- ・集合住宅 に ディスポーザー を つける 2 件
- ・その他 (減量のメリットを伝える、食品ロスをなくす等) 11 件

## 4 町のごみ行政について

質問 24 ごみ減量・資源化を推進するためには、住民・事業者・町の三者の一体的な活動が重要です。そこでお聞きします。あなたは、ごみ問題やリサイクルに関するボランティア活動(団体)があれば、参加しますか。【回答1つ】

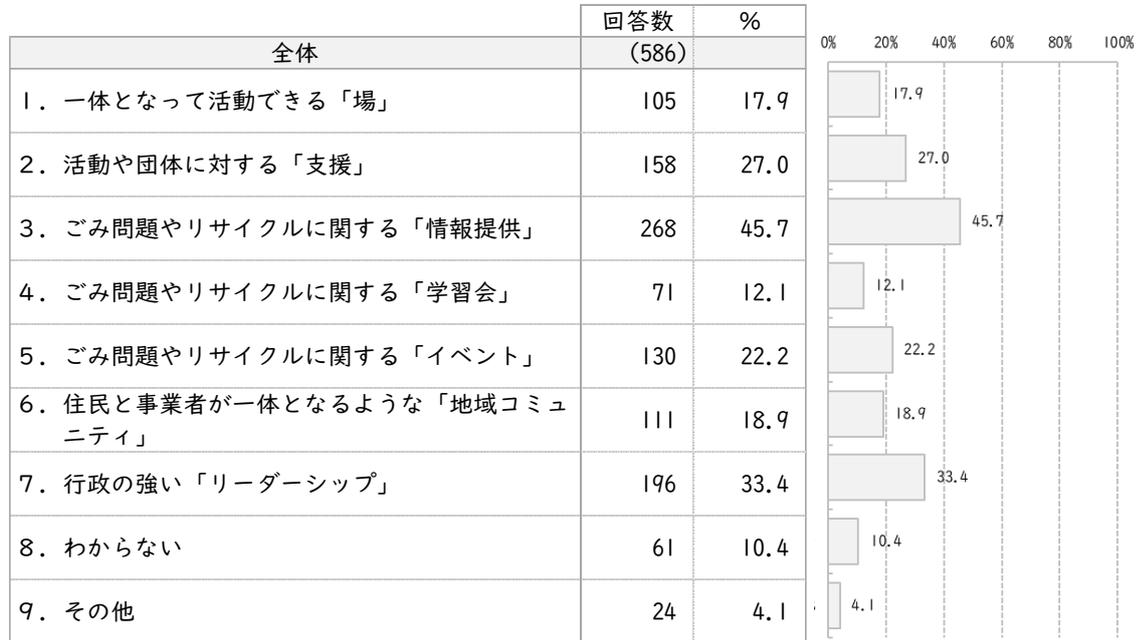
全体	回答数 (586)	%
1. 現在、活動(参加)している	6	1.1
2. 活動(参加)したいと思っている	11	1.9
3. 参加してもよい	169	29.9
4. あまり参加したくない	176	31.2
5. 参加したくない	146	25.8
6. その他	57	10.1



< 6. その他の回答 >

- ・参加したいが忙しい

質問 25 ごみ減量・資源化を推進するためには、住民・事業者・町の三者が連携することで解決に近づくと考えています。そのために重要だと思われることについてお聞きします。【回答3つまで】



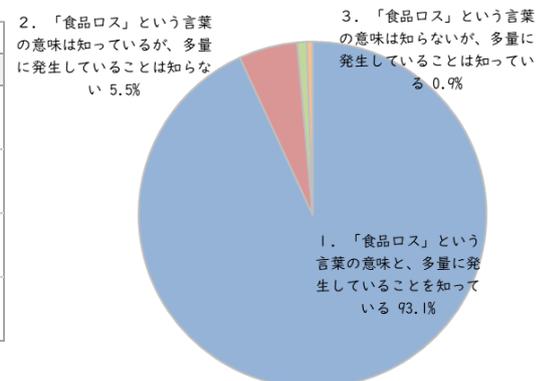
< 9. その他の回答 >

- ・ その場をつくる等、行政が率先してやってほしい 11 件
- ・ 参加したいが難しい 3 件
- ・ その他（学校での教育、個人の意識等） 9 件

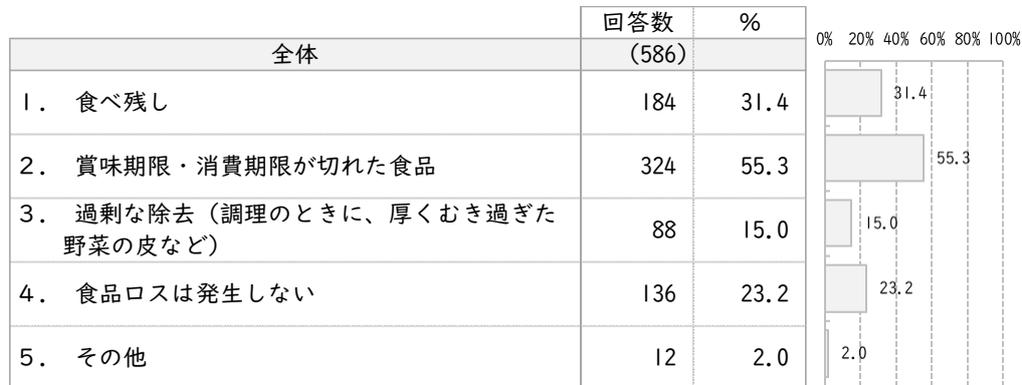
## 5 食品ロスの削減に関する取組み等について

質問 26 食べ残しや期限切れなどにより本来は食べられたのに廃棄される食品のことを「食品ロス」と言い、日本では年間472万トン（令和4年度）の食品ロスが発生していることをご存知でしたか。【回答1つ】

	回答数	%
全体	(586)	
1. 「食品ロス」という言葉の意味と、多量に発生していることを知っている	529	93.1
2. 「食品ロス」という言葉の意味は知っているが、多量に発生していることは知らない	31	5.5
3. 「食品ロス」という言葉の意味は知らないが、多量に発生していることは知っている	5	0.9
4. 「食品ロス」という言葉の意味と多量に発生していることの両方を知らなかった	3	0.5



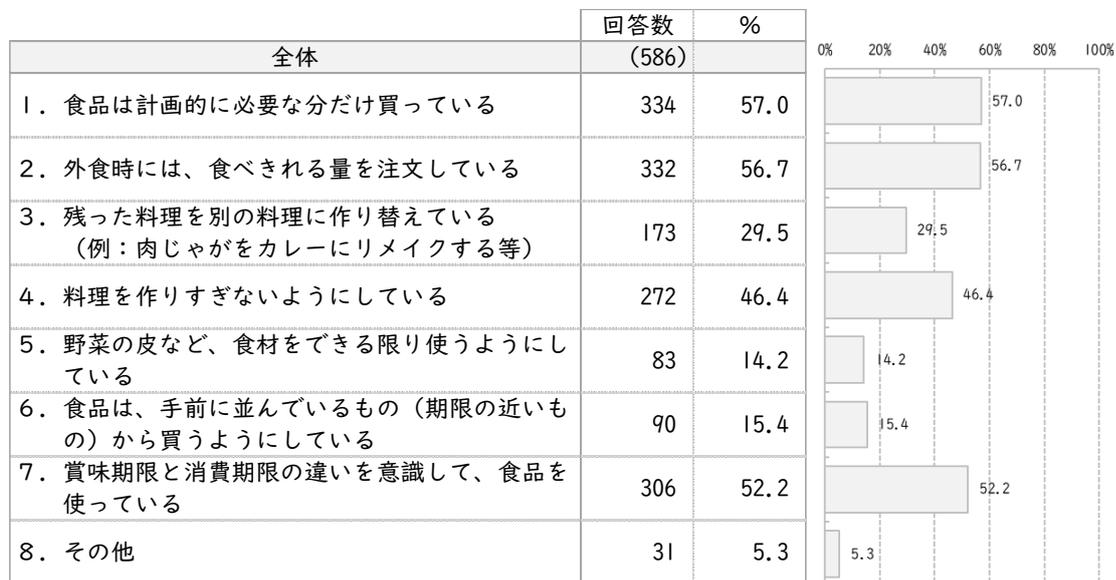
質問 27 ご家庭でどのような食品ロスが多く発生しますか。【複数回答可】



< 5. その他の回答 >

- ・食品ロスはほぼない 7 件
- ・賞味期限切れ 4 件

質問 28 食品ロス削減のために様々な取組みがありますが、ご家庭で実践している取組みはありますか。【複数回答可】



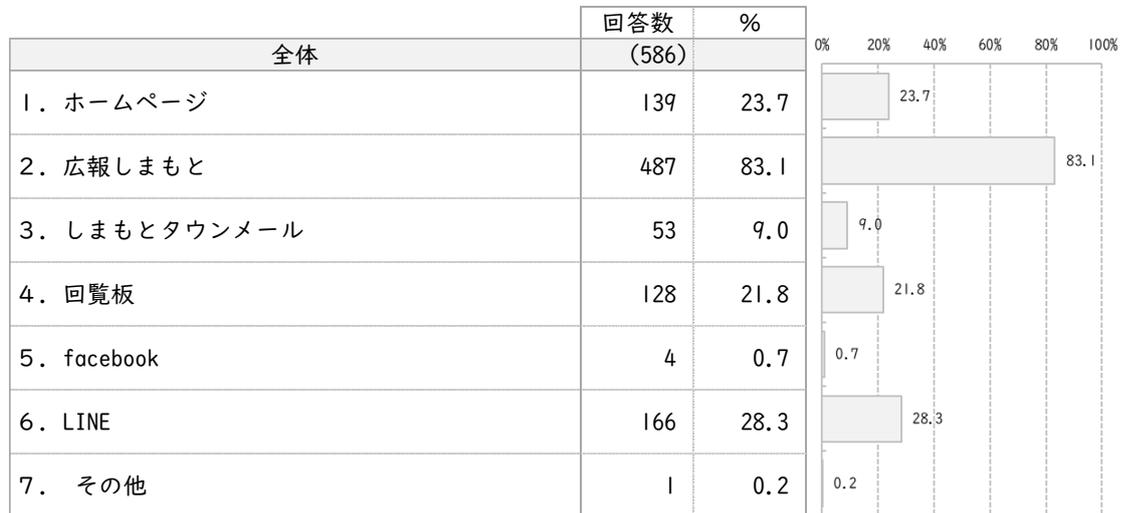
< 8. その他の回答 >

- ・冷凍している 4 件
- ・消費期限・賞味期限を把握している 4 件
- ・使い切りキット等の利用 4 件
- ・多少の期限切れは気にしない 4 件
- ・余ったものは他の日に食べる 3 件
- ・その他（畑に入れる、おすそ分けをする等） 8 件

## 6 その他について

質問 29 ごみに限らず町からのお知らせは主にどのような媒体で確認しますか。

【複数回答可】



< 7. その他の回答 >

- ・疑問がある時は電話で問い合わせる

質問 30 ごみの減量・資源化に関し、ご意見等がありましたら自由にご記入ください。

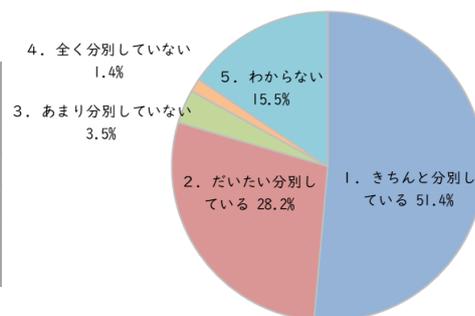
- ・役所に回収ボックスを置いてほしい等の分別収集に関する意見
  - ・生ごみ対策への意見
  - ・ごみ回収や処理をしている人への感謝等
- 185 件の意見をいただきました。

## 小学生アンケート調査結果(単純集計)

### 1. ごみの分別、出し方について

質問1 ごみの分別についてお聞きします。【回答1つ】

	回答数	%
全体	(142)	
1. きちんと分別している	73	51.4
2. だいたい分別している	40	28.2
3. あまり分別していない	5	3.5
4. 全く分別していない	2	1.4
5. わからない	22	15.5



質問2 質問1で答えたその理由を書いてください。

1. 2. と回答

- ・ごみ箱が分かれているため
- ・親がやっている

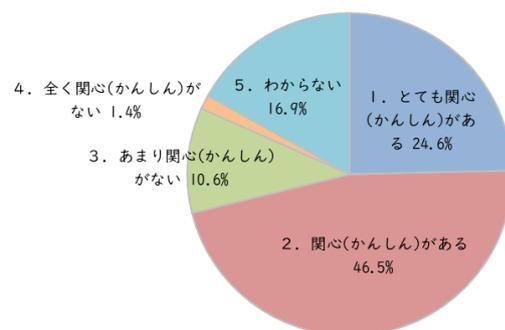
3. 4. と回答

- ・親がやっているから
- ・面倒くさい

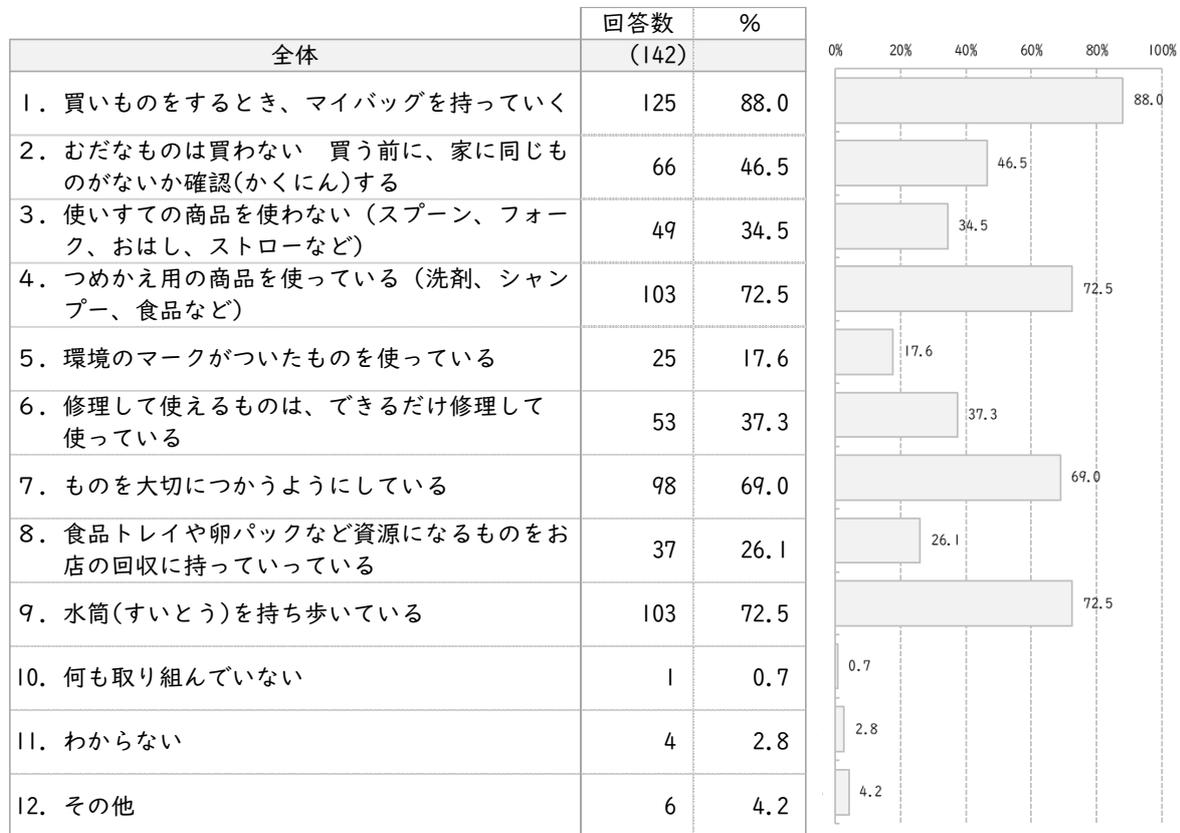
### 2. ごみを減らすこと・資源にすることについて

質問3 あなたのご家庭のごみ問題やリサイクルについて、関心はありますか。【回答1つ】

	回答数	%
全体	(142)	
1. とても関心がある	35	24.6
2. 関心がある	66	46.5
3. あまり関心がない	15	10.6
4. 全く関心がない	2	1.4
5. わからない	24	16.9



質問4 ごみを減らしたり、資源にするために、ご家庭でどんな取り組みをしていますか。【複数回答可】



<12. その他の回答>

- ・マイバッグを使っている
- ・店頭回収の利用
- ・古着をあげている

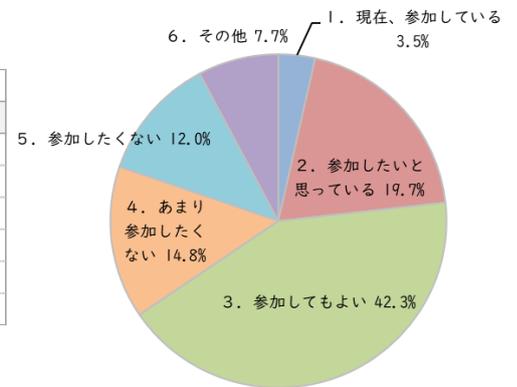
質問5 ごみを減らすため、資源にするために、島本町役場、スーパーやコンビニエンスストアなどのお店、ものづくりをしている会社などに望むことはなんですか。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ・リサイクルできるものを増やす        | 14件 |
| ・マイバッグを使う              | 9件  |
| ・ごみ箱を増やす               | 6件  |
| ・ポスターを作る               | 4件  |
| ・その他(紙ストローにする、無駄にしない等) |     |

質問6 ごみをへらすため、資源にするためにできるボランティア活動があれば、参加しますか。

【回答1つ】

全体	回答数 (142)	%
1. 現在、参加している	5	3.5
2. 参加したいと思っている	28	19.7
3. 参加してもよい	60	42.3
4. あまり参加したくない	21	14.8
5. 参加したくない	17	12.0
6. その他	11	7.7



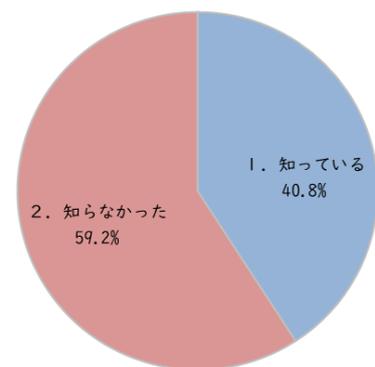
< 6. その他の回答 >

- ・ 習い事があるから
- ・ どちらでもよい
- ・ 参加しない
- ・ 参加はしたいけどできる日がない

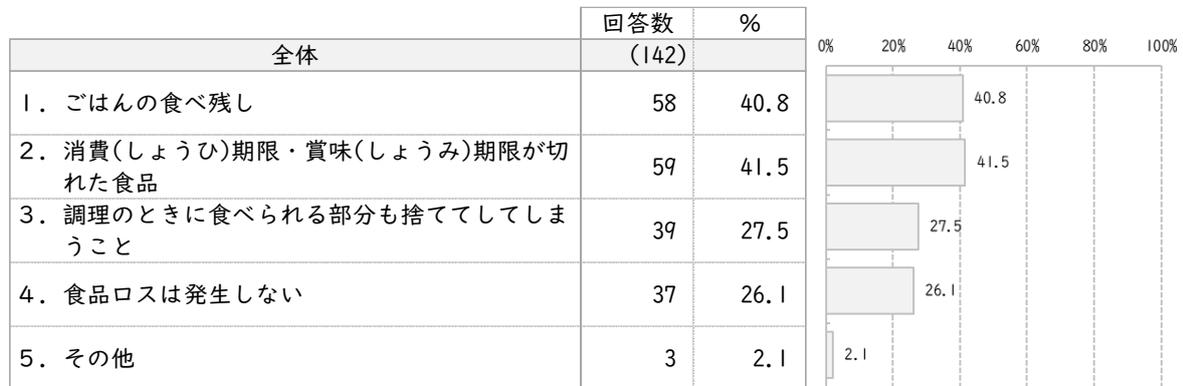
### 3. 食ロスについて

質問7 食べ残しや期限が切れてすててしまう食品のことを「食品ロス」といい、日本では年間472万トン（令和4年度）の食品ロスが発生していることを知っていましたか。（472万トンというと、ごみ収集車236万台分くらいの量になります。）【回答1つ】

全体	回答数 (142)	%
1. 知っている	58	40.8
2. 知らなかった	84	59.2



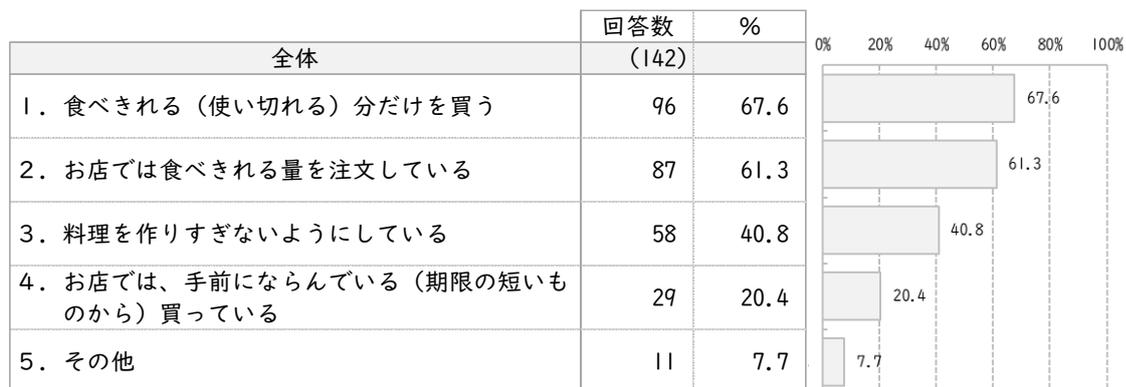
質問8 ご家庭でどのようなものがたくさん食品ロスになっていますか。【複数回答可】



< 5. その他の回答 >

- ・ 稀にしか発生しない

質問9 食品ロスをへらすために、ご家庭でしている取り組みはありますか。【複数回答可】



< 5. その他の回答 >

- ・ 冷凍している
- ・ 残っていたら買わない

質問10 ごみをへらすためのアイデア、資源にするためアイデアなどがありましたら自由に書いてください。

- ・ 食べ残しをしない等食品ロスへの意見
  - ・ ごみの分別に対する意見 等
- 113件の意見をいただきました。

## 用語集

[い]

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

[か]

合併処理浄化槽

水洗式便所と連結して、し尿および、それと併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。

家電リサイクル法

⇒[と]「特定家庭用機器再商品化法」参照。

許可業者

町より事業系一般廃棄物の収集の許可を受けた業者。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画である。平成 6 年に第 1 次計画、平成 12 年に第 2 次計画、平成 18 年に第 3 次計画、平成 24 年に第 4 次計画、平成 30 年に第 5 次計画、令和 6 年に第 6 次計画が閣議決定された。

[け]

#### 下水道

生活排水を管路で終末処理場まで接続されているもの。

[こ]

#### 広域臨海環境整備センター

法昭和 56 年法律第 76 号。廃棄物の広域的処理が必要な区域において、海面埋立てによる広域処理場の建設、管理等の業務を行う法人の設立手続等を定める。本法に基づき、現在、近畿圏の 2 府 4 県を処理対象区域とする「大阪湾フェニックス計画」が推進されている。

#### 公共用水域

河川及び水路。

#### 公共下水道

『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』（下水道法第 2 条第 3 号）。

公共下水道の設置・管理は、原則として市町村が行うが、2 以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合には、都道府県がこれを行うことができる。また、平成 3 年度から、過疎地域活性化特別措置法に基づく特例として、過疎地域のうち、一定の要件を満たす市町村については、幹線管渠等の根幹的部分の設置を都道府県が代行できるようになった。

#### 小型家電リサイクル法

⇒[し]「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」参照。

[さ]

#### 再資源化施設

リユース・リサイクルを進めるための施設の総称。

#### 最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

## 再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

## 再生利用

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

## [し]

### 資源の有効な利用の促進に関する法律

平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成12年に制定されたもの。①製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、②使用済製品の自主回収・リサイクル、③製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった3Rに関するさまざまな取組を促進することにより、循環経済システムの構築を目的とする。

### 資源有効利用促進法

⇒[し]「資源の有効な利用の促進に関する法律」参照。

## し渣

し尿や浄化槽汚泥は、処理の円滑化を図るため前処理設備において、きょう雑物や油分が分離される。分離されたきょう雑物をし渣という。

### 自動車リサイクル法

⇒[し]「使用済自動車の再資源化等に関する法律」参照。

## 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

## 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画である。平成 15 年に第 1 次計画、平成 20 年に第 2 次計画、平成 25 年に第 3 次計画、平成 30 年に第 4 次計画、令和 6 年に第 5 次計画が閣議決定・国会報告された。同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めている。

## 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

## 浄化槽汚泥

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽から排出される汚泥。

## 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律

平成 14 年法律第 87 号。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレツダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。

## 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された。

### [す]

#### 水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

#### ストックマネジメント計画

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

### [せ]

#### 生活排水

生活をしていくうえで台所、風呂、洗濯、トイレなどさまざまな場所で水を使用している。使用された水のほとんどは、汚れた水として排水される。このような排水を「生活排水」と言う。このうち、トイレの排水を「し尿」といい、台所や風呂、洗濯等の排水を「生活雑排水」と言う。

#### 生活排水処理率

生活排水適正処理率は、生活排水を適正に処理している人口（水洗化・生活雑排水処理人口）が全人口に占める割合をいう。水洗化・生活雑排水処理人口は、コミュニティ・プラント人口、合併処理浄化槽人口、下水道人口、農業集落排水施設人口のことである。

生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）×100

### [そ]

#### 総排出量原単位

年間ごみ排出量÷365日又は366日÷行政区域内人口

[た]

#### 多量排出業者

スーパー又は量販店など、多量にごみを排出する業者に対し、ごみの排出抑制の方法、ごみの減量化計画などを事前に提出させる仕組み。

#### 単独処理浄化槽

し尿だけを処理し、生活雑排水の処理が行われていない浄化槽。

[ち]

#### 中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

[と]

#### 特定家庭用機器再商品化法

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

#### 特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。ほかの廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用される。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されている。

[に]

#### 二酸化硫黄

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

[は]

#### 廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」参照。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

#### ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

#### 発生回避

マイバッグを持参し、レジ袋を断るなど、不要なもの、余計なものを受け取らないこと。  
発生抑制（リデュース）廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

#### [ひ]

##### 非水洗化人口

汲み取りトイレを使用している世帯人口を言う。

#### 1人1日当たりの排出量（排出量原単位）

町民の1人が1日に排出しているごみの量。単位は、g/人・日である。

#### [ふ]

##### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$  万分の $1\text{m}$ ）以下のものをいう。

#### プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチック資源循環促進法では「3R+ Renewable」の協力によりプラスチックの資源循環を目的としており、製品の設計から廃棄物の処理まで、ライフサイクルのすべてのプロセスでプラスチック資源を循環させるための法律。

#### 粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理等に伴い発生、飛散する物質。

[よ]

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

[り]

リサイクル

原材料として再び利用すること。再生利用。

リデュース

⇒[は]「発生抑制」参照。

リフューズ

⇒[は]「発生回避」参照。

リユース

⇒[さ]「再使用」参照。

流域下水道

『専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの』（下水道法第2条第4号イ）。又は『公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの』（下水道法第2条第4号ロ）をいう。流域下水道の設置・管理は、原則として都道府県が行うが、市町村も都道府県と協議してこれを行うことができる。

下水道法第2条第4号イに規定する流域下水道が整備された背景には、都市化の進行に伴う市街地の連担、水質保全への必要性の増大といった社会情勢の変化を受け下水道事業を従来の市町村単位で実施するのみでなく、河川等の流域単位に基づく行政区域を越えた広域的な観点から計画立案し、実施することの必要性が強く認識されるようになったためである。

[B]

BOD

Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

[C]

COD

Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

[D]

DO

Dissolved Oxygen 溶存酸素量。水に溶解している酸素の量。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境。

[P]

pH

水の酸性・アルカリ性を表す指標。中性は7。数字が小さいほど酸性度が高い。

[R]

Renewable

リニューアブル。そのままの英語の意味では「再生可能」。近年では、3RとRenewableを合わせた「3R+ Renewable」と呼んでおり、今までプラスチック製だったスプーンやストローを、紙や木材、バイオマスプラスチックなどの再生可能な素材に変えていくことで、限りある資源を有効に使い、資源のむだづかいを減らす考え方。

[S]

SS

Suspended Solid 懸濁物質。水中に浮遊している物質の量のことをいう。数値が大きいほど水の濁りが多い。

SDGs

エスディーゼーズ「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標である。17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されている。

[数字]

3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の排出抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3 つの頭文字をとったもの。

4R

リフューズ (Refuse) : 廃棄物等の発生抑制、リデュース (Reduce) : 廃棄物等の排出抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 4 つの頭文字をとったもの。